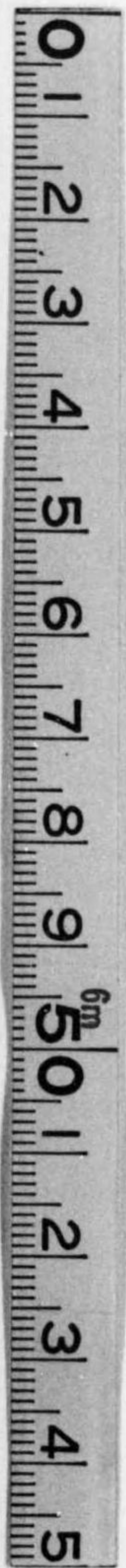


678.3
97

678.3-Ka97ウ
1200500750595



始



232

678.3
KA97



川島信太郎著

本邦通商政策條約史概論

東京 巖松堂書店發兌



序

願れば明治四十年外務省に入り恰も當時開始せらるゝに至つた小村條約改正調査事務に諸井領事の下に没頭せるより以來茲に約三十年、誠に自分の一生は本邦通商條約の改正、貿易政策の決定運用の爲め経過せるやの感がある。其の間本邦通商貿易政策は偏務不_レ對等なる安政條約の桎梏より脱却し互惠對等主義の實行が貫徹せられてより以後、歐洲大戰に際會し國運勃興の機運に乗じ全世界に對し通商自由原則の下に眞の意味に於ける門戶開放、機會均等を主張するに至つたのである。然るに昭和四年の世界恐慌後は大戰後列國に瀰漫するに至りたる國家經濟主義が益々熾烈となりたる爲め、右反動的逆潮に對抗する爲め昭和九年通商擁護法を公布し、本邦の傳統的通商自由主義に互惠主義を加味するに至りたるも、其の目的を達せざる以前に昭和十二年七月今次支那事變の勃發となり、互惠主義運用の段階を飛躍して統制經濟主義の下にブロック

的主張が爲さるゝに至つたのである。曩に去る昭和十一年退官と同時に故上田東京商科大學長より特別依頼を受け、本邦通商條約改正史編纂に志し、兼ねて同大學に於て商業政策を講義することゝなつたが、間もなく支那事變勃發の爲め貿易組合中央會兒玉會長より對外貿易振興に關する特殊事務の擔當を依頼せられ、右編纂事業も遷延を重ね居る中、去る五月遽かに上田學長の逝去を見るに至りたるは遺憾此の上も無きところである。茲に稍々餘暇を得たるを幸ひ、右本邦通商條約改正史編纂の中間報告とも見るべき本邦通商條約史概論の編纂を了するに至つた。依て書肆の希望に任せ此の機會に右本邦通商條約史概論に、商科大學に於ける商業政策講述の一端と時局に關係ある五論文とを載せ、敬謝に附することにした。従つて本書に載するところは内容甚だ貧弱なるが故に之れを公刊するは忸怩に堪へざるものあるも、之れを敢てせるは前記上田學長に對する責務と這次非常時局に際會し講學上過去に於ける本邦通商貿易政策の動向を知悉せしむること切實なるを益々感ずるが爲めである。尙本書出版に關し佐野、吉田兩商學士、大前、石川、珍田、佐藤、和田諸氏に於て編纂、校正其の

他に付種々の勞を採られたることに對し特に謝意を表せざるを得ない。

昭和十五年十二月下浣

著 者

凡例

本著第一部本邦通商政策概論第一章は長崎高等商業學校武藤教授記念論文集中所載のものに少許の修正を加へたもの第二章乃至第七章は東京商科大学に於ける講義に加筆を爲せるものである。以上其の内容は時代の推移に拘らず變更せられざるべきもの多きを示す爲め、故と當時發表又は講義せるものを其の儘踏襲せる場合多きも統計的數字は可成り現状に近きものとして置いた。

第二部本邦通商條約史概論第一章第一節は昭和九年四月公布の通商擁護法制定前後の事情を最も有力に説明し得べき資料である。同第二節は支那事變下に於ける本邦對外貿易政策の概要を外國に紹介せんとの意圖より起草せるものである。第二章乃至第六章は本邦通商條約改正史の概略を示さんが爲め東京商科大学に於て講義せるもの、又第七章は會て外交時報に於て發表せる論文に加筆せるものなるが右の中前者は第一章第一節所述の布疋とも見るべきである。尤も後者に於ては戰後通商條約改正に筆を止めて置いた。

第三部第一本邦貿易の統計的研究は支那事變發生の背景とも云ふべき經濟的眞因を如實に統計的數字を以て説明せんが爲め起草されたものである。元來本論文は當時貿易組

合中央會の好意に依り世界各國に配布せられたる英文パンフレットの翻譯である。右翻譯は會て占部氏の厚意により東亞日日新聞紙上に公表せられたものに加筆せるものである。尙本英文パンフレットは多方面より相當の注意を喚起したるが就中獨逸前藏相シヤハト博士は本書が其の結論として言はんとするところは恰も獨逸の經驗せる國際通商上の苦惱を説明せるものなりと批評せるは世界新秩序建設途上に於ける持たぬ國共通の苦惱を告白せるものとして最も傾聽に値すべきものと思せらるゝのである。第二、第三、日米通商條約廢棄に關する論文としては稍々舊事態を基礎とせるやの感あるも日米不戦が世界經濟の破綻を防ぐ爲め絶對に必要なりとする吾人の見地より敢て之れを其の儘掲載したのである。更に第四、第五、時局下本邦貿易政策に關する論文は殊に外國人に對し本邦貿易政策の實體は今日と雖も徒にブロック經濟の下に踞躓し又所謂東亞共榮圈内の資源を獨占し世界經濟の發展を阻害せんとの意圖無き事情を示さんと試みたるものに外ならない。附録其の他に於ける統計は一般貿易統計の羅列とは異り本書の内容を説明せんが爲め種々苦心の存するものあるに付煩を厭はず全部掲載することとした。只最近時のものは時局上之れを省略せざるを得なかつたことを遺憾とする。

本邦通商政策條約史概論 目次

第一部 本邦通商政策概論	一
第一章 通商政策と通商條約との關係	一
一 通商政策の意義	一
二 自由貿易と保護貿易及統制貿易	二
三 對外通商政策の客體 其の一 國民	三
四 對外通商政策の客體 其の二 貨物	六
五 對外通商政策の客體 其の三 船舶	六
六 通商條約の補助的客體	七
七 二國間條約と多數國間條約	八
八 通商條約の主體及適用區域	二一
九 通商條約の主體に關する沿革	二四
十 日本に於ける主權者の呼び方	二七

十一	王政復古以後に於ける主權者の稱呼	一九
十二	日本國名の呼び方	二二
十三	通商條約の内容	二三
第二章	本邦に於ける對外通商行政機關	二五
第一節	沿革概論	二五
第二節	對外通商行政機關の内容	二六
第三節	外交官、領事官及商務官制度一般	二六
第三章	歐洲大戰前に於ける列國通商政策概要	三三
第一節	自由貿易主義國	三三
第二節	保護貿易主義國	三六
一	米國の關稅制度	三六
二	獨逸の關稅制度	四〇
三	佛蘭西の關稅制度	四〇
第三節	收入主義の高關稅國	四〇

第四節	條約に依る低關稅國	五一
第四章	最惠國條款	五四
第一節	緒論	五四
第二節	最惠國條款の意義	五五
第三節	最惠國條款の種類	六七
第四節	最惠國條款の沿革	七二
第五節	最惠國條款と機會均等主義との關係	八一
第五章	關稅制度概要	八三
第一節	序説	八三
第二節	國定關稅制度	八四
第一款	國定關稅制度の意義	八四
第二款	歐洲大戰前に於ける英國關稅制度	一〇〇
第三款	歐洲大戰前に於ける米國關稅制度	一〇一
第四款	中南米諸國に於ける關稅制度	一〇九

第三節 關稅協定制度	二〇
第四節 國定協定關稅主義	二三
第五節 複關稅制度	二七
第六節 特惠關稅制度	三三
第七節 關稅同盟	三三
第八節 自由港及自由區制度	四〇
第九節 假置場及保稅倉庫	四四
第十節 戻稅及獎勵金制度	四七
第六章 通商自由の原則	五五
第一節 通商自由の意義	五五
第二節 入國の自由	六二
第三節 居住、旅行、修學研究、生業、職業及産業の自由	六六
第四節 私權享有の自由	七〇
第五節 内外船舶に對する均等待遇	七四

第六節 輸出入禁止制限の撤廢	七七
第七節 無條件最惠國待遇	八一
第七章 門戶開放機會均等主義と東亞新秩序建設との關係	八六
第一節 支那に於ける門戶開放機會均等主義の沿革及意義	八六
第二節 支那以外の方面に於ける門戶開放機會均等	九一
第三節 東亞新秩序建設と機會均等主義	九八
第二部 本邦通商條約史概論	九九
第一章 本邦對外通商政策沿革要旨	九九
序言	九九
第一節 安政條約時代より歐洲大戰後反動時代に至る迄	一〇〇
第一款 開國より寺島時代に至る迄	一〇〇
第二款 井上、大隈、青木時代	一〇三
第三款 陸奥條約改正時代	一〇四
第四款 小村條約改正時代	一〇七

第一節	概 説	二二七
第二節	關稅に關する各國との交渉	二三一
第三節	小村條約改正の効果	二三五
第五款	歐洲大戰後條約改正時代	二三七
第六款	歐洲大戰後反動時代	二四一
第一節	概 説	二四二
第二節	諸外國反動政策の本邦に對する影響	二四三
第三節	列國反動政策に對する本邦の對策	二四六
第四節	通商擁護法の公布及其の運用	二四八
第五節	通商擁護法下に於ける本邦通商政策の基調	二五二
第二節	支那事變下に於ける本邦貿易情勢及其の對策	二五四
第一款	過去に於ける本邦貿易情勢略説	二五七
第二款	過去に於ける本邦國別貿易概觀	二五七
第三款	外國爲替管理制度の強化及運用	二六二
第四款	支那事變下に於ける關稅改正及輸出入管理制度	二六七

第五款	貿易組合法の制定	二五五
第六款	特別外國爲替基金及輸出又は製造資金前貸補償制度の設定	二五八
第七款	リンク制及原材料配給會社等の設定	二五九
第二章	安政條約時代	二六三
第一節	序 説	二六三
第二節	開國より岩倉特使派遣に至る迄	二六五
第三節	岩倉特派大使による交渉	二六八
第四節	寺島時代	二七〇
第五節	井上條約改正時代	二七四
第六節	大隈條約改正時代	二八〇
第七節	青木條約改正時代	二八四
第三章	陸奥條約時代	二八七
第一節	陸奥條約改正による法權の回復	二八七
第二節	陸奥條約改正に於ける關稅問題	二八八

第四章 小村條約改正時代

目次

第一節 概 説……………三三三

第二節 國別交渉經過……………三三六

第一款 英國との交渉……………三三六

第二款 佛國との交渉……………三三三

第三款 獨逸との交渉……………三三五

第四款 伊太利其の他歐洲諸國との交渉……………三三七

第五款 米國との條約交渉……………三四五

第三節 小村條約改正の本邦産業貿易に及ぼしたる効果……………三五〇

第一款 概 説……………三五〇

第二款 重要産業に及ぼしたる影響……………三五五

第一款 製 糖 業……………三五六

第二款 綿糸布業……………三五〇

第三款 毛織物業……………三五三

第四款 絹織物業……………三五六

第五章 歐洲大戰前及大戰中に於ける通商交渉

目次

第一節 本邦貿易情勢……………三六六

第二節 佛、伊、希、露よりの條約廢棄通告……………三九〇

第一款 佛蘭西との交渉……………三九〇

第二款 イタリアとの交渉……………三九一

第三款 ギリシヤとの交渉……………三九三

第四款 ロシヤとの交渉……………三九四

第三節 獨、澳洪との條約消滅……………三九七

第四節 聯合國巴里經濟會議經過……………三九七

第五節 支那との條約交渉……………四〇〇

第六節 米國との條約交渉……………四二一

第六章 戰後條約改正時代……………四二六

第一節 序 說……………四二九

第二節 戰後條約改正方針……………四三三

第三節 戰後に於ける各國との條約交渉……………四三三

第一款 概 說……………四三五

第二款 日英協定稅率の廢止及日英補足條約の締結……………四三五

第三款 歐洲新興國との條約締結……………四三九

第四款 中南米諸國との條約締結……………四四四

第五款 治外法權國との條約交渉……………四四四

第一 暹羅との條約改正……………四四六

第二 土耳其、波斯、アフガニスタン、埃及等との條約交渉……………四四八

第六款 支那との條約交渉……………四五三

第七款 獨逸、奧地利等との條約交渉……………四五三

第七章 對鮮滿條約關係強化の沿革……………四五七

第一節 序 說……………四五七

第二節 日本と朝鮮との初期條約……………四六〇

第三節 朝鮮陸境に於ける特殊關稅……………四六二

第四節 朝鮮と日本との關稅關係……………四六四

第五節 朝鮮併合後に於ける日鮮關稅關係……………四六六

第六節 關稅据置期間滿了後に於ける日鮮關係……………四六八

第七節 鮮滿經濟關係強化の沿革……………四七三

第八節 三線連絡運賃制度の經緯……………四七五

第九節 海陸境關稅均等原則に關する交渉……………四七七

第十節 鮮滿國境特殊關稅設定の必要……………四八二

第十一節 關東州生産物特惠制度……………四八四

第十二節 日滿特惠又は日滿關稅同盟の必要…………… 四八七

第三部 本邦貿易對策諸論…………… 四九五

第一 日本貿易の統計的研究…………… 四九五

 (支那事變發生の經濟的背景)

序 言…………… 四九七

第一章 日本貿易の躍進的發展…………… 五〇二

第二章 日本貿易の驚異的發展の原因…………… 五〇五

第三章 世界大戰と其の日本貿易に對する影響…………… 五〇八

第四章 昭和四年以降に於ける日本輸出貿易の増進…………… 五一一

第五章 昭和八年以後に於ける日本貿易の退潮…………… 五二七

第六章 滿洲國の發展…………… 五二七

第七章 日本の對外貿易に於ける支那の地位…………… 五三三

第八章 支那の對外貿易に於ける日本の地位…………… 五三七

第九章 結 論…………… 五三七

第二 日米通商航海條約廢棄所感…………… 五二九

第三 日米通商航海條約の廢棄が兩國經濟上に及ぼす影響…………… 五三三

附 日米貿易參考諸表…………… 五六一

第一 ロスアンゼルスよりの重要輸出品國別表(一九三八年)…………… 五六一

第二 米國より日本への輸出先港別表…………… 五六一

第三 米國棉花輸出先別表…………… 五六一

 甲 米國棉花生産及輸出額別表…………… 五六一

 乙 米國棉花總輸出額表…………… 五六一

 丙 ロスアンゼルスよりの棉花輸出額表…………… 五六一

第四 日米貿易額表…………… 五六一

第五 米國より日本又は支那への輸出額表…………… 五六一

第六 ロスアンゼルスよりの石油類主要輸出先別表(一九三七年)…………… 五六一

第七 米國より日本向重要輸出品表…………… 五六一

第八 本邦主要貿易國別表…………… 五六一

甲 輸出額及輸入額	一四
乙 輸出入合計額	一五
第九 日米主要貿易品表	一六
甲 主要輸出品表	一七
乙 主要輸入品表	一八
第四 時局下に於ける本邦貿易政策	一九
第五 本邦通商政策と大東亞に於ける新秩序建設	二〇
附 録		
第一表 本邦對外貿易額及關稅平均率表	二一
第二表 本邦對外貿易絕對數比較表	二二
第三表 金貨換算本邦輸出入額比較表	二三
第四表 圓貨の購買力を基礎とせる本邦貿易消長表	二四
第五表 輸出入單價による本邦貿易比較表	二五
第六表 人口一人割本邦外國貿易比較表	二六

第七表 朝鮮及臺灣との移出入合算本邦貿易比較表	二七
第八表 昭和八年對昭和四年本邦輸出入額國別比較表	二八
一 輸出入共増進せる國	二九
二 輸出増進輸入減少國	三〇
三 輸出入共減少せる國	三一
四 輸入増進輸出減少國	三二
第九表 世界主要國の對外貿易額消長表	三三
一 貨物輸入額表	三四
二 貨物輸出額表	三五
三 貨物輸出入額表	三六
第十表 世界主要國貨物純輸出入額比率比較表	三七
一 貨物純輸出入及合計額比率表	三八
二 貨物輸出入額比率消長表	三九

〔目次完〕

本邦通商政策條約史概論

川島信太郎著

第一部 本邦通商政策概論

第一章 通商政策と通商條約との關係

一 通商政策の意義

通商政策とは如何なることかと云へば、通商と云ふ人類の活動を其の所屬國家の利益の爲に如何に調節すべきかと云ふことである。即ち國家の領土内に於ける内外國民の通商行爲に對する一つの政策である。それが國內の通商に對する場合に於ては對内通商政策となり、國外の通商に對する場合に於ては對外通商政策となる。本邦學界に於ては一般に「商業政策」と云ふて、農業政策、工業政策と對立せしめて居るが、自分は此の「業」と云ふ字を使用することを好まない。「業」と云ふと何だか通商を營む主體たる個人の經營を標的として研究するもの

第一部 本邦通商政策概論

第一章 通商政策と通商條約との關係

の様に見える。併し對外通商政策の標的とするところは對外通商に關する事項殊に商品の輸出入、關稅、航海、企業、入國等の問題の外、更に進んで外國爲替、國際收支等の一般問題をも國家の立場より研究し、外國貿易なる個人の企業其の者を標的とするものではない。それで商業政策と云はず通商政策と云つた方が誤解を生じないであらう。外國語でも單に Commercial Policy と云ひ或は International Economic Policies (Culbertson) など云ふて居り、Foreign Trade Policy とは云はぬ。

二 自由貿易と保護貿易及統制貿易

一國の國境を出る時には一般に稅關又は檢疫及旅券検査所があつて貨物、船舶、國民の往來を取締つて居る。此の國境にある障壁を通過すると否とにより外國通商と内國通商との區別が生ずるのである。如何なる自由通商主義國の場合に於ても、即ち輸出入貨物に關稅の賦課なきが如き場合に於ても國外と國內との間には少くとも衛生、公安上の必要から障壁が設けてある。此の障壁の外に出るもの、又は障壁の外から入つて來る通商活動は對外通商で、障壁内のそれならば對内通商である。

然らば自由貿易國と保護貿易國(制限貿易國)又は統制貿易國との間に、如何なる差異があるかと云へば、國境に存在する關稅其の他の障壁が嚴しいのが保護制限國で、障壁の少いものが自由貿易國である。一般に保護制限國と云へば輸入貨物に對する關稅率が高く又輸入割當等種々の制限があるのである。關稅の賦課なきか或は賦課關稅率の甚だ低きものが自由通商國である。併し如何なる自由通商國と雖も全然貨物の輸入に自由を許して居

る場合はない。少くとも稅關の検査を受けなければならぬ。自由貿易と云ふことは關稅障壁の無いと云ふことで、全然國境にある障壁線を取去つてしまふことではない。又財政上の目的を以て少許の輸入貨物に關稅を課することがある。例へば大連、香港等の自由貿易港でも船舶、貨物の出入の際は一應稅關の検査を受けねばならぬ。それが國內貿易と國外貿易と非常に違ふ所である。尤も二國又は數國間に關稅同盟なるものを結ぶと當該二國又は數國間に存在する關稅障壁を取つてしまふこととなる。日本と朝鮮との間には明治四十三年八月の日韓併合後に於ても大正九年八月迄依然關稅障壁を存して居たが、其の後朝鮮にも本邦關稅定率法を施行し、内鮮間には朝鮮側に少許の移出入稅を存する外一切關稅障壁を撤去してしまつた。併しこれは關稅同盟ではない。關稅同盟は白耳義と「ルクサンブルグ」等の間に存在したが、日本と滿洲との間にも日滿關稅同盟設定の必要が追々唱へらるゝのであらう。而して大戰後殊に一九二九年の世界恐慌後に於ては殆ど自由貿易國と云ふものは消滅し、以前自由貿易國と稱せられた英國、和蘭、白耳義等も保護制限國と云はざるを得ざるに至り、依然保護制限國であつた獨逸、伊太利、蘇聯等は貿易の保護制限よりも一步を進め、一國家の自給自足、少くとも戰時に於ける軍需及國民生活の必要資材の自給を目的として輸出入貿易及外國爲替に對し禁止制限を爲すところの貿易統制國なるものを生ずるに至つた。

三 對外通商政策の客體——其の一 國民

次に對外通商政策の對象物即ち客體は何であるかと云へば、第一に國民である。第二に貨物即ち商品である。

第三に船舶である。

一國通商政策の客體たる國民は日本、英吉利、伊太利等の如き君主國では之を臣民 (Subject) と稱し、亞米利加合衆國、佛蘭西共和國等の如きでは之を人民 (Citizen) と呼ぶ。それで、日米間の條約を見れば日米兩締約國の國民を現すに「兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民」と云ふが如く使ひ分けてある。斯くては煩雜であるから日佛條約等には國民 (Resortissants) と云ふ文字を用ひて臣民と人民とを包含せしむることにして居る。元來 Citizen と云へば對等の觀念である。ブルータスは羅馬の首長たるシーザーに對して Ye Citizen と云つた。羅馬は初めは共和國であつたが、後に Roman Empire となり一般國民は Citizen から Subject となつた。共和國時代には Citizen の資格なき多數外來民族又は隸屬の民族があつたのであるが、是等が一樣に臣民となつた。一國の對外通商活動は對手國との國際約束に依つて規律せられて居るのが一般の例である。右の如き二國又は數國間に存する對外通商に關する國際約束が通商條約である。通商條約を見れば當該關係國の通商政策を知ることが出来る。通商條約の第一の客體たる國民に付いては一般に通商條約の劈頭に規定してある。即ち日英通商條約の第一條には次の如く規定してある。

ARTICLE 1.

The subjects of each of the High Contracting Parties shall have full liberty to enter, travel and reside in the territories of the other, and, conforming themselves to the laws of the country;

先づ此の條文中にある High と云ふ一字は兩締約國自身が威張つて特に附加したものである。條約文中には空

威張りの習慣が多い、其の國名を記するに自分の國名の方を先に記すことにする。従つて二通の條約に調印する場合には國名のところだけは二者を相異せしめ調印者は自身を持ち歸る條約の正文の方には自國名を先にするが如きである。

扱第一條によれば兩締約國は其の一方の臣民が他方の版圖内に入國し、旅行し、又は居住することに付き完全なる自由を有することになるのである。斯う云ふ條項が日米條約中に這入つて居れば移民問題は起らなかつた筈である。斯る條項を各國締結の通商條約中に挿入せしむる爲に日本當局は常に甚だしく苦心して居るのである。斯る條項があらゆる諸國との通商條約中に挿入せしむることが出来るならば、日本國民は大手を振つて世界到る所に居住往來することが出来るのである。併し此の條項は自由通商主義を採用する諸國との條約中には規定され得たが、米國其他日本移民の向はんとする諸國との通商條約中には採用せしむることが出来ぬ。英帝國領土中にも英本國との通商條約は香港、新嘉坡等の直轄植民地にだけ適用することとなつて居て、印度及濠洲、ニュー・ジールランド、南阿等の自治領には適用しないことになつて居る。蓋し英本國等は日本より労働者が行く譯がないから入國自由が約束されて居るが、英國自治領は日本労働者の入國を好まぬから斯る規定の挿入されて居る通商條約には英國自治領等は今日に至る迄絕對的に加入しないのである。尤も加奈陀には本條約を適用することとなつて居るが、同時に「ルミュー」協定と云ふものにより一定數以外日本よりの労働者を加奈陀に送らぬこととなつて居る。

四 對外通商政策の客體——其の二 貨物

本論に立ち戻り對外通商政策第二の客體は物、即ち貨物又は商品である。此の第二の客體たる商品は通商條約規定の眼目だと思つてよい。蓋し通商とは國際間に相互生産物の交換をすることであるから、對外通商政策の目的物として一番重要なものは貨物即ち商品であることは間違ない。殊に今日の如く労働者の入國は原則として不可能なる時代になると、通商條約の目的物は、主として貨物商品となつた。最近の通商條約を見ると日本の條約政策には反するが、商品の輸出入及關稅待遇等のことのみを規定し、一般國民の待遇のことは何等規定せられざる場合が多い。日本の一般條約政策としては通商條約中には商品のことのみならず、一般國民に對し入國居住等の權利をも規定せしむるに在るが、列國は之を好まざる爲其の目的を達せざる場合もある。例へば明治三十七年八月二十九日調印の日印通商條約は關稅のことのみが規定せられて居り、同様之を受けたる昭和九年七月十二日倫敦調印の第一次日印通商協定、及び昭和九年四月十二日ニュー・デリイに於て假調印を爲した第二次日印通商協定も關稅及棉花綿布の輸出入に關し規定して居るだけである。昭和三年七月二十四日公文交換の日本・ニュージーランド間暫定取極も關稅及航海に關し規定して居るのみである。

五 對外通商政策の客體——其の三 船舶

對外通商政策の第三の客體は船舶である。日本は海洋國として通商條約上自國船舶に對し充分なる保障を規定

することは甚だ肝要である。殊に通商條約上の沿革から云ふと、船舶に關する保障が、其の最も重要なものであつた。十八世紀時代には國際間に於ける國民の往來は常に自國船舶による商品の輸出入を以て其の主要目的として居たから、此の時代に於ける通商條約の客體は主として船舶であつた。此の船舶を主たる對象物とする通商條約は「舊式條約」と稱せらるゝものである。米國が各國との間に締結し居る通商條約は殆ど全部右舊式條約である。明治四十四年二月二十一日調印の日米通商條約も寧ろ右舊式條約に近いものである。之に反し十九世紀に至り獨逸の海外活動の影響を受け、獨逸が他國と締結せる諸通商條約は、獨逸國民の入國、居住其他海外活動に關する保障が充分規定せらるゝこととなつた。此の種純然たる通商航海に關する事項の外一般國民の入國居住企業等の保障に付き規定せるものを新式通商條約と云はれるのである。明治四十四年四月三日調印の日英通商條約は右新式通商條約に屬するものである。

六 通商條約の補助的客體

通商條約中には上記對外通商政策の三主要客體たる人、物、船の外、附屬的客體として外交官及領事官の特權、並に「人」の集合とも見るべき會社、組合、商業會議所等に關する規定がある。殊に領事館に關しては其の職務の執行に關し綿密なる規定を設くるが爲別に領事職務條約といふのが締結せらるゝことがある。

尙一般通商航海條約以外に補助的對外經濟活動を規定せんが爲、財政、外國爲替、衛生、工業所有權、航空、鐵道、電力等に關し國際條約が存在することも知らねばならぬ。日本の如き島國では電力の自由交通が國際條約の

目的となることは一寸心附かぬであらうが是は歐洲諸國間では甚だ重要な問題である。例へば伊太利の如きは隣接國たる瑞西又は佛蘭西より電力を引張つて來て居る。此の電力の *Communication* を自由にするかせぬかは伊太利に取り大問題である。それで歐羅巴では電力の通過自由に關する國際條約が國際聯盟主催の國際會議の議題となり條約が出来上つたことがある。日本は餘り關係がないから右様國際條約には加盟しなかつたが全然關係のない問題ではない。曾て滿洲に於て張作霖が幅を利かして居た時代、日本人が安東縣に於て作つた大きな電力を滿洲では充分の需要がないから、それを鴨綠江を横切つて新義州の方へ持つて來ようとしたとき、張政權が之を邪魔したから大問題となつたことがあつた。彼は電力に對して高い使用料又は冥加金の如きを納付すべしと主張せるが、結局電力料を評價し之に對し從價五分の輸出税を支拂ふことに纏つた。それは其の頃支那では輸出貨物に對し從價五分の稅率を協定して居たからである。

七 二國間條約と多數國間條約

上記の如く通商條約とは一國の對外通商政策を實行するの目的を以て他の一國又は數ヶ國との間に爲すところの約束である。普通は二ヶ國間の約束 (Bi-lateral International Agreements) である。先に述べた日英通商條約、日米通商航海條約の如きは其の例である。之に對し多數國間條約 (一般條約又は萬國條約) (Multi-lateral International Agreements or General International Conventions) と云ふものがある。之は澤山の國家が一緒になつて商議の上締結するところの國際約束である。大正九年國際聯盟が出来てから其の主宰の下に其のメム

バー即ち國際聯盟國たる構成員の間に一般條約が締結せられ、之に聯盟外の國も參加せしむるの例が始つた。例へば大正十年四月二十日の「通過の自由に關する條約」、大正十二年十二月九日の「海港の國際制度」に關する條約、昭和二年十一月八日輸出入禁止制限の撤廢に關する條約等がある。日本としては過去に於て國民の入國、企業、通商の完全なる自由に關し米國、濠洲、支那等との間に二國條約を締結せんことを幾度か計畫したのであるが是等の諸國は制限政策を採つて居る爲、右様「通商自由」の原則に則れる二國條約は到底成立せしむることが出来ない。そこで日本は國際聯盟を通し其の主宰の下に前記「通商自由」の原則の下に通商、交通、移民、關稅、企業、並に再び此の頃擡頭し出した原料品供給の自由と云ふが如き諸案件を解決する一般條約を成立せしめようとする努力を續けたのである。國際聯盟國の中には英本國、和蘭、白耳義、丁抹、瑞典、諾威、フィンランド、獨逸、伊太利の如く當時比較的「通商自由」の意見に傾き、日本の主張を支持したが、是等通商自由主義諸國の一團に對抗して、佛蘭西、ルーマニア、ポーランド、希臘、北米合衆國、南米諸國、加奈陀、濠洲、支那等保護制限國の一團は之に同意しない。日本としては上記通商、航海、入國、居住、關稅等に付き國際交通に關する一般準則を定めしめ右一般準則を包含する國際條約に上記米國、支那、濠洲等をして加盟せしめ、間接に日本の對外經濟發展に關する主張を貫徹せしめんとするにあつたのである。殊に歐洲大戰後支那等が一般文明國の様に法典及裁判制度の完備も圖らず、又内地開放も實行せず、單純に領事裁判權の撤廢を呼號するに至つたから、先づ國際聯盟主宰の下に文明國の國際交通を律する一般條約を定め、支那等にして對等の權利を主張する以上先づ右一般條約に加盟すべきを主張せんとしたのである。併し此の日本の方針は充分に成功せず、折角上記「通商自由」の原則の

下に一般條約を作つても之に加入するは上記英吉利、獨逸、伊太利、白耳義、丁抹、和蘭、瑞典、諾威、瑞西等所謂自由通商國と云はるゝ國だけで之に反し保護制限主義を採つて居る米國、佛蘭西、英領印度、加奈陀、濠洲、露西亞、支那其の他一般所謂新興國と稱せらるゝ國は之に参加しない。又之に参加せしめんとする爲には殆ど「通商自由」の原則を没却するものと爲さねばならぬ。即ち日本としては歐洲大戰後國際聯盟を利用して、其の力に依つて「通商自由」を實行しようと云ふ政策は充分成功を見るに至らなかつた。

日本の現状の如く毎年百萬人も人口が増加するに拘らず、比較的領土も狭小に天然資源も充分ならざる國家に在りては結局通商自由主義に依り世界の各方面に經濟發展を實行するの外生きる途がない。世界商業史にも見る如く國家も一個人と等しく未だ充分に發展せざるとき、又は老境に入ると保護制限主義が叫ばれる。米國でも、獨逸でも其の最初期である農業時代を過ぎると、次いで保護主義となつたが更に充分經濟狀態が發展し所謂商工立國の時代となると對外發展の必要上は通商自由主義が適當のこととなる。千八百六十年以後に於ける英國は此の意味に於て *Colden Bridge* の條約に依り自國の關稅障壁をなくしたのである。國家が躍進期に入り海外への膨脹を必要とするに至ると勢ひ自由通商主義を可とするに至る。對外通商政策の目的たる人、物、船に付いて自由發展の餘地を求めねばならぬ。日本は學問上に於て自由主義可なりや、保護主義可なりやと云ふ時代は既に過ぎ去つた。目前の問題は斯る躍進的人口増加を見る國家は否でも應でも所謂「通商自由」により對外經濟發展を爲さねばならぬ。此の意味により日本は全然別の環境に在る獨、伊、米の統制經濟を眞似てはならぬ。併し吾人は強ち日滿支間の所謂「ブロック」經濟の形成を不可とせぬ。右に付いては別に論ずるところもあらう。茲では日本

の對外通商政策殊に歐洲大戰後に於ける日本の對外通商政策は自由通商、門戶開放、機會均等を世界各國に擴げたいと云ふことが其の根柢であつたが、今後に於ても右根柢は動かすべきものでないことを主張するに止める。

八 通商條約の主體及適用區域

さて前述の如く通商政策の實行に關する二國又は數ヶ國間の約束が通商條約であるから、通商條約の主體は國家である。而して通商條約の客體は國民、貨物、船舶であつて、此の客體を主體たる國家の附屬機關として、國家を代表し國家の名の下に通商條約の規定に準據し保護助長の任に當るものが外交官、領事官である。外交官、領事官の特權及び職務權限は一般に通商條約中に規定して居る。更に通商條約中に之に包含する規定がどの範圍まで適用せらるゝか、即ち條約の適用區域に付いても規定が設けてある。曩に述べた日英通商航海條約第一條の入口自由に關する規定などが英帝國全領土に適用せらるゝことになり居らば、洵に結構であるが、同條約第二十六條に依れば條約の適用區域は英本國に限ると書いてある。即ち次の如くである。

ARTICLE 26

The stipulations of the present Treaty shall not be applicable to any of His Britannic Majesty's Dominions, Colonies, Possessions, or Protectorates beyond the Seas, unless notice of adhesion shall have been given on behalf of any such Dominion, Colony, Possession, or Protectorate by His Britannic Majesty's Representative at Tokio before the expiration of two years from the

Date of the exchange of the ratifications of the present Treaty.

従つて英領印度、加奈陀、濠洲等の自治領、香港、新嘉坡等の直轄植民地、其の他屬地、保護領には本條約調印後二ケ年以内に本條約に加入したいと云ふ通告を在東京の英吉利大使より日本政府に遣さない限り本條約を適用せざることとなつて居る。本條約は原則として英本國のみに適用することとなつて居る。其の結果目下直轄植民地 (Crown Colonies) たるニュー・フオンドランド、海峽植民地 (新嘉坡)、香港、セイロン、馬來聯邦、サイラス等には適用あるが (大正二年四月二十九日外務省告示第三號) 之に反して自治領の中では加奈陀だけが這入つて來た。濠洲、ニュー・ジラランド、南阿聯邦等は所謂ホワイト・オーストレイリヤ又は阿亞細亞人法の存在の爲、自由主義の下に締結して居る日英條約には加入して來ぬ。更に直轄植民地たる亞弗利加のナイジリア、ゴールド・コースト、ガンビヤ及びシエラ・リオニは一旦加入の後本邦商品の侵入を防止する爲、昭和八年五月十六日付公文を以て脱退を通告して來た。

序でに自治領 (Dominions) とは如何なるものかと言へば、特別の立法議會、關稅制度等を有するも英國皇帝より任命せられたる總督の下に統治せられて居るもので、國際聯盟の一員ともなつて居る。斯く自治領は内政に關しては自治權を持つて居るが、外政に關しては英本國の外交機關に委ねて居る。尤も加奈陀、南阿聯邦の如く本國の了解を得て主要貿易國との間に公使の交換を爲して居るものもある。英領印度は未だ Dominions とまではならぬが、最近自治議會も開け所謂 Dominion Status と云ふことになつて居る。Colonies と云へば前述の直轄植民地 (Crown Colonies) である。Possessions とは普通屬領と譯して居るが、未だ文化低く「直轄植民地」

の程度に迄行政組織が發達せざる領土である。亞弗利加に在る英吉利の屬領には此の程度のもものが多し。所謂正式委任統治地も Possessions と呼ばれることがある。茲に所謂 Protectorates とは正式の「保護國」を言ふのではない。例へば亞弗利加のニアザランド保護領の如く其の土地に土人の王様があつて名義上には内政上主權を未だ保持して居るが、事實は英本國より派遣の顧問又は高級事務官が政治をして居るものである。

英吉利本國のことを正確に言へば The United Kingdom of Great Britain and Ireland である。何故に United Kingdom of Great Britain と云ふかと云へば、グレート・ブリテンと云ふ島は昔南北二ツに分れ、England と Scotland とには別々の王様があつたが、長し間戦争の結果一緒になつて United Kingdom of Great Britain となつたのである。Ireland は今日は Dominion Status になつて居るが、此の條約が出来た明治四十四年頃は United Kingdom of Great Britain と一緒になつて居たのである。即ち英本國は England, Scotland, Ireland, の聯合王國であつたのである。何れにしても此の聯合王國は Kingdom であつて帝國 (Empire) ではないから其の主權者は Emperor ではなくて King である。英國國王は只此の大不列顛聯合王國のキングであると同時に Emperor of India である。印度は人口三億もある大帝國であるが此の帝國の中には英本國の直轄領地たる British India と澤山の土人國とがあるのである。之を總合したるものが印度帝國である。それで全英帝國主權者の名前は

The King of the United Kingdom of Great Britain and Ireland and of the British Dominion
beyond the Seas, Emperor of India.

と稱されたのである。即ち今日英帝國とは英本國及び直轄植民地の外自治領 (Ireland を含む) 及印度を一緒にした聯合國家 (Federation of States) であつて、之を British Commonwealth とも稱して居る。其の聯合の中心が英國皇帝である。全英聯合國家の主權者である。英國皇帝に依つて外交と國防とは總べて統一されて居るのである。

九 通商條約の主體に關する沿革

帝國政府に於ては昭和十一年四月の頃爾今通商條約の締結に當りては其の主體を表すに「天皇」なる御稱號を其の儘御使用申上ぐることに決定した。之に付きて一寸説明して置かう。從來帝國政府が通商條約を外國と締結する場合には「日本國皇帝陛下」即ち His Majesty the Emperor of Japan と申上げて居たが爾後「日本國天皇陛下」即ち His Majesty the Tenno of Japan と御記載申上ぐることに定めた。之は國體明徴の觀念から云ふも適當の措置と云はざるを得ない。Emperor は羅馬の Imperator から出て居るので、其の起原は色々の蠻族を羅馬市民に代つて統一支配するところの役柄の意である。日本の「天皇」とは全然意味が違ふ。支那の「皇帝」と云ふのも武力を以つて支那民族を統一せる權力者に附與する稱號であつて我が「天皇」に於かせらるゝが如く民族の中心、宗家の元首と云ふが如き觀念ではない。羅馬のシーザーが一般市民に推されて皇帝となつたのは根本的相違がある。シーザーは一市民から皇帝に出世したのである。シャールマンが神聖羅馬帝國の皇帝となつたのも、羅馬法王より耶蘇教保護の總司令長官と云ふ意味で其の稱號を貰つたのである。皇帝は寧ろ征

夷大將軍の如きものである。然るに日本の「天皇」なる御稱號はさう云ふ一般人民と對等的のものではなく、又神を地上に代表する羅馬法王の如きものから下附せられた稱號ではなく、直接、皇祖の御延長としての現人神にましますのである。日本民族が高天原から下つて來て以來民族の中心、宗家の元首として萬世一系の「神」を表現遊ばして居らるゝのである。「神」即ち「人」である所の神人合一の觀念の下に立つて居らせらるゝのである。日本民族は右高天原から「天皇」を中心に戴き奉つて降り來つた一族の子孫が次第に殖えたものである。即ち皆天孫民族である。

斯う云ふ様な國家觀念に稍と類したものは古代に外にもあつた。古代希臘に於ても略と之に似た觀念の下に國家が出來て居た。希臘民族は當初天上からオリンパスの山に降つた神の一族とせられた。其の一族の子孫が段々擴まつて出來た所謂「家族國家」であつた。それで古代希臘の各「王」の先祖は皆オリムパス山に降つたゼウスと云ふ神様である。それで古代希臘の「王」様は一族の首長として政治上の主權者であると共に、右先祖たる亦父たるゼウスを祭り得る唯一の祭主であつた。即ち古代希臘も政教一致の國であつた。従つて希臘王宮の側には必ず右先祖に當る神を祭る祠があつた。Patrios と呼ばれたものは其の「王」であると同時に神主であつた。其の臣民は矢張「神」の子孫であつた。所謂「君民一家」の國家であつた。従つて其のバジリオスと云ふのは「家族國家」の首長であつて Emperor 又は皇帝と云ふ觀念とは其の根底を異にした。Emperor と云へば征服に依る支配を示すものである。Emperor が King of Kings の意味に使はるゝも之が爲である。王に王たる者が皇帝であり、「天」の命に依り人民を治むるのが皇帝である。日本の「天皇」は申すも長く古代希臘のバジリオ

スとも全く異なつた觀念である。

支那の皇帝は天命を受けた人間が天の意思で他の人間を治むるもので、神聖羅馬帝國の「皇帝」又は舊露西亞帝國のザール乃至は波斯のシャーと云ふと大體同一觀念である。天の意思に背かぬ限り皇帝となつて居て宜しいが、天の意思に反する場合に於ては皇帝たる資格がなくなつても差支ない。支那では「易世」と云ふことはさして不都合でもない。漢の高祖が立つて即ち天意を受けて皇帝となれば其の前の秦の皇帝は天の意思に背くことになるのだから亡ぼされても差支ない。皇統は連綿でなくても宜しい。清朝の宰相袁世凱も皇帝となつて差支ない。天の意思ならば袁皇帝が出来ても差支ない。所で日本の方では之は大逆無道で、抑も日本國が出来て以來より「天皇」は吾々の先祖の中心であらせられた。Emperor 又は皇帝の觀念と異り異民族を征服し其の上に君臨すると云ふが如き觀念ではない。Normandy conquest の如き歴史は日本になし。又歐洲諸君主國の例の如く一豪族が一般人民に推されて國王となつたとは根本的に相違する。従つて日本には「人民主權」とか「制限君權」とか云ふ様な觀念はない。唯一最高絶對の統治權の總攬者にまします。至尊と國家及國民とは合一不可分のものとなつて居る。之に反し外國では所謂君民一家の間柄ではない。それで人民の權力が強くなると皇帝と人民との間の約束でマグナ・カルタと云ふ様なものが出来るのである。英吉利憲法は皇帝と人民との約束の如きものである。従つて外國の King 又は Emperor の觀念は日本の「天皇」と云ふ觀念とは根本に於て相異があるのである。曩に古代希臘のバジリオスに付きて説明した如く歐羅巴の古代には稍々日本の「天皇」に近きものがあつたが、それは其の後に於ける外來民族又は外來宗教に依る征服又は統一に依り全部滅亡するに至つたのである。

十 日本に於ける主權者の呼び方

敘上の事情により日本が各國と締結する條約の主體を現すには他の君主國に於けるが如く King 又は Emperor 等の文字を使用せず、爾後 The Tenno of Japan と書くことに定めたのは適當の措置である。尤も他に波斯に於ても其の主權者を呼ぶに His Imperial Majesty the Shah of Persia と云ふが如き例もあるが、此の「シヤール」も「天皇」とは全然別のものなるは固よりである。

條約締結の際、日本の主權者を「天皇」と申上ぐるを可とする歴史上の理由が尙外にもある。近代日本が初めて外國と締結したる條約は嘉永七年(安政元年)三月三日調印の日米間の所謂神奈川條約であるが、同條約にては日本の主權者を呼ぶに英文にては The August Sovereign of Japan と云ひ、日本文には單に「日本君主」として居る。次いで安政五年六月十九日調印の日米間の江戸條約では英文にては His Majesty the Tycoon of Japan と書き、日本文では「帝國大日本大君」と記して居る。右「大君」とは固より將軍を示すものであつて之に His Majesty と云ふ稱號を付するのは今より見れば可笑しいが、米國の全權ハリスは事實將軍を日本の主權者と誤認して居たことであり、又日本側の全權委員井上信濃守、岩瀬肥後守も國體明徴を缺きしあの折柄將軍に對し此の如き敬稱を受くることは別に差支なきことと思つたのであらう。

由來、天皇陛下に於かせられては嚴に京都にいらせられたのであるけれども、外國との交渉の全權を江戸に在る征夷大將軍に任されて居たものと見てよからう。併しさう見ても條約文の書き方が正當でない。事實安政五年

の江戸諸條約は大老井伊直弼が外國の壓迫により確たる勅許を得ずに調印したものであつた。強ひて云へば條約調印の全權 (Full powers) なくして調印せられたものなるに付き無効のものなりと主張し得べきものであつた。固より京都方も其の後の明治政府も之を理由として無効を主張するの勇氣はなかつたが、事實安政條約は京都方の反對に依り全部の實施は延期に延期を重ね慶應三年四月十三日に至り漸く勅許を得て兵庫開港が實行せられたのである。

さて慶應三年十二月十五日に王政復古が宣言せられたが、明治新政府は條約締結の主體を斯う云ふ曖昧の状態に捨て置く譯に行かぬので、慶應四年舊正月十五日 (二月八日) 參與兼外國事務取調係東久世 (通禧) 前少將を兵庫に差遣し (徵士岩下佐次右衛門、伊藤俊介 (博文)、寺島陶藏 (宗則)、陸奥陽之助 (宗光) 帶同)、同地滞在の列國使臣に對し左の如き「王政復古布告國書」を交付せしめたのである。

日本國 天皇告各國帝王及其臣人。嚮者。將軍慶喜請歸政權。制充之。内外政事親裁之。乃曰從前條約雖用大君名稱。自今而後。當換以天皇稱。而各國交際之職、專命有司等。各國公使。諒知斯旨。

慶應四年戊辰正月十日

御名國璽

故に爾後締結の條約は、從來「大君」とあるを「天皇」と改め、His Majesty the Tenno of Japan と稱せしむべきである。王政復古前後列國公使は日本主權の存在が何れに在るや益々解らなくなり、自分達が日本の主權者と思つて調印した江戸條約は勅旨違反だと云つて京都方が騒ぎ出す。下關とか、鹿兒島とかでは開國の條

約に拘らず、どん／＼外國の船舶に向つて鐵砲を撃ち出す。それなら將軍方に軍艦兵器を貸して京都方を征伐せしめようと思ふと、將軍方は之を斷り、慶應三年十月十四日には大政を奉還した上、大阪から船に乗つて江戸へ逃げ出してしまふ。各國公使は之では何のことか解らない。それでは迄江戸で方々の寺を各國公使館として陣取つて居つた公使連が様子を知る爲、其の當時の兵庫今の神戸へ大舉して遣つて來た。茲へ前記の如く東久世前少將を兵庫に派遣し今後に於ける本邦條約締結の主體が「天皇」にましますことを明かにしたのである。

十一 王政復古以後に於ける主權者の稱呼

右慶應四年正月十日附の列國宛通牒に依り、爾後日本が外國と締結する條約は總べて、「天皇」なる御稱號を御使用申上げること決定した。依つて明治元年九月二十七日 (同年九月四日改元) 調印の「大日本國瑞典國條約書」には日本文には條約前文の臂頭「日本天皇」と書き始め蘭文の方にては先方の元首の名前の次に *Nyrie Majestait de Tenno van Japan* と記し、同様同年九月二十八日調印「大日本國西班牙國條約書」には前文に「大日本天皇陛下」とあり、佛文には *Sa Majesté l'Empereur (Tenno) du Japon* と記して居る。即ち單に「天皇」と記し奉ることに付き幾分遲疑を有し外國文には「日本皇帝 (天皇) 陛下」と記したものである。其次に締結せられた明治二年正月十日の「日本國獨逸北部聯邦修好通商航海條約」及び明治四年七月四日締結の「大日本布哇國條約書」には何れも日本文には「日本天皇陛下」と記し奉り、獨文には *Seine Majestaet der Tenno von Japan* と、英文には *His Imperial Japanese Majesty the Tenno* と記して居る。然るに大體同年代の

明治二年九月四日締結せられたる「日本澳地利條約書」の日本語には「日本天皇陛下」とあるも獨文には *Seine Majestät der Kaiser von Japan* とある。更に明治六年八月二十一日調印の「日本國秘魯國和親貿易航海假條約」には益々前記王政復古の際の通牒を無視し日本語の方は「日本國大皇帝」と記し奉り、西班牙文の方は *Se Majestad el Emperador del Japon (His Majesty the Emperor of Japan)* と云ひ、同様明治八年五月七日の日露樺太千島交換條約では、日本語には「大日本國皇帝陛下」と申上げ、佛文には *Sa Majesté l'Empereur du Japon* と書いて居り、明治十一年七月二十五日調印の「日米條約改正に關する約書」には「日本國皇帝陛下」及 *His Majesty the Emperor of Japan* と記し奉り、爾後此の例を襲踏せるものと見える。斯の如く明治二年の日澳條約以來早くも「天皇」の御稱號の御使用を嚴守せざるに至りし理由は解するに苦しむも「皇帝」又は *Emperor* なる文字は事實上「天皇」と同意義なりと了解せるが爲ならむ。

尙今日何故 *King, Queen*, 又は *Empress* をも *Emperor* と等しく「皇帝」と譯するかと云ふに一つのエピソードがある。明治四年の頃、星亨が神奈川縣知事をして居つたことがあつた。當時星知事は横濱駐在の英吉利領事への書翰中に「英吉利國女王陛下」なる稱號を使用した。之は *Her Majesty the Queen of Great Britain* の譯字であるから、別に不都合のことはないが、英國領事は此の「女王」と云ふ稱號は「皇帝」と云ふよりも一級下の稱號であると抗議を申込んだ。そこで外交々涉となつたが、結局外務省の方が折れて、爾今前記の通り外國君主の稱號は一切「皇帝」と呼ぶこととなつた。

十二 日本國名の呼び方

序でに日本の國名を何と云ふべきかに付きて一言して置かう。「日本」はニッポンかニホンか大ニッポンか。議會や樞密院でも議論になつたことがある。併し之は餘り氣にする必要のない問題と思ふ。元來日本人は自國のことを當初「やまと」と云ふて居たが、支那人が之を「倭國」又は「日本」と呼んだものと見える。「日本」とは支那大陸から見れば日本の方から太陽が上るから、支那人が「日の本」の國と云ふたのである。日本人は自分の國を「日出づる國」と稱し、支那を「日没する國」と云ふたこともあるが「日出づる國」は日本のみならず、小亞細亞のペレスタイン、シリヤ方面をも云ふのである。之等の地方は *Lerant* と云ふのであるが、レバントは「日出づる國」との意味である。羅馬地方から見ると、太陽が小亞細亞邊から上るから、あの邊をレバントと云ふのである。支那人が此の極東のレバントに付した名前が「日本」である。之を日本人がニッポンと發音したり、ニホンと發音したのである。當初支那との文通には「倭」なる文字を以て國名を現して居たが、御朱印船の頃から「日本」と云ふ國名が盛んに用ひられたのである。其の起原は何時頃であるか判然せぬ。

日本をニッポンと發音すべきか、ニホンと發音すべきかに付きては、未だ一定した典據はないが、公式には大抵ニッポンと呼ばれる様だ。それなら西洋人は何故 *Japan* ヤボン、ジャボン、ジャバンと呼ぶかと云ふに十三世紀の末マルコポーロがカラコルムに在る成吉思汗の朝廷に遣つて來て、其の東方に「日本」と云ふ黄金の澤山ある國が存在することを聞き、之を其の旅行記に記して西歐に傳へたのに始るのである。日本のことを當時の支

那人が、ジーベン又は之に近きものに發音しマルコポーロが之を西歐に「ヤボン」「ジャボン」として傳へたものである。即ち「日本」のことを訛つて Japan と云ふたのであるから、日本人は日本のことを、ジャパン等と云はれても別に腹を立てるにも及ばぬと思ふ。向ふから日本のことをさう發音するのだから、致し方がない。亞米利加合衆國のことを日本人の多くが「米國」と云ふと同一筆法である。

又「日本」であるか「大日本」であるかに付きては、外務省で大分調査したことがある。或條約では「日本帝國」とあり、他の條約では「大日本帝國」と書いてあつて一定せぬ。明治初年の條約にも區々であつたが、後年になると支那との條約の場合の如く向ふが「大清帝國」と云つて威張る場合には、こちらも「大日本帝國」と書いた。普通は「日本帝國」と書く慣例である。支那との條約には佛、獨、白等の諸國に至る迄何れも「大法國」(佛國)「大德國」「大美國」(米國)等と云ふて居る。夫れ以外何れの國との條約中にも「大」の字を使用して居なす。尤も、Great Britain を「大不列顛國」と譯して居る場合は例外である。従つて之と對抗して、日本の方でも Great Japan とか Greater Japan とか云ふのは一寸可笑しのである。Great Britain 是 Proper name となつて居るが Great Japan は未だ固有名詞となつて居ないのである。

十三 通商條約の内容

上記の如く通商條約の主體は國家で、其の客體は國民、貨物及船舶の三者であるが、條約の内容を見ると大體右順序で規定してある。例へば日英航海條約第一條には先づ相互臣民の他方締約國の領土に於ける入國、旅行、

居住、商業、職業、私權享有の限度、課税の程度等が規定せられ、第二條には陸海軍兵役の免除が規定せられ、第三條には家宅、倉庫等の不可侵が規定せられ、第四條、第五條には領事官の任置及び其の職權が規定せられ、第六條には劈頭「兩締約國版圖ノ間ニハ通商航海ノ自由アルベシ」と所謂「通商自由」の原則を定めて居る。但し此の第六條の規定は十九世紀前半に於て通商交通の制限を以て原則とせるものが、一八六〇年「通商自由」の原則が出来上つた以來、右「通商自由」を原則とすると云ふ意味であつて、本條に依り通商障壁を一掃すると云ふ意味ではない。通商には許可主義を排斥し通商自由を採用するとの意味である。

通商條約第二の客體たる貨物に對しては、第七條に於て輸入に關する最惠國待遇を、第八條に於て關稅協定に關する規定を定め、第九條にては輸出税及輸出禁止制限の撤廢に關する最惠國待遇を、第十條には通過税の免除を、第十一條にては内國税に關する保障を規定して居る。更に第十二條乃至第十四條に於ては旅商 (Commercial Travellers)、見本品に對する關稅免除及證明書發給機關に付きて規定を設けて居る。其の他の一般の通商條約には其の規定を缺除するものもあるも、第十五條に於ては會社及組合の互認を設定して居る。一般通商條約文の解釋はなるべく局限して解釋することになつて居る爲本條約中の「臣民」とは一般自然人に限定し、兩締約國の法人には適用せぬのが原則である。依つて會社及組合に付きて特別の規定が必要なのである。

次に條約客體の第三たる船舶に關する規定が現はれる。船舶に對する取扱、船舶の繫留、船荷の積卸、船籍、噸稅、定期郵船に對する待遇等のが第十六條乃至第二十條に載つて居る。沿岸貿易のことが第二十一條に、脱船者の回收が第二十二條に、船舶の救助及び難破船の待遇が第二十三條に規定してある。更に第二十四條には通商、

航海、工業に對し一般的に無條件最惠國待遇が書いてあるが之は大切なる規定である。條約適用區域に關しては第二十五條及第二十六條に、又第二十七條には條約の批准及び有効期限に關する規定がある。

第二章 本邦に於ける對外通商行政機關

第一節 沿革 概論

一國の通商は一國の外國に對する關係なるが故に其の形態に於て當該國に於ける外交の一部を構成するものである。従つて十八世紀の時代に於ては世界貿易は殆ど外交と同一視され、外交機關により處理せられたのである。當時外國との國民及船舶の往來は狭き地域間に屬し又外國との貨物の交換は一國産業助長の爲ではなくして珍品の交換に過ぎなかつた。従つて外國貿易は一國産業と密接なる關係を有するものでなかつた。

然るに十九世紀の半以後に於て各國に於ける産業が益々發達し、世界各國は通商自由の原則により海外に自由に原料を求めて、自國に於て之に加工し其の製產品の一部分を以て國內の需要に充當すると共に其の他の大部分を海外に販賣するに至つた。茲に於て外國貿易は一國産業と密接なる關係を有するに至り而も更に進んで外國貿易は國內需要を目的とする産業よりも外國に於ける需要を目的とする産業に重心を移すに至つた。茲に於て外國貿易振興に關する機關は外交機關と云ふよりは寧ろ一國産業政策上の機關と云ふことになり、次第に其の事務が外交機關より分離するに至つたのである。併も右對外通商機關が國內の需要、消費を主管する一般産業助長機關とも異なる所の所謂貿易省の如き中樞機關設置の必要を痛感する實情となつたのである。

換言すれば外國貿易の初期に於ける貿易事務は外務省に所管せられ、次いで一國産業と密接なる關係を有する

に至つて貿易事務は産業關係の機關に移管せられ、第三期に於ては貿易事務其のものを主管とする中樞機關の獨立を見るの必要がある。本邦に於ては明治開國以來貿易事務は久しく外務省通商局に於て處理せられたのであるが、徐々に貿易事務の管掌が産業機關たる商工省に於て行はれるに至り、昭和十年より商工省に於て貿易局の設置を見ることとなり、外務省に依然殘存せる通商局との間に種々相剋關係を生ずるに至りたるが、茲に第三期に入り貿易省設置が絶對的に必要であると稱せらるゝに至つたのである。

第二節 對外通商行政機關の内容

前記通商事務の沿革に就いても明らかなる如く通商事務は其の他外交事務と共に外務省に於て先づ處理せられ、それが爲明治十九年二月廿六日以後、外務省に通商局が設置せられた。爾後、外務省に於ては政務通商兩局併立したるものであるが、條約改正の如く通商事務が多端となる場合には、明治二十七、八年に於ける陸奥條約改正、明治四十三年に於ける小村條約改正、並に歐洲大戰後の條約改正に於ける如く外務省内に之が爲一部局が設けらるゝこととなつた。亦、一般通商事務も歐洲大戰後、國際間の事務多岐に涉るに従ひ、外務省通商局は三課より五課に擴大せられたが、後大正十二年の行政整理にて三課に還元され、今度は昭和十年に至り商工省に貿易局が新設せられ、廣田内閣當時商工省貿易局と外務省通商局とを併合せんとする共管案が出たが行はれず、昭和十二年に至り商工省貿易局は外局に擴大せられた。之より先大正八年六月三十日外務省に條約局設定せられ、政務に關する外務省事務は、地域別に亞細亞、歐亞、亞米利加の三局に分割せらるゝに至つた。日支事變勃

發し通商事務多岐に互るに至りたるため、通商局は再び三課より六課に擴張せられ、局長の下に勅任事務官二人を置き、一長官二部制の外局たる商工省貿易局と益々對立の關係を見るに至つた。尙商工省貿易局中、第一部に於ては三課を有し、第一課は施設、第二課は市場別に關する事務を取扱ひ、第二部も之を三課に分ち、其の事務を輸出入品別に分掌して居る。外に總務課なるものが長官に直屬し庶務を掌つてゐる。之に對し外務省通商局には別に部を設けず、第一課は總務を、第二課は領事事務を掌らしめ、第三課乃至第六課は地域別に分掌してゐる。尙農林省に於ては外國貿易に關係ある蠶業及罐詰に關する事務を蠶糸局及水産局に於て分擔し、遞信省管船局に於ては海外航路及造船に關する事務を分擔し、大藏省に於ては主稅局關稅課に於て關稅協定、輸入稅率に關する事務を掌り、更に日支事變の勃發と共に生じたる爲替管理に關する事務を掌るために爲替局なるものが設定せられた。昭和十三年池田氏が大藏商工兩大臣を兼ねたりし際、爲替局を商工省内に移し僅に場所的に事務統合を行ふに到つた。拓務省に於ては會て外務省通商局に屬したる移民に關する事務及海外拓殖に關する事務を殖産局に於て掌ることとなつた。又昭和十二年十月二十五日企畫院設置せられ、物動計畫の關係より對外通商、互惠協定に關する計畫をも立案するに至つた。尙之より先昭和九年十二月二十六日對滿事務局設置せられ、滿洲と日本に連關の經濟問題をも分掌するに至つたが充分なる活動を見せぬ。更に日支事變處理に關する事務を掌らしむる爲に、興亞院が昭和十三年十二月十六日設置せられ、支那に於ける經濟資源開發に關する事務は、從來、外務、拓務兼管なりしものが興亞院に移されるに至つた。蓋し對外通商事務は當初外務省に集中せるものが、漸次商工、農林、大藏、拓務各省に分屬するに至り、更に滿洲事件、日支事變の發生と共に對滿事務局、企畫院、興

亞院に分散するに至れるものである。此の如く今日對外通商事務は各方面に分散するのみにて、之を統轄し其の政策を決定する中樞機關を設置せざることは貿易の發展を阻害すること大なるに付世人は貿易省設置の必要を痛感するに至つたのである。殊に昭和八年十一月十日日印條約廢棄せられ英國其の他の自由主義國も關稅を設定し保護制限主義に轉向するに至るや本邦に於ても之に對應したる新政策なかるべからざることとなり、之が爲昭和九年四月七日通商擁護法の制定となりたるも、右主管が大藏省に委任せらるゝ如き無自覺の状態なりしが爲、同擁護法運用の結果は加奈陀、濠洲との關稅戰爭を生じ却つて貿易の進捗を阻害するに過ぎなかつた。其の後昭和十二年七月七日日支事變勃發により本邦は益々貿易統制の域に進み昭和十二年九月十日「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」等の公布を見、本邦も亦貿易の統制を以つて通商政策の根本となさざるを得ざるに至り、茲に益々貿易行政の中樞機關の設置の必要を痛感するに至つたのである。

第三節 外交官、領事官及商務官制度一般

領事官とは外國に在りて在留民の保護の外、本邦通商政策の實行の任に當るものにして此の職制は明治三十二年六月二十日領事官制の定むる所である。即ち領事官制によれば、領事官は外務大臣に代り海外に於て通商、航海及移民の保護に當るべきものである。總領事、領事、副領事、領事官補の區別がある。總領事、領事は管轄區域内に於て國家を代表し帝國の通商、航海の保護の任に當るものである。而して右領事官の權限を委任したることを證明する委任狀を本國主權者より受取り之を「エキゼカトル」と云ふ。任國政府よりは右領事官の資格で事

務を開始すべきことを證明する認可狀を受取る。尤も總領事の下にある領事は斯の如き權限なし。獨立せる領事は其の管轄内の事務に關し總領事と同一の權限がある。副領事、領事官補、書記生は總領事又は領事の下に屬して總領事又領事の事務を補佐するものである。

商務官は明治四十三年七月十五日始めて設けられたるものにして、當初特別任用により實際通商事務に堪能なる民間の經驗者中より任命し在外の重要都市に於て大公使監督の下に獨立に官廳を設けて居た。然るに其の後漸次其の身分及事務を大公使館に吸収せらるゝこととなり、今日は大公使館の一屬僚として大公使館商務參事官、大公使館商務書記官乃至は商務總領事、商務領事等として外交官領事官々制中に包括せらるゝに至つた。但し今日と雖も外務大臣が商務官を任命する場合には、商工大臣と協議をなすを要し、又商工省は外務大臣を通じて在
外商務官に對し訓令することになつてゐる。

本邦外交官領事官制度は明治三十二年六月二十日當時外務次官たりし原敬氏の起草したるものなるが、右制度は當時英國外務省より發表せられたる外交官、領事官制度改正案報告書に則りたるものにして最も進歩的のものであつた。元來、英米其の他歐米諸國に於ては沿革上外交官と領事官とを區別し外交官より領事官に、又は領事官より外交官に轉官し得ざるを原則として居つたのである。之が爲外交官は主として貴族富豪の子弟又は政治的任命による者を以て構成され、領事官は一般市民の子弟より養成したるものが多かつた。然るに此の制度は十九世紀の末葉に「デモクラシー」の思想盛んとなると共に不都合なるものとせられ、又貴族出身外交官は成績不良なりとの批難を受けたるにより、能率増進の見地よりして外交官の任用を一般市民に開放するを可とするに至り、

又自然領事官より外交官へ轉官の途を開くを可とする説有力となつた。従つて多くの國の制度に於ては今日領事官より外交官に轉官せしめ得ることとなし居るも右轉官による外交官の數は未だ甚だ少く、多くも三割に過ぎない。即ち領事官より外交官に轉官さるゝは未だ例外的であつて、自然領事官より任用せられたる大公使は老齡のものが多い。依然として今日に於ても外交官は外交官試験を経たる者、又は政治的理由に依り特別任用されたるものの方が多く、領事官より外交官に轉任されたるものは例外である。然るに右外交官と領事官とを區別するとは、外交官の機能を高めることなく、殊に英國に於ける如く貴族が外交官を獨占する國に於て其の弊害の甚だしいものがあつた。右に鑑み前記原氏が採用したる外交官領事官制度改正案にては、外交官と領事官との間に轉官し得るを以て原則としてあつたのである。本邦に於て外交官と領事官々制とを同一の試験制度の下に包含し、外交官より領事官に任用し、又領事官より外交官に任用するに何等の制限なしとし、又領事、副領事は書記生、通譯官及通譯生より任用し得るが如き自由主義を採用し居るのも之が爲めである。尤も右に拘らず書記生より外交官に特別任用し得る場合はなく、又通譯官から外交官に特別任用し得る場合は特に右通譯官の語學を使用する外交官に限定し居るは、依然外交官を以て領事官よりも上位にあるものと見た沿革によるものと認めざるを得ない。而も英獨佛語に付いては通譯官制度を設けず、従つて通譯官より外交官に轉官し得るは特殊語學の場合に限局されて居る。之に反し外務省高等官を二年以上勤務したる者は外交官領事官試験に合格せずとも外交官領事官に轉官し得るの自由を認められて居り、其と同様に外交官領事官の任にあるものも二年以上を経過する場合には外務省高等官に轉官し得ることになつて居る。而して是等外交官等より外務省高等官に轉官せるものは他の關係

官廳の高等官に轉官し得ることも自由である。従つて他省行政官又は行政官試験に合格せるものを外務省高等官に任用し二年の後外交官、領事官に轉官することも自由である。更に勅任官の外交官、領事官は自由任用により任命し得るのである。即ち外交官領事官は其の任用の自由なることに於て一般行政官よりも開放されてゐるのである。極端に云へば外務書記生又は外務省屬官より大使、公使に昇進し得る途も明けて居り、又民間より商務官に特別任用し得るは勿論、勅任以上の官に即ち大使、公使、參事官、勅任總領事に任用し得ることは自由である。更に近事法制局に於て外交官試験と行政官試験を併合し、外交官試験を消滅せんとする案あるも、吾人は外交官領事官なるものが特殊の技能を要するものなるに鑑み右の如き改正をなすことの可なるを知らないのである。

右の如く本邦に於ける外交官制度は英國に於ける外交官制度の缺點を補ひ甚だ革新的なるものなるが、此の弊害としては外交官領事官を併合せる爲常に領事官は一定の地に長期に互つて留る者が少い。又優秀なる領事官は外交官として昇進するを望む結果一般に領事官制度の墮落を見るの嫌なしとせぬ。寧ろ今日の外交官領事官制度に對しては根本的改正を加へ、進んで一定任地に長期留むる様種々の優遇方法を講ずべく、又今日三等官たる總領事を當然勅任官となし公使と同資格に置き、總領事より公使又は參事官と等しく直接大使に任用するの慣例を作るべきである。何れにしても今日の領事官制度に對しては勇氣を以て検討し右に關しては貿易省設置の問題とも併せ研究せらるべきものである。

第三章 歐洲大戰前に於ける列國通商政策概要

歐洲大戰前の世界列國はその通商政策により、自由貿易主義國、保護貿易主義國に大別し得られるが、此の外に收入主義高關稅國と、偏務的條約に依る低關稅國とを加へてもよろしい。

第一節 自由貿易主義國

自由貿易主義國の最も代表的のものは英國であり、英吉利の直轄植民地たる香港、マルタ、ジブラルタル、海峽植民地等も自由主義を採用し居るが、之に次ぎ和蘭本國、蘭領印度、諸威、丁抹、印度、セイロン、白耳義、瑞西、瑞典、諸威等は低稅輸入の自由貿易主義を採用して居る。

自由貿易主義を可とする主張は、關稅を課せず又は之を課するも出來得る丈け低率に、又通商自由の原則を採用することがその國の國民經濟を發達せしめるのに最上の策であると言ふのである。一八一五年維納條約に依つて、ナポレオン戦争が終結を告げた。此の一八一五年から一八六〇年に至る迄は大戦後の現象として、各國共外國との通商に種々の制限政策を行つたが徐々年數が経過すると相互間の通商に對して制限を加へることが、自國々民經濟の發展上不利なることが解り徐々に右制限を解除するに至つた。一八六〇年一月二十三日ナポレオン三世とイギリス國皇帝との間に自由貿易主義に基く通商條約が調印せられた。之が有名な所謂コブデン、ブライト條約であるが、斯く呼ばるゝはこの條約締結に當り、英國自由貿易主義者リチャード・コブデン及びジョ

ン・ブライトが實際上右成立に付き斡旋をしたからである。以後世界各國に自由貿易主義が普及するに至つた。

その條約に依れば、英吉利は佛蘭西から輸入する物品に對して原則として關稅を課せざること、佛蘭西は英國より輸入する物品に對する關稅を徐々に毎年一定の從價割合だけ輕減して行き結局從價一割程度に留めるといふ主旨のものである。かういふ條約が出來たのは、イギリスの方面では、アダム・スミス、ジョン・スチュアール・ミル等の經濟學者の説が行はれた譯であり、佛蘭西の方から言へば佛蘭西革命の原因であつた民權自由の説が勝を制し、又所謂レッセ・フェア、レッセ・パッセの自由放任主義が勝を示したからである。この一八六〇年のコブデン・ブライト條約を機會として、普魯西亞、奧地利、白耳義、瑞西、和蘭等の諸國が總て自由主義の陣營に轉じた。かくて一八六〇年から歐洲大戰前の一九一四年までは、敘上英吉利、和蘭、スカンデナヴィア諸國等を中心として通商自由の主義の下に國際間の通商が多大的發展を見たのである。

通商自由主義は保護關稅を廢止し、又は外國よりの一切の輸入品に對して出來得るだけ低い關稅を課することがその國の産業の爲めに利益であるといふ觀念に基いてゐる。例へば、日本が外國から輸入する棉花に稅を課さないのはアメリカ、印度に對する報酬の意味でなくして、原料品を無稅にすると云ふことが、日本紡績業の爲め利益であるといふ觀念から出發してゐる譯である。この點自由貿易主義は互惠主義と根本的にその性質を異にするのである。

互惠主義といふのは相手國が自國の製産物に對して關稅を課さず又は優遇することの對償として我も亦相手國の製産物に對して優遇を與へることに存する。自由貿易主義國に於ては、相手國の態度如何により差別待遇する

ものではなく互恵主義とはその點が根本的に相違する。

一八六〇年の英佛通商條約に關し特記すべきことは、該條約に於て關稅を撤廢又は低率の關稅を協定する外無條件最惠國條款を互に約したることである。關稅協定といへば條約で無稅なり或は特定の關稅率なりの據置を約束するのであるから、條約の期間中は無稅又は特定關稅に據置くの義務を有する。而してこの條約は出来るだけ長期のものたることを可とする。一八六〇年に英佛との間に長期のコブデン・ブライト條約が締結せられ、又其の後英吉利は白耳義、和蘭、瑞典等の諸國との條約に依つて關稅を協定し、佛蘭西は同様地利、普魯西亞、伊太利等の諸國との條約に依つて相互に低率なる關稅を協定したのであるが、是等の諸條約の中には何れも無條件最惠國條款を包含してゐたから之を通して一切の條約國の製産物に對して各國に於て一樣に低率なる關稅が實行されることになつたのである。條約締結數の多きに從つて關稅の標準は益々低率になり、斯くして歐洲諸國は一九一三年の大戦前無上の繁榮時期に入つたものである。

然らば一八六〇年頃より何故自由貿易主義が流行するに至つたか。ナポレオン戦争後十九世紀の前半に於て各國は戦後引續き種々の制限政策に依つて相互に外國貿易に對し障礙を設けてゐたところ、一八二五年以後一八四五年に至る迄世界の大不景氣が襲來して、是が爲に諸國は通商制限政策が決して相互の國民經濟上利益を齎すものでないといふことを痛感するに至つた。加之一八四八年カリフォルニヤに於て金礦が発見され金の供給が十分になるに從つて一般物價も騰貴の傾向を示すに至つた。物價が騰貴すれば、各國の經濟繁榮の原因となり、各國の經濟が繁榮すれば自然關稅障壁を撤廢しても差支へないことになる。斯くの如くして一八四六年には英國に於

て有名なる穀物關稅法(コーン・ロー)が廢止され、始めて農産物に對する關稅を撤廢したのである。

更に一八四九年には英國はナヴキゲーション・アクトの廢止に依つて積載船舶の國籍如何に拘らず無差別に外國より貨物輸入を自由にするに至つた。それ迄は英國船舶と外國船舶との間に英國への輸入貨物の待遇の上に差別待遇を行つてゐたが、この航海條例の廢止に依つて所謂内外船平等待遇が確保された。爾來この内外船平等待遇といふものは通商自由を基礎とする通商條約規定の一大要目となつた。今日日本が各國と結んでゐる通商條約中には、この内外船平等待遇なるものが海運業保護上最も必要な項目となつてゐる。かくして日本船舶は海外に雄飛することが出来るのである。英吉利に於ては更に一八五四年に沿岸貿易が外國船舶に開放された。沿岸貿易といふのは元來その國の船舶に留保すべきものであつて、日本、亞米利加其の他の諸國は今日と雖も沿岸貿易を內國船舶に留保してゐるが、英吉利は逸早く沿岸貿易を外國船舶に開放したのである。一八五八年には亦濠洲に金礦が発見され、更に世界に於ける經濟繁榮の原因となり、斯くの如くして一八六〇年一月二三日に前記コブデン・ブライト條約が英佛間に締結されたのである。

顧みるに日本では一八五八年に有名な安政五ヶ國條約といふのが締結されてゐる。この安政五ヶ國條約に於ては、日本よりの輸出品全部に對して從價五分、日本への輸入品全部に對して從價五分乃至從價三割五分を約束して居たが、其の後日本に於ては兵庫等開港の約束を果さざりし爲、更に慶應二年(一八六六年)調印の江戸改稅約書に於ては輸出入物品全部從價五分の低率なる協定を爲すに至つた。これは今日から見れば非常に低率な關稅であるが、當時の自由貿易の思想から言へば決して不思議とすべきものでないのである。即ち日本の方は外國の

輸入品に對して従價五分であつたが、英吉利は日本其の他外國品を一切無税で輸入して居た時代であつた。即ち安政條約は自由貿易の勢が世界に瀰漫した時に締結されたものであつたから自由貿易に近い關稅率が定まつたのである。

この自由貿易主義は英國に於ては曩きの歐洲大戰迄繼續したのである。その特徴は、第一、關稅の撤廢。第二、無條件最惠國待遇の採用、即ち差別待遇の廢止。第三、輸出入禁止制限の撤廢。第四、内外船平等待遇及び沿岸貿易の開放。第五、英國内に於ける外國人の入國、居住の自由。第六、英國内居住外國人の私權の享有に關する内外人平等待遇といふ諸點にある。併し乍ら第一の關稅の撤廢に關しては幾分の例外がある。その例外は收入を目的とする關稅である。英國に於ては酒、煙草、砂糖、茶、珈琲等の嗜好物に對して收入關稅（財政關稅）を課してをる。是等の關稅は收入を目的とするのであつて産業の保護を目的とするのでないから、假令英國に於て是等貨物に對して關稅を課するも自由貿易國たるを妨げない。唯斯くの如く收入關稅を課すべき貨物は英國に於て生産無き種類のものたることを必要とする。若し英國に於て生産ある場合に於ては外國輸入品との均衡上之に對して生産稅（エクサイズ・デューティ）と云ふものを掛けて居る。斯くの如く自由貿易國で收入關稅を採用する場合に於ては國內で生産されるものに對して關稅と同率の生産稅を課するを原則とするが、その煩を防ぐために英國に於ては煙草、砂糖等の耕作を禁止したのである。之が自由貿易主義の特徴である。

第二の無條件最惠國待遇に就き自由貿易主義國は、自國に於て之を採用すると同時に、外國との條約中に於ても之を強硬に要求するを常とする。何故ならば自由貿易主義を採用した場合に於ては條約締結の際相手國に對し

て與へる關稅等の報酬が絶無となるからである。即ち若し相手國に於て互惠主義を採用する場合に於ては、自由貿易主義國は關稅交渉上何等與へる所の報酬無く差別待遇を受ける危險があるからである。

第三の輸出入禁止制限の撤廢と言つても、公安上の必要ある場合には制限禁止を行ふこと差支へがない。公安上必要な場合といふのは動植物の害を防ぐため、或は衛生上の必要、治安を保つための必要等の場合で、これらの場合には動植物又は一般貨物の輸出入禁止制限を行ふも差支へないのである。

第四の内外船平等待遇及び第五の内外人平等待遇に就いては、英吉利は全然自由主義を採用して居る。土地所有權は勿論、鑛山權のやうなものでも、自由に外國人に許して居る。中央銀行の株券でも外國人に開放して居た。序であるがこの十九世紀中葉に於て盛なりし自由貿易主義の感化を受けて、日本が明治三十二年（一八九九年）に治外法權を撤廢した際には其の代償とし外國人に對し内地居住を許可し、私權の享有に關し内外人平等待遇等を採用したのである。即ち同年七月十七日より實施せられた陸奥條約に於ては是等自由貿易主義國の觀念が大部分に挿入されてゐる。又改正條約の實施準備として公布された日本民法第二條に於ては「外國人ハ法令又ハ條約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私權ヲ享有ス」と規定し、外國人は法令に於て別段の定めなき限り日本人と同一の權利を有する趣旨を定めてをる。即ち民法第二條に於ては内外人平等待遇を原則として認めてをる。斯くの如く内外人平等待遇のことを國民待遇（National treatment）と云ふ。國民待遇は條約上外國人に附與する待遇の内で最も自由なものである。

第二節 保護貿易主義國

保護貿易主義の起源は一方南北戦争（一八六一—一八六五年）後北米合衆國に發生し、他方帝國形成（一八七一年）後獨逸に於て發生したものである。北米合衆國は一七七六年に獨立したが當時は歐羅巴に於て自由貿易の萌芽を生じた時であつた。例へば一七七六年に有名なアダム・スミスがウエルス・オブ・ネーションを出版し自由貿易を禮讃した。是等の説が其の後ジャン・ジャック・ルソー（一七五三年）あたりの哲學と一緒になつて、歐洲に於ては政治的には民權自由、封建打倒の佛蘭西革命（一七八九年）となり、經濟的には自由貿易主義の採用（一八六〇年）となつたのである。従つて記憶すべきことはアダム・スミスがウエルス・オブ・ネーションを出したときから自由貿易主義が採用せられたとき迄には八〇年以上も経過してゐる。以て如何に名論卓説と雖も是が實行を見る爲めには時世の發展を必要とするかといふことである。

一 米國の關稅制度

米國は一七七六年獨立したけれども僅かに十三州であるし、又憲法に依つて土地其他に對する課税は是を各州の權限に委ねざるを得なかつたから、聯邦政府として收入し得るのは主として海關稅であつた。それで米國は建國劈頭外國輸入貨物に對して收入關稅を課せざるを得なかつた。當時はまだ保護關稅といふ觀念は無かつたからその目的とする所は産業の保護よりも收入を得るにあつた。併しその收入關稅たるや、自由貿易主義國の收入

關稅でないから前に述べた國內の同種貨物に對して生産稅（エクサイズ・デューティ）を課するといふことはなかつた。又最惠國條款に於ては有條件主義を採用した。一七七八年に佛蘭西と亞米利加の間の通商條約に於て採用された最惠國條款が所謂有條件主義（コンディショナル）の始めである。

斯くの如く北米合衆國に於ては建國以來收入の見地から關稅を課したものであるが、早くも一七九一年には大藏大臣アレキサンダー・ハミルトンは彼の有名なる「製造工業に關する報告書」中にて保護關稅主義を述べた。このアレキサンダー・ハミルトンといふ人が亞米利加保護關稅の元祖と謂はれるのである。次いで歐羅巴に於けるナポレオン戦争に入つたが、亞米利加は歐洲大戰に捲込まれることを避けたに拘らず、一八一二年には英國との戦争となつた。其の結果米國は益々歐羅巴勢力の米大陸に及ぶことを防止することの必要を痛感し、一八二三年には時の大統領ジェームス・モンローが所謂モンロー・ドクトリンなるものを宣言するに至つた。餘談であるが非常に面白いことと思ふのは、一八一五年に維納條約に依つてナポレオン戦争が收つた。是に匹敵するところの歐洲大戰争が一八一九年にヴェルサイユ講和條約に依つて終結した。而して一八三〇年に希臘が獨立し神聖同盟に拘らず維納條約の一角が崩れた。一九三一年の滿洲國獨立に依つてヴェルサイユ條約による國際聯盟の組織が破るゝに至つた。其の後一八六〇年に自由貿易主義の曙光が見えてナポレオン戦争の結果生まれた制限政策といふものが解消せられるやうになつた。さうすると一八六〇年に至らば吾々は自由貿易の復活を夢見ることが出来るかも知れぬと思ふ。尙ナポレオン戦争後一八二五年に世界恐慌が始つて、一八一四、五年頃迄繼續したのであるが、曩の歐洲大戰後に於ては一八二九年に世界恐慌が起つてから今次の世界不況、不安定が來たのである。

従つて是は一九五〇年頃迄は續くものと見ても止むを得ないであらう。このことを最近日本を訪れた英國倫敦スタテリスト紙の主筆であるサー・ジョージ・ペイシュに話したところが、氏は自由貿易主義のチャンピオンであるからこれを信じない。氏は一九五〇年頃迄もこの世界不景氣不安状態は續くものと思はれない。今日の世界は無線電信、飛行機の時代であるから世界不景氣の克服といふこともつと早く出来なければいかん。茲一兩年の中に自由貿易の時代が再びやつて来るであらうと思ふ。何故かといふと、獨逸は無論のこと、亞米利加、英吉利、佛蘭西、日本何れの國でも今日は赤字公債を以つて收支を償ふて居る、即ち政府は財政能力の極點を出し盡してをる。この状態はどう計算して見ても一兩年以上は續くものと思はれない。何れの國家も破産になつてしまふ。而してさういふやうな破産状態になると、始めて國家といふものが相争ふことの非を悟つて、自由貿易主義とならざるを得ないと主張した。併し自分の意見としては、現今人間は成程飛行機、無線電信といふものに依つて、所謂スピードの世の中に生活してゐるが、それと同時に自國に對する防禦的手段も發達して來たから、今日の所謂エコノミック・ナショナリズムと云はれる考方も段々發達して來た。例へば人工石油を造るといふやうに智恵の力で、エコノミック・ナショナリズムを維持する力が生じて來た。ペイシュ氏が言ふ如く、さう容易に、自由貿易主義時代が再來するものとは思はれない。併し遅くとも一九六〇年頃迄に世界各國は今日の如き無暴の國際競争はなくなるであらうと云ふ信念を有してをる。

偕て亞米利加に於ては、建國以來收入主義から關稅保護主義が發達して來たが、ナポレオン戦争後の一八二八年には、タリフ・オブ・アポミネーションといふ從價四％に上る高關稅法を布いた。それから一八三三年にはクレイのコンプロマイズ・タリフといふものが出來て稍々關稅率が輕減せられた。一八四六年にはウォーカー自由關稅が成立し從價稅が採用せらるゝこととなつた。次いで一八七一年一月に新關稅法なるものが成立した。併し是より先一八六一年に有名な南北戦争が始り是が約四ヶ年ばかりも繼續し過般の歐洲大戰以上の災害を亞米利加に與へた。殊に南方諸州は殆ど破産の状態に陥つた。その結果政府の財政が行詰つて有名なグリーン・バックが發行された。十九世紀に於てはこのグリーン・バックが無價値になつた紙幣の最も有名なるものである。

斯くの如く亞米利加は益々收入を關稅に求めざるを得なくなつて是が爲に保護關稅論の可否に拘らず、益々關稅を引上げるやうになり、亞米利加は保護關稅主義國として動かざるものとなつた。斯く米國は當初收入を目的として、輸入稅を課したものであるが徐々にその關稅障壁の下に工業が生まれ、殊に大西洋岸のニュー・イングランド地方に於ては歐洲諸國と競争するところの産業が生じて來たから收入關稅を撤廢することを得ざるに至つた。今日と雖も大西洋岸、殊にニュー・イングランド地方は保護主義の巢窟であつて、是に反して南方の農業地方は自由主義である。而して亞米利加の北方に於ては共和黨、南方に於ては民主黨といふ結果になつて、共和黨は保護主義を以て黨是とし、民主黨は關稅引下げを以つて黨是とすといふやうに判然と主義上の區別が出来ることとなつた。その結果大統領の選舉に於て、共和黨が勝つ場合には保護關稅が行はれ、又民主黨が勝つ場合には關稅引下げが行はれることになつた。それで一八九〇年共和黨の下に於てマツキンレー關稅法が出來極端な保護主義が行はれた。暫くすると一八九四年八月二七日に民主黨クリーブランド大統領の下にウイルソン關稅法が成

立、收入關稅主義の下に關稅改正が行はれ、更に一八九七年にはディングレー關稅法通過して、再度保護主義が行はれ、一九〇九年八月五日に至り共和黨も關稅整理の必要を感じベイン・オールドリッチ・タリフが行はれた。その後ルーズベルトの共和黨が政權を得た時には關稅は保護關稅と收入關稅の折衷に依るべしといふ立場から、一九一一年一月三〇日に關稅委員會(タリフ・ボード)が組織され、關稅の保護自由の争ひを緩和するに至つた。而して大統領ウイルソンが民主黨から立つて一九一三年九月九日自由主義のアンダーウッド・サイモンズ關稅法が出来て、ベイン・オールドリッチの關稅を引下げた。このアンダーウッド・サイモンズの關稅法に於ては亞米利加の勞働者を保護する爲に亞米利加の生産費が競争外國より高い程度だけ關稅を課すといふ主義(コンベンチーヴ・タリフ)の下に大統領は關稅委員會の決議により隨時關稅を引上げ、引下げることが出来ることとなつて居た。ところがタリフ・コンミッションに於ては、民主黨と共和黨の委員の數が同數である爲に容易に議が一致しない。之が爲タリフ・コンミッションといふものは充分に活動を爲し得ないといふ状態であつた。即ちアンダーウッド・サイモンズ關稅法による大統領の關稅行政權は行使されることが少なく、従つて、之に依つて關稅引下げを希望したことは畫餅に歸した。即ちウイルソン大統領の力を以てしても、亞米利加では保護關稅主義が維持され歐洲大戰まで持越した。而して歐洲大戰後亞米利加は一層高度の保護關稅主義に復歸したが現大統領ルーズヴェルトの下に於て一九三四年の所謂互惠關稅法により稍々之を緩和することとなつたことは後に述べる。

保護貿易主義國と言はるゝ亞米利加でも當初植民地時代に於ては自由貿易國であつた。アレキサンダー・ハミルトンが出で保護主義の必要なることを述べて以來北部=ユー・イングランド地方に於て先づ保護主義が勢力を

得るに至つた。是に反して南部諸州は農業地方で農産物を多額に輸出する關係上自由貿易を以つて便利とした。この保護貿易主義の北と、南の自由主義との争ひが南北戦争にまで發展したのである。南北戦争に於て北部諸州が勝利を得た爲、又戦後保護主義自由主義の利害如何に拘らず、多額の財政収入を關稅に仰がねばならなかつた爲聯邦政府に於て戦後關稅の引上げを甚だしく行つた。

之が亞米利加が保護主義になつた根本原因である。亞米利加は保護主義の權化であるが、當初より保護主義を以て出發した譯ではなく、關稅收入を多額に得る目的を以て關稅を引上げたのに端を發する。關稅を引上げるとその目的が收入關稅である場合に於てもその關稅障壁の下に新しい産業が出来、その既存産業を保護する爲に關稅を撤廢することが出来なくなる。例へば日本の例で言へば大正十三年七月に濱口内閣が釐澤品關稅を設け釐澤品に對しては從價十割の關稅を賦課した。その目的は奢侈を取締るにあつて外國から輸入される紅茶、香水の如き釐澤品の輸入を防止するにあつた。然るにその十割課稅の爲に日本に於て香水、紅茶が出来るやうになつた。現に日東紅茶が出来たのもその以後のことである。さうなると紅茶、化粧品の關稅を引下げることが出来なくなる。最近佛蘭西が日本からの輸入商品中生糸、樟腦を除く、總べての商品に對して許可制を採用した。それは釐澤品關稅法を施行した結果、佛蘭西よりの主要輸入品たる化粧品、葡萄酒、シャンパンの如き釐澤品の輸入額が大いに減少し、是に反して日本より、佛蘭西に對する輸出は依然相當多くその割合は現在先方の一に對し我が輸出は二、或る年には一對三位である。即ち日本よりの輸出二千萬圓、佛蘭西よりの輸入七百萬圓、乃至一千萬圓程度となつた。かくて貿易の均衡を調整する目的を以て佛蘭西は斯の如き制限政策を採るに至つたので、茲に日

佛交渉の問題となつたのである。然らば日本が大正十三年七月に施行した釐澤品關稅を撤廢すれば宜しいが、化粧品なり、紅茶なり關稅の保護の下に出來た新産業が倒れる結果になる。釐澤品關稅法を採用した濱口内閣は關稅收入が目的で、保護が目的ではなかつたのであるが、結果は保護關稅と同性質のものとなつた。學理的に言へば、其の目的が收入關稅であつたとしたら、關稅のため同種の國內産業が發達すると外國からの輸入が減少又は消滅し、隨つて收入が無くなり其の目的と逆行することとなる。この意味に於て保護關稅と收入關稅とは關稅政策上自家撞着するものである。併し實際論としてはさうは行かぬ。亞米利加は南北戰爭後財政の目的上收入關稅を課したが之が保護關稅に性質を變へるに至つた。即ち戰爭後收入關稅存續中にマサチュセツ州を中心とするニュー・イングランド地方に、有力な國內産業が發達しその地方が保護主義の根城となるに至つた。かくて北部は保護主義、南部の農業地方は自由主義を奉ずることとなり、北部の利害を代表する共和黨、南部を代表する民主黨は夫々保護主義、又は自由主義を黨是として相對立するに至つた。

一八九〇年共和黨マツキンレー大統領の保護主義、一八九四年のウイルソン關稅法による民主黨の收入主義、一八九七年のデイングレー關稅法による共和黨の極端なる保護主義、一九〇九年の共和黨によるベイン・オールドリッチ保護關稅法、一九一三年民主黨のウイルソン大統領の下に於けるアンダーウッド・サイモンズ自由主義關稅法等の變遷が、この間の消息を良く物語つてゐる。現在は民主黨の天下で國務長官コルデル・ハル主唱の下に、互惠主義による關稅引下が實行されつゝある。この互惠關稅法は昭和九年五月に出來た。かくて亞米利加の傳統政策たる保護主義は漸次緩和され既に世界の約二十國との間に於て互惠協定による關稅引下が行はれた。そ

の主なるものは最近出來た英米互惠協定である。

之を要するに米國にては北部の保護主義と南部の自由主義との對立が歐洲大戰迄繼續された。併し自由主義と云つても米國にては其關稅率は仲々高率である。例へば一九一三年のアンダーウッド・サイモンズ・タリフと雖も從價約三割を課して居り、當時の日本關稅法の從價一割と比較し甚だ高率である。勿論英吉利は前に述べた通り當時完全なる自由主義であつて何等保護關稅を設けてゐなかつた。

二 獨逸の關稅制度

次に獨逸等に於ける保護主義は如何なるものであつたか。獨逸に關しては、一八七一年の獨逸統一を轉機として考へて見ることが便宜である。帝國の統一前に於ては、獨逸が農業國であつた關係上普魯西亞に於ても、獨逸關稅同盟に於ても自由貿易主義で、低率な輸入税を以て英吉利、佛蘭西の工業品を歓迎してゐた。然るに一八七〇年の普佛戰爭の結果、翌年獨逸が統一するに至ると帝國の統一事業を完成するため保護關稅主義を採用する必要に迫られたのである。

之より先、一八四一年フリードリッヒ・リストが、有名なる「國民主義經濟學」を著し、當時に於ける獨逸の自由主義的傾向に反對した。リストは亞米利加に於てアレキサンダー・ハミルトンが保護主義の開祖である如く、獨逸に於て關稅保護論の開祖である。リストは所謂經濟發達の段階説を唱へた。獨逸の如き經濟發達の初期の段階にある國は、宜しく保護關稅を課し、國內の幼稚産業を保護助長すべきことを主張したのである。從つ

てリストの保護關稅論には、幼稚産業論又は教育關稅論の別名がある。リストも産業革命後の英國の如き工業國が自由貿易主義を採ることの有利なるを認めてゐるのである。リストの幼稚産業論は、國內産業を無暗に保護することを主張したものではない。有望なる國內の幼稚産業を關稅保護により助長し、夫等國內産業が、外國の同種産業と競争し得るやうになるに従ひ漸次關稅を低下し、終には之を撤廢すべきことを主張したのである。それで一八七一年以後に於ける獨逸關稅法に於ては、幼稚産業保護の意味に於ける保護主義が行はれた。

次に同じく保護主義を採つた獨逸と亞米利加之の關稅政策の相違點に就いて述べる。

亞米利加に於ては歐洲大戰前共和黨が保護主義を採用し、反對に民主黨が自由主義を主張した。であるから、孰れも外國との交渉に依つて關稅率を引下げることはない。然るに獨逸は一八九一年一月六日に伊太利、白耳義、奧地利・洪牙利、瑞西、セルビヤ等と國定稅率 (Statutory Tariff) を基礎として關稅協定 (Conventional tariff) を結んだ。即ち、亞米利加之の關稅は國家の法律で決めた國定稅制であるのに反し、獨逸の場合は國定協定稅制であつた。國定關稅制といふのは國家が關稅法を決めてその關稅を外國との條約に依つて變更することを許さないものである。例へば歐洲大戰前の英吉利、米國、南米諸國は總べて國定關稅制であつた。之に反し獨逸に於ては一八九一年に法律で決めた關稅定率法の稅率を外國との談判に依つて大部分引下げた。即ち獨逸の輸出品に對して相手國が關稅を引下げるときは獨逸の方でも亦相手國よりの輸入品の稅率を据置き又は輕減することとした。例へば、明治四十四年小村條約改正に於て日本が獨逸より輸入する染料等の關稅を引下げたから、獨逸も日本より輸入する羽二重の關稅を引下げることとした。之は一九三四年の互惠協定法で米國が行つてゐる

方法と同一である。當時獨逸はこの互惠關稅協定を前述の如く、伊太利、白耳義、瑞西、奧地利・洪牙利等の諸國との間に結んで相互に關稅を引下げたが、當時佛蘭西又は英吉利と獨逸との間には無條件主義の最惠國條款が存在してゐたから、英佛兩國品は總べて、獨逸又は其の對手國に於て協定稅率に均霑することが出來たのである。

獨逸は國定協定稅制度を歐洲大戰前まで繼續採用した。即ち一九〇二年には改正關稅定率法を制定し、この新關稅法に基いて一九〇四年には以上諸國の外瑞典、モンテネグロ、勃牙利、羅馬尼亞等とも關稅協定を締結して所謂中歐關稅協定組織なるものを成立せしめた。即ち獨逸を中心にして中歐諸國全部が關稅協定を結ぶに至つた。而して右一切の協定關係國間の關稅輕減率は無條件最惠國條款に依つて全部に擴大せられ、又協定條約外の英佛等も亦最惠國條款に依つて均霑することとなつた。併もこれら條約は期限も大體十ヶ年の長期のものとしたため各國の貿易關係を非常に安定せしむるに至つた。是がヨーロッパ大戰前の狀態であつた。是が爲にヨーロッパ大戰前の貿易額は十ヶ年毎に約倍額になつた。然るに今日世界貿易額の狀況はどういふ狀態であるかと言へば、歐洲大戰後の一九二九年、即ち昭和四年には約歐洲大戰前よりも二割五分位増加するに至つたが、其の後激減一九三二年以降の貿易額を一九二九年にすると約三分の一乃至四割に減つた。歐洲大戰が始つたのは一九一四年であつて、昨年は一九三九年であるから約二五年経つてゐるが、まだ歐洲大戰前の貿易額迄回復してゐないといふ有様である。正確に言へば數量は幾分増えて居るが金額は減つてをるといふ狀況である。歐洲大戰前亞米利加に於て保護自由の政策が政黨の如何に依つて變動を見たが、併し大體に關稅率は安定してゐた。英吉利は自由貿易主義、ヨーロッパ大陸は獨逸を中心にして國定協定稅制に依つて安定してゐた。更に亞細亞、阿弗利加諸國は偏

務的の低率なる協定税率により貿易が安定して居た。それで歐洲大戰前には世界諸國の貿易が浸々として増進したのである。

三 佛蘭西の關稅制度

佛蘭西は米獨とは異なる複關稅法制度を採つてゐた。同じ保護主義でも獨逸は國定協定主義、亞米利加は保護的國定主義であるが、右に對し佛蘭西は保護的複關稅法主義であつた。この佛蘭西の關稅制度は一八九二年に始つたものである。總べての有稅貨物に對して一般税率と最低税率との二種ある。尤も原料品に對しては兩税率の間に大した開きは無い。又無稅品に對しては最高最低共に無稅である。而して佛蘭西より輸出の生産物に對し優遇を與へる國よりの輸入品に對しては最低税率を課し、相手國が佛蘭西産品に不利なる待遇を爲す場合には一般税率を掛けるのである。日本は歐洲大戰前佛蘭西産品に對し協定税率を與へて居たから日本品は佛蘭西から最低税率の待遇を受けてゐた。支那は佛蘭西産品に對して低率なる協定税率を附與して居たけれども佛支條約は偏務的で支那は最惠國待遇の權利を有してゐなかつたから支那品は佛國にて一般税率を課せられてゐた。この複關稅制度に於ては外國との條約によつて最低税率を引下げることはない。一般税率は關稅交渉の際國定協定制度國に於ける國定税率に相當するものだとの意見を持つて居る。

次に佛蘭西が斯かる複關稅法を定めた沿革に就いて述べる。佛蘭西と獨逸との間に締結された一八七一年五月十日の講和條約、即ちフランクフルト條約中の通商條項には、兩締約國は相互に相手國の生産物に對し最惠國待遇を與ふべしと定めてある。之が佛蘭西が複關稅法を採用することになつた原因である。この規定により、獨逸の生産物は一八七一年以後佛蘭西に於て永久に最惠國待遇を受けることになつたのであるが、當時は佛蘭西は多數の國との間に協定條約を締結し右に依つて自國の關稅を輕減して居た。獨逸は何等の報酬を拂はずに、即ち佛蘭西から來る品物に對し關稅輕減を爲すことなくして、佛蘭西が第三國に與へた協定税率に均霑した。他方獨逸は一八七九年の保護關稅を、外國との條約により少しも引下げることがなかつたから、佛蘭西はフランクフルト條約の最惠國待遇規定により、何等の利益を獨逸より受けなかつた。隨つて佛蘭西としてはフランクフルト條約は非常に不利であつたが、この條約は永久的の平和條約であるから廢棄することが出来ぬ。依つて已むを得ず一八九二年に複關稅法を採用し最高税率と最低税率を定め獨逸産品に最低税率を課することとした。而して第三國との條約により最低税率を下げることは佛蘭西産業を害するものとして一切行はないこととした。かくてこの複關稅法に依り佛蘭西はフランクフルト條約による弊害を免れることとなり、逆に佛蘭西は獨逸が伊太利、白耳義等に許した一切の協定關稅率に均霑し大いに利益を受くこととなつた。尙複關稅制採用の結果諸外國は佛國に於て最低税率以上の利益を受け得ぬこととなる次第であるから之を悦ばず。佛蘭西との條約を廢棄するものが生ずると佛蘭西は當該無條約國より輸入の産物に對して最高税率を課することとなるのである。即ち佛蘭西は一應最高税率を以て無條約國關係を防止せんとするのである。併し若し相手國が之に屈せず更に佛蘭西の産物に對して不利なる待遇を與ふる場合には其の國の生産物に對しては、所謂報復關稅を實施するのである。従つてこの報復關稅率は最高税率より更に高いものである。

日本は明治四十四年の條約改正の際外務當局より複關稅法を採用すべしと云ふ議論を有力に唱へたが、大藏省方面の反對で採用にならなかつた。今日に於ても複關稅法を以つて日本に非常に有利なりと自分は確信してをるものである。昭和十一年の議會に馬場藏相は吾人等の意見を採用し部分的複關稅法案を提出したが、内閣の瓦解により終に成立を見るに至らなかつたのは残念である。複關稅法の利害については後に詳述するが、日本の如き國にとつては通商貿易の改善上相當に役立つものと私は確信してゐる。對外交渉の武器としては複關稅を有利とするが、大藏省方面に於ては複關稅の採用により本邦は必要以上の高關稅實施の破目に立ち至るべしと反對するのである。尙獨逸は一九〇二年新關稅法に於て穀物のみにつき複關稅法を採用した。尙西班牙、希臘も歐洲大戰前佛國に倣ひ複關稅制を採用するに至つた。

第三節 收入主義の高關稅國

英吉利は大戦前收入主義であつたが自由貿易主義である。是から述べるのは收入を目的とする高關稅の國定主義國である。それは南米及び中米諸國である。尤も其中伯刺西爾は最近迄複關稅法を採用してゐたが亞爾然丁、智利、哥倫比亞、ニカラグア等總べての南中米諸國は收入の目的で國定の高關稅を課してゐた。國定主義であるから外國との間に關稅協定をするが如きことがない。併し是等の國に於ては工業が發達してゐないから收入主義が變じて保護關稅になる場合は少い。尤も伯刺西爾は近時綿織物に保護主義を始めたが依然として收入主義の高關稅である。中南米諸國は收入主義であるから關稅を無闇に高くして却つて關稅收入の減少を來すが如きこと

はない様注意して居る。一定限度以上に高關稅になると輸入が減り、輸入が減れば收入は減少するから收入主義を採用する場合には無闇に關稅が高率になる恐れがない。従つて日本の南中米諸國に對する貿易は比較的安全に進捗しつゝあつたのである。即ち南中米諸國は日本の貨物に對して高關稅を賦課するが、その高關稅たるや保護關稅でなくして收入關稅であるから、日本の南中米諸國に對する貿易は増進して來たのである。

收入關稅主義を採ると右述したやうに保護關稅と撞着する場合がある。印度に於ける綿織物の關稅は、收入關稅であり又保護關稅である。印度は日本よりの綿織物に對しては今日從價五割を掛けてゐる。これに反し英吉利の綿織物に對しては從價二割五分を掛けてゐたが、最近の英印協定により是を從價一割七分五厘に引下げた。(英國が四〇萬俵以上の棉花を印度より買ふ場合は更に一割五分迄引下げる。)即ち英帝國特惠關稅である。然るに日本の綿織物の輸入が減少して英吉利の綿織物の輸入が増加すると、從價五割取れる關稅が從價一割五分になることとなるから收入が非常に減ることとなる。又印度に對する日本の綿織物の關稅を引上げるとは、英吉利のランカシャーには良いこととなるが、消費者たる印度人及び日本の綿織物製造家は困るのみならず印度の大藏省も收入が減つて困ることとなるのである。日本の綿織物が入らなくなると大部分の關稅收入を失ふこととなる。かういふやうに收入關稅と保護關稅は撞着することがある。

第四節 條約に依る低關稅國

歐洲大戰前、土耳其、埃及、波斯、支那、朝鮮、暹羅等の諸國は歐米諸國との條約に依つて偏務的に從價五分

の協定税率があつた。日本も安政條約に依つて従價五分の關稅協定が明治三十二年迄繼續してをつた。是等の國に於ては一種の自由貿易主義が行はれてをつたと同様である。之と等しく阿弗利加のコンゴ河の流域地方に於ては一八八五年のベルリン議定書に依つて、機會均等主義と低率關稅とが偏務的に約束されて居る。又阿弗利加のモロッコは一八八〇年のマドリッド條約に依つて偏務的に低率關稅が約束されて居るのである。それ故日本の生産物はコンゴ河の流域地方とモロッコへは今日でも盛に輸出されて居る。

日本産品は今日世界の各所に於て種々の制限を加へられてゐる。その制限方法の最も簡單なるものは關稅の引上である。更に徹底的のものは輸入割當、即ちクォータ制である。然るにこのコンゴ河の流域とモロッコに於ては國際條約に依つて機會均等主義が行はれ、英吉利は勿論、白耳義、佛蘭西の如き本國の品物と全然同一の待遇を受けて居る。其の關稅率も甚だ低いのである。それで日本の綿織物はモロッコの如き邊鄙のところへ毎年千萬圓ばかりも輸出せられ、コンゴ河流域へ少くも二、三千萬圓ばかり行つてゐる。之に反し印度に於ても、英國の植民地に於ても日本の品物は英國品よりも高い關稅を課せられたり、又は割當數量の制限を受けて居る。同様亞米利加に於ても、佛蘭西に於ても日本品は割當制限を受けてゐるものがある。尤もモロッコ及びコンゴ河流域以外にても國際聯盟の委任統治領になつてゐるパレスティン、シリア、イラク等に於ては日本品は平等待遇を受けてゐるから同方面行日本産物は相當多いのである。日本は恰もクキーン・ヴィクトリア時代の英吉利の如く平等待遇と機會均等の條件さへあるならば世界何處でも勝を占め得る地位にある。然るに一番制限政策を採用してゐる亞米利加が日本政府に對し日本は支那に於て九ヶ國條約上の機會均等主義を守らないといふて抗議して

來てゐる。併し日本としては機會均等、門戶開放が世界に行はれることを希望するのである。只支那に於ては未だ眞正の意味の門戶開放と機會均等が行はれて居ないのである。右支那に於て眞正の意味の門戶開放が行はれる様にするのが今回の支那事變の目的である。要は世界各所何處でも機會均等、門戶開放が行はれて居る方面へ向つて日本は貿易を増進せしめてゐるのである。

一九二九年の世界恐慌後日本の輸出貿易はコンゴ河流域とモロッコだけを残して殆ど全部閉鎖されてしまつた。かく日本商品の行き場所が無くなつたから、日本は再び支那市場に輸出せんことを欲したのである。處が、支那は特に日本商品に對しボイコットをした爲支那事變前支那に對する日本の通商貿易は非常に減少して一九二九年頃よりも三分の一位になつた。従つて日本は已むを得ず支那に對し眞の意味の門戶開放と機會均等を要求せざるを得ざるに至つたのである。而して外の國で日本品に對し制限政策を採用しつゝあるのに對抗し、日本も亦日滿支經濟ブロックを呼號して日本は支那滿洲に對し獨占的權利を主張すべしとの意見も出てくるのである。かくて日本が支那に對する政策は從來通り單に機會均等、門戶開放を主張するに止めず、世界列國の趨勢に倣つて、日滿支間にブロック經濟を組織するのが宜しいと言ふ議論が出るのである。支那事變中日本の爲すところ、對し、亞米利加及び英吉利よりの抗議に對して政府は從來通り支那に於ける門戶開放、機會均等を繼續すると言ひ切らない。有田外相は、世界が門戶開放をやれば、日本も支那の門戶開放をやるといふやうな議論の仕方をしてゐる。世界が門戶開放をやれば日本も門戶開放をやる。世界が閉鎖主義になれば日本は日滿支に於てブロック主義を強化せんとする傾向である。

第四章 最惠國條款

第一節 緒論

最惠國條款とは英語で Most favoured nation clause であり、最惠國待遇とは Most favoured nation treatment である。最惠國條款は最惠國主義 (Principle of most favoured nation) を條約を以て國家間に約することであるが、之は通商政策上に於てのみならず國際法上に於ても又通商條約の上に於ても、最も重要なことである。國際法上及び通商條約上に於てはこれを無條件約款 (Unconditional clause) と有條件約款 (Conditional clause) との二つに分つ。併し商業政策上に於ては最惠國條款は一般に無條件約款としてその利害を研究するのが通常である。商業政策上に於ては一八六〇年以來、即ち英佛通商條約 (コブデン・ブライト條約) の成立以來無條件主義が確立して來た。爾後十九世紀後半に於ては各國の關稅制度は自由貿易主義による無稅又は低關稅か、若しくは條約による關稅協定となり、所謂通商自由主義が確立し、世界經濟は益々繁榮を來すこととなつた。之が爲一九一四年即ち歐洲大戰前に於ては、世界貿易は二十年間に倍額となり、更に日本の如きは十年毎に倍額になつた。

右述の如く無條件最惠國條款は國際經濟の發展上最重要なるものであり、歐洲大戰後、殊に最近に於て世界の通商が梗塞するに至つた所以は、主として無條件最惠國條款を各國が放棄するに至つたことに因る。國際通商の發展を阻害するものとしては、高關稅又は一般的輸入制限よりも、差別待遇の方が重大である。換言すれば、通商條約上に於ては低關稅の保障を受くることを得ざるとしても、せめて無條件最惠國條款の維持せられることが最も必要である。日本の歐洲大戰後に於ける通商條約締結の方針は右の如き無條件最惠國條款の獲得維持であつた。然るにこの日本の條約方針は、一九二九年の世界恐慌後、殊に一九三三年の日印條約廢棄後その貫徹困難となり爲に日本の對外通商は大なる阻害を受くるに至つた。その結果日本商品の販路及び國民の經濟活動の天地として、滿洲、支那及南洋に其の主位を置かざるを得ざるに至つたと云ひ得る。これが今回の支那事變發生の根本的原因であると言ひ得る。

第二節 最惠國條款の意義

最惠國條款は最惠國約款とも呼ばれるが、一般に最惠國條款と言はれるのは通常通商條約中に特定の一條として挿入されるが故である。最惠國條款とは締約國の一方が、他方に對し其他方の國民、貨物又は船舶に對し、其の國に於て最も利益を受くる第三國の國民、貨物又は船舶に與ふる恩惠と同一又は均等の待遇を與ふべきことを約することである。従つて最惠國條款の主體は國家にして、その客體は國民、貨物又は船舶である。然るに、立博士の著書等に於ては最惠國待遇といふ代りに最惠國民待遇といふべしと主張されて居る。その根據は Most favoured nation treatment の nation とすふのは、國といふ意味ではなく、國民といふ意味であるといふのである。即ち最惠國條款なるものは締約國の一方が他方に對し、其國に於て最も利益を受くる第三國に附與すると

同様の待遇を與ふるを約するものに非ずして、締約國の一方がその他方締約國の國民に對して、第三國民と同様の待遇を與ふべきことを約するのである。従つて宜しく最惠國民待遇と唱ふべきものであるとの主張である。つまり一般に最惠國待遇といつてゐるが、それは誤りであつて、最惠國民待遇といはなければならぬと言ふのである。この Nation といふのは國ではなく、國民といふことである。若し國ならば Most favoured country 又は state と言はなければならぬ。即ち Most favoured nation treatment と云へば、日本の國民又は日本の國民に所屬する所の貨物、船舶に對し、他の締約國が第三國民又は第三國民所屬貨物船舶と均等の待遇を受けるといふことである。即ち最惠國待遇の客體は國民であるから、宜しく最惠國民待遇といふべきである。最惠國待遇と言へば相手國に對して第三國と均等の待遇を保障するが如く見え面白くない。最惠國條款は此の如きものにあらずして單に相手國の國民、又は國民の所屬する貨物、船舶が、第三國に屬する國民又は其の國民に屬する貨物、船舶に對すると同様の待遇を受けることを保障したものであるといふのが立博士等の解釋である様だ。

この立博士の説は最惠國條款の沿革からいへば理由がある。最惠國條款の當初の意味は其の通りであつた。最惠國條款なるものの沿革は中世から始つたものであるが、此の中世に於ては Nation は國家即ち國民であつたのである。丁度今日の獨逸の社會主義國家の考へのやうに、民族即ち國家であつたのである。英吉利國といへば即ち英吉利國民であつたのである。斯様に Nation といふ字は國家といふ意味もあるけれども、これは近世國家の State といふ意味とは異なり、國民又は民族といふ意味である。その民族が十九世紀に入り段々近世國家の態様をなして來たのが、今日の所謂 State になつたのである。かくて中世に於て Most favoured nation と云へ

ば、當該國の國民であり、又船舶貨物も當該國民の所有に屬する船舶、貨物といふ觀念であつた。即ち最惠國條款の客體たる國民、貨物、船舶が一體をなして居た譯である。然るに今日は國民なる觀念と國家なる觀念とが分離した如く、國民、貨物、船舶なる三つの觀念も分離するに至つた。例へば、日本の船舶内には日本産の貨物でない、他國の生産物をも積載するし、又日本國民に所屬せざる貨物をも積載するし、又日本の船舶を日本國民でない他國人が、備船をすることもあるが如く、國民、貨物、船舶といふ三つの國際通商上の客體が分離するに至つた。

右の如く考察する時には立博士の定義は不適當であり、最初の定義の如く「最惠國約款は國家と國家との約束である。即ち主體は國家 (State) である。客體即ち目的物は、國民、貨物、船舶の三である。」とするのが妥當であると思ふ。換言すれば最惠國約款は國家と國家とがその相手國との間に最惠國民待遇、最惠國貨物待遇、最惠國船舶待遇を保障したものである。故に立博士のやうに最惠國民待遇といふと、貨物の待遇は別のものやうに見えるし、船舶に對する最惠國待遇は最惠國約款の範圍外になると見えるのである。更に最惠國條款の範圍は領事官の待遇にも及ぶ場合あるを無視することとなる。これは細かい話になるけれども、例へば日本とイギリスとの條約に於て、日本の國民がイギリスに入國する場合には、最惠國待遇即ち第三國民と同様の待遇を受けることとなつて居る。又日本の國民はイギリスに於て私權の享有に關して、第三國民と同様の待遇を受けることとなつて居る。これに反して日本とアメリカとの條約に於ては、國民の入國に對する最惠國待遇の保障があるや否やに付き日米兩國の間に意見の衝突がある。米國は其の保障がないとして日本の移民の入國に對して差別待遇をし

て居る。又私権の享有に關しては最惠國待遇の保障がないことは明らかであるから、カリフォルニヤその他の州に於て、米國は日本國民に對し歸化能力なき人種たるの理由を以て土地所有權等を禁止して居る。次に貨物の點になると日本に於て生産された貨物は、英國又はアメリカに於て最惠國待遇を約束されて居る。苟も日本國に生産された貨物であるならば、イギリス人の所有でも、日本人の所有であつても同様に締約國に輸入の際最低の關稅率を受けることになるのである。之に反し日本人に屬する貨物でも條約上の權利なき支那産の貨物ならば米國又は英國等に於て最惠國待遇を受くることが出来ない。但し支那と日本との現行通商條約に於ては最惠國待遇の保障が日本人に屬する貨物にも及んで居るのである。

次に船舶についても同様である。日本の生産物が英國の船舶に積載された場合に於ても、日本の船舶に積載された場合に於ても、苟くも日本の生産物であるならば最惠國待遇を受けるのである。これが中世時代であると、立博士のいはれる通りその頃は例へば和蘭の生産物は和蘭の船舶に積載され、又和蘭の國民に所屬するものと決つて居たから、最惠國條款の客體を國民と見て差支なく和蘭國民に屬する貨物船舶のみ條約上の權利を得たのである。御承知の英國のナヴィゲーション・アクトといふものは右中世の觀念から出来てゐたのである。今日と雖もフランスに於てはフランス船舶に積載する、フランスの生産物、又は日本船に積載する日本産の貨物のみが最低稅率を受け其他の場合には間接輸入として特別關稅を受くるの制度がある。貨物の場合と同様、船舶の場合にも今日は條約上苟くも日本國籍の船舶である以上、第三國人に傭船されて居る場合に於ても、亦第三國の國民又は生産物を積載してゐる場合も最惠國待遇の保障を受けるのが通則である。

蓋し近世國家の時代には、條約上の觀念が著しく綿密になつた。國民なる觀念と國家又は民族 Nation なる觀念とを分ち、國民に對して佛語に於ては *Resortissant* なる字を、英語に於ては *Subject* (帝國又は王國の場合) 又は *Citizen* (共和國の場合) なる字を使用するやうになつた。日本臣民の場合には即ち *Japanese Subjects* であり、何人が日本臣民なるかは國籍法により規定されてゐる。従つて *Nation* と言へば國家と混同される恐れがあるから、今日は此字は使用しなす。

(註) 國民とは何ぞやと言ふに付きては相當に疑義ある場合がある。例へば關東州租借地の日本人は日本國民であるが、關東州に居る支那人は *Chinese Citizen* であつて日本國民ではない。之に反し關東州内生産物は日本國産貨物と云ふことになつて居る。更に二重國籍と云ふ難問がある。例へば日本人がアメリカに移住をして、アメリカで子供が生れると、その子供は日本人の両親から生まれたものであるから、日本の國籍法によつて日本國民であるが、同時にアメリカの國籍法によつてアメリカ本土に生まれたものであるから米國市民である。その子供は二重國籍を有することになる。アメリカに居れば大統領の選舉權及び被選舉權をも有する。併してその子供が日本に歸つて來ると日本の臣民として兵役の義務がある。極端にいへば、アメリカの大統領になつた日本の臣民が歸つて來ると日本の兵役に服することとなる。若し日米戰爭が始まれば前米國大統領はアメリカと戰爭しなければならぬこととなる。さういふ不合理があるので、日本では國籍の抵觸を防ぐ爲に、特別の法律があつて、米國に生まれた日本人は本人の希望により國籍の選擇を許してゐる。

それから又最近滿洲國が出来て、日本の國民が非常に移住をする。さうすると滿洲國に於ては、例へば五年以上居住したものは滿洲國民と看做すといふやうな國籍法を發布せんとしつゝある。さうなると茲に亦日滿兩國間に於て二重國籍が生ずる。今日はまだ滿洲國には國籍法がないから滿洲國民といふものは何であるか判らない。滿洲國民は大部分は支那から移住したものであるから、民族的に云へば支那の國民である。斯の如き難しい問題は國際私法の研究の範圍内である。

次に貨物が最惠國待遇を受けるか否かは、當該貨物の原産地即ち Country of origin による。その生産國を證明する書類を原産地證明即ち Certificate of origin とし、貿易上重要な書類で一般に領事官が發行する。船舶の場合は國籍に準ずる船籍證書（日本に於ては船舶法中に船舶の定義及日本の國旗を掲揚し得る船舶の制限がある）により、最惠國條款適用が決定する。

右述したことを更に明確にするため、現行日英通商航海條約を例にとる。同條約は明治四十四年にイギリスと日本との間に締結され、一名小村條約といはれるもので條約としては模範的なものである。日本にては今日と雖もこの通商條約を以て各國との條約締結の模範とされて居る。併しこの條約には協定稅率が附屬してゐたけれども、協定稅率だけは日本の希望によつて大正十三年七月十四日之を廢棄した。

同條約第一條を見ると、先づ「兩條約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ到リ、旅行シ又ハ居住スルコトニ付キ完全ナル自由ヲ有スヘク……」とある。「到リ」とは入國を意味するが故に、入國、旅行、居住については完全なる自由が規定されてゐる。又同條第一號に「旅行及居住ニ關スル一切ノ事項ニ付總テ内國臣民ト同一ノ基礎ニ置カルヘク」とあり、内國臣民と同一の待遇を受ける。即ち最惠國待遇 (Most favoured treatment) よりも一般に一層確實なる國民待遇 (National treatment) を受くることとなる。即ち旅行とか、居住とかについては内國臣民と同一の待遇を受ける譯である。併しこゝには入國のことは書いてない。何故かといふと内國臣民に對しては旅券の検査をしたり、或は流行病のやうな場合に於ても入國を拒絶することが出来ない。外國人ならば旅券を持つてゐないとか、或は傳染病に罹つて居るやうな場合には入國を拒絶し得る。即ち日英兩國民は入國に

關しては、内國民待遇を享受しないが最惠國待遇を受ける。

第二號は商業及製造業について内國臣民と同等の權利を有することを規定してゐる。即ち内國民待遇である。

第三號は即ち「産業、生業、職業及び修學研究ヲ行フコトニ關スル一切ノ事項ニ付總テ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ基礎ニ置カルヘク」とある。これは最惠國待遇である。何故、「臣民又ハ人民」と書いてあるかと云ふと、第三國たる最惠國が帝國、王國たる場合も共和國たる場合もあるからである。

第四號は店を借りたりすることが内國民待遇であるといふ規定で「住居、商業、産業其ノ他適法ナル目的ノ爲土地ヲ賃借スルコトヲ得ヘク」とある。即ちイギリス人は日本に於て日本の臣民と同様に土地を借りることが出来る。併しながら所有することは出来ない。これに反して内國臣民と同一の方法を以て、必要なる家屋を所有又は賃借して、これを使用することは出来る。家屋と土地とを分けてある。これは日本特有の法制であつて、有名な家屋稅問題が起きたのもこれが爲である。西洋の觀念から云ふと、土地と家屋は不可分であるが、日本の法制では可分である。

五號では「國法ニ依リ別個ノ臣民又ハ人民カ取得占有スルコトヲ得又ハ得ルコトアルヘキ各種ノ動産及不動産ヲ相互ノ條件ニ依リ且ツ常ニ該國法ノ定ムル條件及制限ニ反セサル限り取得占有スルノ完全ナル自由ヲ享有シ」とある。即ち土地の如き不動産所有に關しては最惠國待遇である。併し特に「相互ノ條件ニ依リ」と書いてある。之れは日本に於ける明治四十三年公布の外國人土地所有權法に準據せるが爲である。

次に第二條に於て強制兵役を免する旨を規定してゐる。外國人に對しては原則として強制兵役が免せられる。

同條第二項には、「兩締約國ノ一方ノ臣民ハ他ノ一方ノ版圖内ニ於テ最惠國ノ臣民又ハ人民ニ與ヘラレ又ハ與ヘラルコトアルヘキ所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ與ヘラル、コトナカルヘシ」との旨一般的最惠國待遇が規定してある。

第四條は領事官に對して、最惠國待遇を與へてゐる。第四條の第二項「右總領事、領事、副領事及領事事務官ハ駐在國政府ヨリ認可狀其ノ他相當ノ證認狀ヲ得タルトキハ其ノ職務ヲ執行シ且最惠國領事官ニ認許セラレ又ハ認許セラルコトアルヘキ特權、特典及免除ヲ享有スルノ權利ヲ有スヘシ」とある。この場合は最惠國待遇の目的が領事官であり、領事官の特權に付き最惠國待遇の保障があるのである。

第七條は「兩締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラルルニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問ハス別國ノ生産ニ係ル同様に適用セラルル最低率ノ關稅ヲ課セラルヘシ」とあり、これが貨物に對する最惠國待遇である。

同第二項は「締約國ノ一方ノ版圖内ノ生産又ハ製造ニ係ル物品ハ他ノ一方ノ版圖内ニ輸入セラルルニ當リ其ノ何レノ地ヨリ到ルヲ問ハス別國ノ生産又ハ製造ニ係ル同様に適用セラルル何等ノ禁止又ハ制限ヲ加ヘラルコトナカルヘシ」とある。通商自由の原則の下に於ても、特定の場合には輸入の禁止制限をしても宜しいが、その禁止制限たるや別國の生産又は製造に依る同様の物品の輸入に對して均しく適用せられざる何等の禁止又は制限を加へらるゝことなかるべしといふのである。従つて日本から行く生産物に對して特別の制限禁止をしてはいけないことになる。これは輸入の禁止制限に對する最惠國待遇である。

第八條は前述の如く、その後の公文交換により失効し目下は國定稅率主義になつてゐる。

第九條に於ては輸出品に對しての最惠國待遇がある。第十條は通過稅を禁ずる規定である。第十六條は「各締約國ハ適法ニ輸入シ又ハ輸出セラルルコトヲ得ル一切ノ商品ノ輸入又ハ輸出及其ノ版圖ヘノ旅客ノ運輸ヲ他ノ一方ノ船舶ニ認許スヘシ。右船舶、其ノ貨物及旅客ハ内國船舶、其ノ貨物及旅客ト同一ノ特權ヲ享有シ」とある。即ち内國船待遇である。イギリスの船舶は日本に於て日本の船舶と同様の特權を有することが規定してあるのであつて、これが船舶に關する通商自由の原則である。例のナヅキゲーション・アクトの趣旨とは正反對である。通商自由の原則とは、かういふ規定があるからである。

第十七條も第十六條と同様なる規定である。第十八條は日本の船舶、英國船舶の定義を規定したものである。即ち、前述した船籍を決める規定である。

次に本條約中最重要の規定は第二十四條である。斯の如き規定を一般的最惠國條款と稱する。「兩締約國ハ各締約國ノ通商、航海及工業ヲ總テ最惠國ノ基礎ニ置クノ意思ナルニ因リ通商、航海、及工業ニ關スル一切ノ事項ニ付其ノ一方ガ別國ノ船舶又ハ臣民若ハ人民ニ現ニ許與シ又ハ今後許與スルコトアルヘキ一切ノ恩典、特權又ハ免除ヲ即時且無條件ニテ他ノ一方ノ船舶又ハ臣民ニ及ホスコトニ同意ス」と規定してある。これが所謂 Anglo-Italian Clause と云はれ、一八六三年にイギリスとイタリアとの條約に初めて挿入されたものである。即ち自由通商の盛なりし頃に採用され、以後各國の通商條約中に挿入されることになつたもので、無條件主義最惠國條款の顯著なる例である。これに對し Anglo-Liberal Clause と云ふのは有條件主義のものである。リベリアはア

メリカの勢力範囲になつたので有條件主義を採用したのである。最惠國條款の規定は他にも幾多の形式にて規定されて居る。

「日本國米利堅合衆國修好通商條約」は安政五年に締結された所謂安政五箇國條約の一つである。この條約によつて日本は法權の制限即ち領事裁判權を承認又關稅自主權の拘束を受けた。爾後日本の對外交渉は實にこの治外法權の撤廢と關稅自主權の回復に集中された。明治三十二年陸奧條約改正に於て初めて治外法權が撤廢され、關稅自主權が部分的に回復された。明治四十四年小村條約改正に於ては後者が完全に回復されたのである。而して、朝鮮、支那、シヤム、トルコ、モロッコ、エジプト等の諸國も總べて右安政條約と同様形式の條約上の束縛を受けたのであるが、日本が明治三十二年にその束縛より免れたのを嚆矢として、歐洲大戰後に支那を除く全部の國がこの束縛を免れたのである。嚴格にいへばエジプトとモロッコが未だ多少制限を受けてゐるけれど、大體に於て歐洲大戰後諸東洋民族も西歐諸國民との間に對等條約を結ぶことになつた。

この安政五年の條約は、日本と外國との關係を雙務的に決めたものに非ずして、當時の泰西諸國が偏務的にアジア諸國との間に結んだもの、殊に泰西諸國がトルコ又は支那と結んだ條約(キャピテュレーション)を模範として、日本に押し付けたものである。この條約の特色は所謂偏務條約である。偏務條約といふのは、例へば日本とアメリカとの條約である場合、日本の義務のみを規定し、相手國たるアメリカの義務を規定せざるものである。随つて、安政條約中の最惠國條款は偏務的であり、相手國のみが日本に於て最惠國待遇を受けることが規定してある。尤も最惠國待遇にしても、治外法權の規定にしても、當時の幕府は決して國辱と考へず、至極公平なるも

のと考へてゐたのである。治外法權は當時の屬人法の觀念からして公平であり、偏務的最惠國條款に付ては、日本人の海外渡航が國法を以て禁ぜられてゐたのであるから、日本側に於て双務的にする必要を認めなかつたのである。

(註) この條約で面白い規定は第一條に「向後日本大君ト亞米利加合衆國ト世々親睦ナルベシ」と書いてある。日本大君といふのは將軍のことである。當時のアメリカ側の締結者ハリスは大君即ち將軍が日本の主權者であると思つてゐたのである。

それでこの原文を見ると His Majesty the Tycoon of Japan となつて居り、同年締結せられた英國との條約にも同様に規定されて居る。それから第二條が尙面白く「日本國ト歐羅巴中ノ或ル國トノ間ニ差障起ル時ハ日本政府ノ囑ニ應シ合衆國ノ大統領和親ノ媒トナリテ扱フヘシ」とある。即ちアメリカが居仲調停をやると書いてある。

それから稅權の束縛は第四條に「總テ國地ニ輸入輸出ノ品々別冊ノ通日本役所ヘ運上ヲ納ムヘシ」とある。運上とは協定稅率のことである。運上は從量稅で定めてある。これは其の後明治三十二年まで約五十年の間束縛を受けたものである。第六條は領事裁判權に關するもので「日本人ニ對シ法ヲ犯セル亞米利加人ハ亞米利加コンシユル裁判所ニテ吟味ノ上亞米利加ノ法度ヲ以テ罰スヘシ」と書いてある。即ち日本人に對してアメリカ人が刑法上の犯罪を犯した場合に於ては、アメリカの領事裁判所に於てアメリカ法により、これを罰すべしといふことになつて居る。これが治外法權を許したことになるのである。蓋し一般國際法の觀念ならばアメリカ人が日本に於て日本人に對して犯罪を犯した場合に日本の裁判所に於て處罰せらるべきである。即ち今日は屬地法によるべきである。然るに當時徳川當局の觀念にては屬人法であつたから、安政條約の様な規定を入れても日本は別に國權を讓つたものとは思はなかつたのである。

日本人がアメリカに行つて罪を犯した場合に於ては日本の役人に裁判をして貰ふ。アメリカ人が此方に來て犯した場合に於てはアメリカの役人の裁斷に服するといふのが中世の觀念であつた。日本の豊臣時代、徳川時代の初期の御朱印船も呂宋

に赴くときはマニラの法律に服従せずして、日本から出張した役人の裁判を受けてゐたし、シヤムに日本人が行つた場合に於ても日本町の日本人は日本よりの派遣員の裁判に服従してゐた。それでこの安政條約を結んだ井伊掃部頭、林大學といふ人達は安政條約第六條の規定は當然のことを書いたのであつて、別に國權を譲つたものとは思はなかつた。それであるから同條に於ては「日本人ニ對シテ法ヲ犯セル亞米利加人ハ亞米利加コンシユル裁判所ニテ吟味ノ上亞米利加ノ法度ヲ以テ罰スベシ、亞米利加人ニ對シテ法ヲ犯シタル日本人ハ日本役人糺ノ上日本ノ法度ヲ以テ罰スベシ」と書いた。この規定がアメリカの内地に於ても行はれたならば、それは雙務的であるが固よりそんな規定はない。併し若しアメリカに日本人が行つた場合が起るとしても、日本の役人が米國にはゐないから、アメリカの裁判に服従することは止むを得ないと思ふたであらう。それから第六條第一項末段に「亞米利加コンシユル裁判所ハ雙方商人連債等ノ事ヲモ公ケニ取扱フベシ」と規定しこれによつて民事裁判もコンシユル裁判所が管轄することになつた。斯くして民事及び刑事共領事裁判權をアメリカに與へたのである。而してアメリカの全權委員が、日本人がアメリカに來た場合に於ては最惠國待遇を附與すべしといふことを入れて置きませうかといつた所が、日本の全權委員は、日本人はアメリカに行くことは國法を以て禁止されて居るから、さういふ規定は無用であるといつて、日本から進んで日本人に對する最惠國待遇を辭退したのである。これを以て如何に當時の人が今日と變つて居つたかといふことが想像出来るのである。それであるから林大學等は決して偏務的規定を日本に不利益な規定だと思つて締結した譯ではない。當時の日本の情勢では適當のものと思ふて居たことであらう。

又安政條約の特色は條約廢棄に關する規定がない。その爲に明治政府になつてからこの條約の不都合なことを覺つて、條約の廢棄を相手國に申込んだけれども、相手國政府が之が修正を同意しない限り廢棄することが出来ないので、五十年の久しき不利益なる條約が其の儘存続したのである。

第三節 最惠國條款の種類

一、偏務的最惠國條款と雙務的最惠國條款、二、一般的最惠國條款と個別的最惠國條款、三、有條件主義と無條件主義との區別がある。右の中有條件主義と無條件主義との區別は、前述の如く、國際法及び通商條約の上から云はるゝことで、無條件主義は、これをヨーロッパ主義と稱せられ、有條件主義はアメリカ主義と稱せられたのである。而して有條件と無條件の差別は關稅待遇の問題について主として議論されたのであるが、關稅以外の問題についても論議の餘地がある。關稅以外の問題になると無條件主義を採用するヨーロッパ及び日本でも相互主義を採用して居ることがある。例へば日本は土地所有權及び領事の特權については相互條件主義を採用して居る。又有條件主義を採用してゐたアメリカ合衆國も、關稅については一九二三年以來、無條件主義に轉向した。隨つて今日は關稅についてはアメリカに於ても、ヨーロッパ、日本同様無條件主義である。これに反して關稅以外の事項については、米國に於ては依然相互主義であり、日本その他の無條件主義國に於ても相互主義を採用してゐる場合がある。即ち國際法學者がいふやうに、條件附と無條件の差別はさうはつきり分類が出来なくなつたのである。加之一九二九年以後の世界恐慌により、無條件主義國と雖も、例へば輸入數量又は低關稅割當の場合及びダンピング關稅の賦課によつて事實上差別待遇を行ふやうになつた。益々無條件主義有條件主義の差別が困難になつた譯である。

無條件主義の最も顯著なる例は一九一一年（明治四十四年）締結の日英通商航海條約第二十四條であり、有條

件主義の最も顯著なるものは、一九一一年（明治四十四年）締結の日米通商航海條約第十四條である。右第二十四條中に別國の船舶人民に付與することあるべき一切の恩典等を「即時且つ無條件」に他當事國の船舶人民に均霑せしむることを約すると言ふのが、無條件最惠國條款の特徴である。是に反して日米通商航海條約第十四條は次の如くである。即ち「兩締約國ハ通商及航海ニ關スル一切ノ事項ニ付其ノ一方ガ別國ノ臣民又ハ人民ニ現ニ許與シ又ハ今後許與スルコトアルヘキ一切ノ特權、恩典又ハ免除ニシテ若シ右別國ヘ無償ニテ許與シタルモノナルトキハ無償ニテ、又若シ條件ヲ付シテ許與シタルモノナル時ハ同一、又ハ均等ノ條件ヲ以テ之ヲ他ノ一方ノ臣民又ハ人民ニ及ボスコトニ同意ス」とある。別國の臣民又は人民に無條件にて恩典等を付與した場合に於ては、其の結果は無條件主義と同様である。併し若し條件を付して許容したるものなる時は、同一又は均等の條件を以て是を他の一方の臣民又は人民に及ぼすことに同意するものである。是が米國主義と謂はれたるものである。例へば日本が一九一一年の日英通商航海條約に準據してイギリスより輸入の或種綿織物に付いて國定關稅を三分の一丈け輕減せる協定稅率を許した。隨つてイギリスより輸入の綿織物は國定稅率の三分の二に相當する稅率を拂へばよいこととなつた。この場合アメリカが是に均霑せんとすれば、イギリスが綿織物に對する減稅を受ける爲に提供せる處の報酬をアメリカも亦提供せざるを得ないのが論理的解釋である。日本はイギリスに對して綿織物の減稅を何故約したかといふと、イギリスは日本より輸出するところの羽二重等に對して無稅輸入の約束を爲したからである。然らばアメリカは日本より輸入の羽二重に對して無稅輸入を許さなければ、英國同様日本へ輸入の綿織物に對する減稅を受けることが出來ないといふ筈である。現にアメリカはこの主義の下に一八九七年デイン

グレー關稅法に依つてフランス等より輸入の葡萄酒、ヴェルモット、油繪等に對して稅率を輕減した際に日本に對し右フランス品の受けた減稅を許容しなかつたのである。アメリカは有條件主義を採用してゐるから日本が佛國同様アメリカより輸入の或生産物に對して何等かの減稅を與へなければ右フランスの受けた稅率に均霑を許さないのである。然るにアメリカは日本が無條件主義を採つて居るを理由として右イギリスに與へた綿織物に對する減稅の利益に均霑せんと主張するのである。日本がドイツ、フランスに對し與へた協定稅率に付いても同様である。アメリカは有條件主義を採つてゐるから、日本に對しては何等かの報酬を拂はなければ別國に許したる減稅に均霑を許さないが、日本に對しては無條件に均霑せんと言ふのである。アメリカの言分から言へば、最惠國待遇といふものは差別待遇をしないといふのが本旨である。日本は、イギリス、ドイツ、イタリア等に對して無條件主義を適用するならば、アメリカに對しても無條件主義を採用しなければならぬ。アメリカは何れの國に對しても有條件主義を採用してゐるから、日本に對して有條件主義を採用するも差別待遇にはならぬと主張するのである。

斯くの如く日本が無條件最惠國條款を採用してゐるために、滿洲國より輸入の生産物に對しても特別の減稅を與へるといふことが出來ないのである。例へば滿洲から輸入する所の鉄鐵、木材、更に北滿の小麥といふものに對し日本は特惠關稅を與へたいのであるが、滿洲の生産物に對して特惠を與へると、アメリカ、カナダの小麥、印度、イギリスの鉄鐵等に對しても減稅をさせなければならぬのである。

前にも述べた如く最惠國條款は現在に於ても、舊條約時代に於ても通商條約の根本をなし、これに依つて差別

待遇を防止することが出来るのである。安政條約を見ると最惠國條款が不明確なる形式で現はれてゐる。安政元年（嘉永七年）締結の神奈川條約英文第九條は次の如く記してある。

Article IX.

It is agreed, that if at any future day the government of Japan shall grant to any other nation or nations privileges and advantages which are not herein granted to the United States and the citizens thereof, that these same privileges and advantages shall be granted likewise to the United States and to the citizens thereof, without any consultation or delay.

この第九條の規定により、該條約締結後日本國が他の國にこの條約に記載せられざる別の特權を付與した場合に於ては、右特權は直ちに北米合衆國又はその人民に付與すべしとなつてゐる。是は一般文明諸國間の最惠國待遇と違つて米國民のみならず米國其のものも最惠國待遇の客體となつてゐる。この米國といふものが客體となつてゐる爲、この最惠國條款の原則は動もすれば政治上の問題にも延長されることになる。即ちイギリスに對して兵庫を開けばアメリカに對しても之を開かなければならぬ。而も是は恰も無條件最惠國條款のやうに即時且つ猶豫なく適用されることになつてゐる。又日本はアメリカに對して、何等權利の保障なきに反してアメリカのみ偏務的に日本に於て最惠國待遇を保障されてゐる譯である。この規定はその他諸國とも引續き締結されたる條約中に挿入されたるため、日本が一國に何等かの特權を與へれば條約國全部が均霑して條約上の束縛は甚だしきに至つた。この神奈川條約がペルリの結んだ有名なる條約であり、是が日本と外國との間に締結した最初の條約であ

る。次に安政四年タウンセンド・ハリスとの間に、「日本國米利堅合衆國條約」が締結されてゐるが、之は寧ろ神奈川條約の施行に關するものでありあまり重要な點は無い。最も重要なのは第三番目の安政五年六月十九日、即ち一八五八年七月二十九日に締結された修好通商條約で之が所謂安政五ヶ國條約と言はれてゐるもの一つである。明治三十二年に至る迄日本がその束縛に苦しんだのは此の條約である。

この條約英文前文に

The President of the United States of America and his Majesty the Tycoon of Japan と云々。

處が焉んぞ知らん Tycoon は將軍で主權者でなかつたからこの通商條約の許可を京都の方へ依頼した。京都の禁廷の方では之を許可しなかつたが井伊掃部頭は列國の壓迫に堪えず、天皇の許可なくして安政條約に調印した。井伊大老は是がために櫻田の變に依つて暗殺された。この條約には最惠國條款が缺けて居るが、其の第十二條には從來の條約の中にある規定は、この條約に牴觸せざる限りその效力を存續すと規定して居るから、前記安政元年の日米條約中の最惠國待遇が其の儘效力を存續せるものである。かくてこの安政條約が明治三十二年改正條約實施迄日本を束縛したのである。日英の關係も日米の關係と大體同様の経過を辿つて居る。安政元年（嘉永七年）の約定第五條に依ればオランダ、支那以外に與へたる利益を英國に付與することとなり居り、又居留地を設け居留地内に於てのみ商賣が出来ることになつてゐる。更に安政五年の修好通商條約（安政五ヶ國條約の一）は、アメリカとの條約と同一内容であるが、イギリスの場合には安政元年（嘉永七年）の約定に於ける最惠國條款が不充分なるが爲、安政五年の修好通商條約には之を明確に規定してある。即ち該條約英文第二十三條は次の如く

である。

Article XXIII.

It is hereby expressly stipulated that the British Government and its subjects will be allowed free and equal participation in all privileges, immunities, and advantages, that may have been, or may be hereafter, granted by His Majesty the Tycoon of Japan, to the Government or subjects of any other nation.

右第二十三條の規定するが如き最惠國待遇を一般的最惠國待遇といふ。而して米國及英國との安政條約に見られるが如く、日本又は支那の如き未開國に對し強國は偏務的最惠國待遇の規定を條約中に挿入し又その解釋は廣汎に政治問題にも及んだ。かくて治外法權にも最惠國待遇の範圍は擴げられ、是等のアジア諸國は偏務的且つ政治的なる最惠國條款の下に長く苦しむことになつた。隨つて明治政府成立以後外交上に於ける最大の問題は、如何にしてこの偏務的安政條約の規定から逃れるかといふことであつた。

第四節 最惠國條款の沿革

最惠國條款の沿革は是を第一期から第五期迄に分つことが出来る。

第一期は一四一七年から十八世紀に至る迄。是等の時代に於ける最惠國條款は有條件とも無條件とも明確でなかつた。唯觀念としては無條件に近いものであつた。安政條約の規定の如きはこの第一期の規定に類するもので

ある。最惠國條款の始りは一四一七年に、今日のフランスの一部になつてをる、ブルゴーニュと言ふ小國(葡萄酒ブルゴーニュ・ワインの産地として有名である。)とイギリスとの條約に始つたものと一般に信ぜられて居る。同條約中には次の如き規定が書いてあつた。「吾がフランドル(當時ブルゴーニュの領地で現在のオランダ)國の港津に到來するイギリス人の船舶はフランス人、オランダ人、ゼーランド人及びスコットランド人が爲すと同様な方法に依り正當にその船舶を該港津に繫留することを得べし。この爲に何等の報償金又は料金の支拂を要せず。フランドルの船舶はイギリス國の港津に於て同様の待遇を受くべし」。一四一四年といふと未だ日本に於ては足利の末世頃の戰國時代である。又コロンブスがアメリカを發見したのが一四九二年である。かゝる時代に於てブルゴーニュ國が英國の國王と約束して、其の領地であるフランドルでイギリスの船舶は第三國の船舶と同一の特權を有すことを規定したのである。第三國と言ふ代りに、フランス、オランダ、ゼーランド、スコットランドと限定したのである。今日の通商條約の三客體たる人、貨物、船舶は當時の條約に於ては合體されて屬人的に包括表現されてゐる。

然るに次いで一四六八年英國が右ブルゴーニュと締結した通商條約に於ては船舶の入港のみならず相互國民の相手國への入國、滞留及び滞留中他の諸國民と同様の待遇を受けることが規定してある。即ち一四六八年の條約になると船舶のみならず、國內の都市に於ける相互國民の居住權、旅行權に就いて最惠國待遇が規定されるやうになつたのである。更に一五三五年にはフランスとトルコのサルタンとの條約に於て初めて *Capitulation* 即ち治外法權が規定された。この意味に於て一五三五年の條約は特記する必要がある。而してその次に一六一二年オ

ランダとトルコとの條約に於てオランダはトルコに於てフランス及びイギリスの得た利益に均霑すると記してある。即ち一六一二年の條約に依つて治外法權に關する最惠國待遇が規定せられるに至つた。

この Capitulation といふことは普通治外法權といふ意味に使はれる。是は始め基督教國民と回教國民との間の治外法權を有する條約を意味したのであるが、轉じてヨーロッパ諸國とアジア諸國との偏務的治外法權を規定する條約一切をキャピチュレーションと言ふやうになつて來た。隨つて初めはキャピチュレーションとは基督教國民に對して優越的權利を與へるといふ趣旨ではなかつた。回教の聖典であるコーランの保護に浴することの出來ない異教者、所謂ゲンチール(外國人)を如何に扱ふかといふことがこのキャピチュレーションの定むる目的であつたのである。基督教徒がトルコに來れば、是迄は十字軍の戰爭に依つての沿革もあり全く敵國人と看做すべきであつたが、平和の時代に於ける是等基督教國民に對して何等かの規則に依つて行動を律しなければならず、而して是等の基督教國民はコーランの規定する處の裁判を受ける譯には行かぬ。コーランといふものは宗教上の儀式が書いてあると共に僧侶が一般人民に對して裁判する法規である。如何にして財産權を保持するかなども規定する民法法典でもある。このコーランの規定は異教徒に適用することが出來ないからキャピチュレーションといふものを定めて是等の行動を律したのである。隨つて治外法權といふものは寧ろコーランの保護を受けることの出來ない下劣の外國人を律する方法を定めたものであつた。是が今日支那に於けるが如く、外國人が有する一つの特權となるに至つたのである。日本が安政條約に依つて外國人に治外法權を認めた場合に於ても、日本の法律の保護を受けることの出來ない外國人の行動を定めたのであつて、決して日本は安政條約に依つて大

る屈辱を蒙つたとは考へなかつたのである。十九世紀初に於ては未だ屬人主義が有力であつたが爲、イギリス人が日本に來れば當然イギリス領事官の權力に服すべきものと思つたのである。

次に一六五九年にはイギリスとスペイン間の所謂ブレネー條約締結され、その第六條に於て英國人に對してスペインの領内に於て國交斷絶前英國人に課したものと、又はオランダ人及び他の最惠國の外國人に課せられたるものより多額の税金を課し得ずといふことを規定した。茲に至つて最惠國といふ字が初めて用ひられるに至つた。是迄は第三國の國名を擧げて、夫等の國と同様の待遇を與へると規定したのであるが、この條約に於て初めて他の最惠に取扱はれる外國人といふやうな字が現れて來た。更に一六五四年になると英、スエーデン間の條約に依つて Any foreign nation といふ字が用ひられた。其の後一六六一年のイギリスとデンマーク、一六六一年のイギリスとスペインの條約といふやうに十七世紀後半になつて最惠國待遇といふ觀念が段々明確となつて來た。併し乍ら關稅に關し最惠國なる字の現れたのは、一六九六年にデンマークとハンザ同盟との條約第六條を嚆矢とする。その中に初めて最惠國 (La nation la plus favorisée) といふ文句を使ひ出した。要するに最惠國條款は十五世紀に始つたものであるが最惠國なる字の使はれ始めたのは十七世紀の終りである。尤も未だ有條件とも無條件とも明らかではなかつたが無條件に近いものであつた。

第二期は一八一三年より十九世紀の半ばに至る時代である。此時代は有條件主義時代といふことが出来る。即ち當初最惠國待遇といふものが言はず語らずに無條件であつたものが有條件と見らるゝに至つた。此の状態が一八六〇年の自由通商主義採用迄繼續したのである。尤も有條件の内にもアメリカのやうな有條件主義の場合と歐

羅巴の或國で行はれた様な有限主義との二種がある。有限主義といふと一七一三年の英佛間の條約中にイギリスがポルトガルとの條約によりポルトガル産葡萄酒に與へる利益は最惠國待遇の除外例とした。更に一七八六年の英佛條約にはイギリスがポルトガルに與へた利益は全部最惠待遇の範圍外になつてゐた。是は今日アメリカが國務長官コーデル・ハルの互惠條約に依つて無條件最惠待遇を採用してゐるがキューバに與へる利益はその均霑外にしてゐると同一である。

米國の有條件主義は一七七八年の米佛條約に於て初めて定められた。是迄最惠國條款は有條件とも無條件とも明記してなかつたに對して、アメリカは右條約に於て初めてコンディショナル (Conditional) としふことを明記した。是に依つて一七七九年から一八一五年のナポレオン戰爭終了に至る迄の間各國は夫々或は有條件、或は無條件最惠待遇を其の好むところにより採用してゐた。コロンビヤ、ブラジル、メキシコ、ヴェネズエラ等中南米諸國はアメリカと同じやうに有條件の最惠待遇を採用してゐた。注意すべきは斯くの如くアメリカとヨーロッパ諸國間及中南米諸國相互間に於て有條件主義が採用されてゐたのみならず、ヨーロッパ諸國間に於てもアメリカ流の最惠國待遇が採用された。例へば一八一〇年のイギリスとポルトガル間、一八三五年のオーストリーとギリシャ間、一八三六年のギリシャとノールウェー間、一八三八年のイギリスとオーストリー間、一八五〇年のイギリスとプロシヤ間、一八五一年のオランダとプロシヤ間といふやうにヨーロッパ諸國間に於てもアメリカ主義が行はれた。固より當時は依然無條件主義を採つてゐた國もあるが、ヨーロッパはナポレオン戰爭後の混沌たる時代で、大體有條件主義を行つてゐた。この間に一八四八年に有名なアングロ・リベリアン・クローズといふもの

が現はれた。アングロ・リベリアン・クローズとは、イギリスがアメリカの保護國であつたりベリアと締結した條約中に挿入されたもので、アメリカ主義の模範である。斯くの如く十九世紀の前半に亘つてアメリカ主義が世界を風靡してゐた。之は今日一九二九年以後最惠國條款は無條件とは云へ、事實上色々な制限を受けて有條件に近いものとなつたことと符節を合はすのである。

第三期は一八六〇年より一九一四年歐洲大戰前迄再び所謂無條件時代に歸つた。一八六〇年一月二十三日、英佛間に有名なるコブデン・プライト條約が締結された。その後世界各國は自由通商主義が支配するに至つた。この自由通商の眼目は無税又は低關稅と無條件最惠國條款との二である。各國は相互協定に依つて關稅を輕減し、その輕減率は無條件最惠國條款に依つて條約國全部に適用せられ、低率關稅が一般的となるに至つた。かゝる時代に安政條約は締結されたのである。随つて一八五八年締結の安政條約に於て、從價五分の低率なる關稅及無條件最惠國條款が規定されたるは寧ろ當然なることを規定したのである。無條件最惠國條款の一番完全なる形として有名なアングロ・イタリアン・クローズは一八六三年イタリアとイギリスの間に締結された條約中に挿入されたものである。この形式は其の後無條件最惠國條款の模範となるに至つた。

斯くの如く無條件最惠國條款が一八六〇年以後ヨーロッパを殆ど風靡したが、アメリカは依然として有條件主義を維持してゐた。然しこのヨーロッパに於ける自由貿易主義の時代はあまり長からずして、一八七〇年普佛戰起り、戰爭が終ると世の中の自由通商の觀念が退却した。一八七一年以後ドイツは保護主義に轉換するし、フランスは是に對抗する爲に一八九二年複關稅法を採用した。而してドイツの採用する保護主義もフランスの採用し

た複關稅法主義は孰れも、その目的に於て一八六〇年以後ヨーロッパを風靡した無條件主義の效力を制限するにあつた。一八七一年二月二十六日のフランクフルト條約第十一條に依つて、フランスとドイツはイギリス、ベルギー、オランダ、スイス、オーストリー、ロシアに付與したる特權を相互に均霑せしむることを約した。フランクフルト條約は媾和條約であるから未來永劫、再び戰爭が始まるまでは兩締約國を拘束したのである。ドイツは保護主義を採用して各國との間の關稅協定を廢し、非協定主義即ち國定主義に變つたのである。關稅が國定主義になるとフランスはフランクフルト條約に依つてドイツより何物も得られぬことになつたので、フランスの側でも其の後一八九二年に複關稅法を採用して條約國に對して最低關稅を、無條約國に對しては一般關稅率（最高稅率）を掛けることとなつた。その結果、ドイツも亦最低稅率以外の利益に浴することが出来なくなつた。斯くの如く、佛、獨共國定主義に變じた爲に最惠國條款は、佛獨間に於てその效力甚だ薄弱なるものになつた。然るに二十世紀の初めになると、ドイツは通商貿易の發展上、各國と再び協定條約を結ぶやうになつた。前述した通り、産業が未だ發達せざる場合、即ち農業國の場合に於ては自由主義が利益であるが、産業が或る程度發達すると、保護主義が有利となる。而して國定稅率主義と保護主義とは不可分のものである。それでドイツは國定稅率制度を採用したが、十九世紀の初めになると工業が發達し海外に販路を求むるの必要が生じた。之がため其の後各國との間に稅率協定を行ふこととなつた。依つて一九〇三年ドイツ關稅法を制定し之を基礎として一九〇四、五年の間にベルギー、ロシア、スイス、イタリー、オーストリー・ハンガリー等との間に稅率協定を行つた。かくてドイツは所謂國定協定主義國になつた。而してドイツの協定稅率にフランス及びイギリスが最惠國條款に依

り、無條件に均霑するに至つた。依つてドイツは最惠國條款の働きを防止する爲に稅率協定上所謂 *Specialization* を行ふことにした。例へば二千米以上に牧畜された馬なる項目を設けてスイスから輸入された馬だけに稅を輕減した。かく稅目を細分にして最惠國待遇の效力を無視するやうになつた。大體無條件最惠國待遇の效力を削減する爲には、三つの方法がある。第一は國定稅率制を採用すること、第二は複關稅法を採用すること、第三は稅率をスペシアライズすることである。

第四期は歐洲大戰後から一九二九年迄である。歐洲大戰後世界各國は戰爭中效力を失つた無條件最惠國條款を復活することに大いに努めたものである。即ち第四期に於ては最惠國條款の效力は薄弱であつたが、その薄弱なるものを歐洲大戰前のやうな無條件主義に回復する爲に努力した時代である。一九一六年、パリに於ける聯合國間の經濟會議決議では聯合國間の通商に對しては最惠國待遇を付與し舊敵國產貨物に對しては戰爭後も差別待遇を爲すこととなつてゐた。之に對し一九一八年平和條約の基礎條件たる、ウイルソンの宣言第十四條の中には通商の衡平待遇が強調され、之が聯盟規約の第二十三條に於て法文化された。又一九二〇年のブラッセル會議、一九二一年のバルセロナ會議、一九二二年の有名なゼノアの經濟會議、一九二三年の稅關手續に關する會議、一九二七年の輸出入禁止撤廢條約、更に同一九二七年のジュネーブに於て國際經濟會議、一九二八年の外國人の待遇改善に關する會議等何れも國際聯盟を中心として種々の方法に依つて、最惠國待遇を再び無條件主義全盛時代に回復せしむるやう努力が拂はれた。併し一旦歐洲大戰に依つて破綻した國際經濟は容易に回復することを得ず。一九二九年に近づくとき世界の貿易は大體戰前の狀況に回復するが如くに見えたが、同年世界各國に恐慌

が襲來し、全くその期待が裏切られた。之より先アメリカは自由通商の氣運を助長する爲に一九一九年の關稅委員會の勸唱に依つて一九二三年以來無條件主義を採用し、又聯盟不参加に拘らず歐洲各種の國際會議に全權を派遣して無條件最惠國待遇の採用を助けたが、容易に其目的を達せず。一九二九年後ヨーロッパに於て混沌たる状態は益々増嵩し、ドイツ、フランス其他諸國の通貨制度は破綻し、結局今日の最惠國待遇無視時代となつた。

第五期は一九二九年世界恐慌より、今日に至る迄である。前述した通り一九二九年の世界經濟恐慌に依つて、世界各國は割當制度であるとか、特惠關稅であるとか、爲替ダンピング關稅であるとかに依つて事實上最惠國待遇を無視することとなつた。殊にこの最惠國待遇を無視するに與つて最も力のあつたものは各國の通貨の暴落である。ドイツ、ロシア、オーストリー・ハンガリー、ポーランド、チェッコ等の國は殆ど貨幣價值が零になるし、又フランスは五分の一、イタリーは四分の一、ベルギーは六分の一に相場が下落した。最後迄頑張つてゐたイギリス及日本も一九三一年九月又は十二月に通貨の大下落を見ることとなつた。アメリカも一九三四年是に追從するに至つた。最惠國待遇は同一の待遇を提供するといふことであるが、一國の通貨が下落すると同一關稅を掛けることが却つて不公平になる。例へばオランダに對し日本とイギリスとが綿織物を輸出してをたつた場合に於て、イギリスが磅を三分の一方切下げたならばそれだけ競争上英國製品は日本製品に對して有利になる。一九三一年の九月イギリスが磅を三分の一切下げると日本は多大の努力を以て金本位の維持に努めたが、遂に十二月には圓を下落せしむるに至つたのも之に原因する。尤も滿洲變事が起り、圓の下落を一層急激ならしめた。その結果日本の綿織物が世界第一の安い値段になり、是が爲にイギリスは日本よりの綿織物の輸入を排撃する爲に割當

制を實行し、一九三三年四月一〇日付を以て日印條約の廢棄を通告し、又一九三二年にオッタワ會議を開いて特惠關稅を實施することになつた。支那は一九三〇年に自主關稅を實施して、日本の貨物に對して、特に重稅を課し、アメリカは一九二二年にフォードナー・マツカンバー關稅法を、一九三〇年にはスミート・ホールレー關稅法を實施して是等爲替下落國よりの貨物を目的として定めた高關稅を日本品に適用する等のがあつたから、日本は通貨下落を以てするも國際收支を回復するを得なかつた。そこで列國は一九三三年七月、ロンドンに國際經濟會議を開催したけれども、アメリカがイギリスとの間に通貨安定に關する協定を結ぶことを拒絶したから、何等實効なくして解散するに至つた。蓋し若しロンドン經濟會議に於てその後アメリカとイギリス、和蘭等との間に採用せられた如く通貨協定が成立し得たならば、ロンドン經濟會議は恐らくは成功したものと思はれる。ロンドン經濟會議は關稅の引下げ、クオータの廢止といふのが目的であつたから、巧く行けば之により世界經濟は回復を見ることがなつたかも知れない。併しアメリカは當時未だ弗を引下げて居なかつたから、イギリスよりの通貨安定に關する協定の申込に應じ得なかつたのである。かくて第五期は最惠國條款無視時代と云つて差支へない。従つて今日最惠國條款は通商政策上以前の如き有効なる作用はしないが、依然として通商條約の根底であり、又通商政策上不完全乍ら、最惠國條款に依つて種々の政策が定まるのである。

第五節 最惠國條款と機會均等主義との關係

本節に於て最惠國條款と機會均等主義との關係を説明する。本論に入る前に最惠國條款に對する沿革を要約す

るの必要を感じる。最惠國條款の沿革は通商政策の沿革を知る上に於ても覺えて置くべきことである。屢々述べた如くナポレオン戦争が十九世紀の初に始まつたがそれが一つの最も重要な時期を劃してゐる。ナポレオン戦争の以前には最惠國條款といふものは歐羅巴に於てはその觀念上無條件に近いものであつた。然るにその最惠國條款がナポレオン戦争といふものに依つて有條件に近いものになり、所謂亞米利加主義なるものが歐羅巴に於ても採用せられることになつた。然るに一八六〇年になるとコブデン・ブライト條約の締結を以てその轉機となし、爾後世界各國に通商自由主義が瀰漫した。斯くて最惠國條款は一八六〇年から歐洲大戰前即ち一九一四年に至るまでの間無條件主義が歐羅巴を中心にして世界に瀰漫したのである。然るに歐羅巴戦争に依つて恰もナポレオン戦争の時の如く、又もや最惠國條款の効力が薄弱になつた。その薄弱になつた最も重大なる理由は、各國が戦争といふ國家の重大事變に際會して所謂國防又は公安上の必要を理由として之を無視するの態度を執つた爲である。最惠國條款といふものは兩締約國間の條約に依つて相手國に對して第三國と均等の待遇を行ふといふのであるが、右均等の保障の義務は國防公安及び國家獨占の場合に於ては例外を設けても差支なしといふことになつて居る。従つて戦争になると國防、公安及び國家獨占の必要上差別待遇をなすも、最惠國條款の違反であるといふことが出来なくなる。依つて歐洲大戰を機會として最惠國待遇なるものは事實上差別的待遇を防止し得ざることになり、無條件最惠國待遇なるものの効力が大いに減殺されることになつたのである。斯くの如く歐洲大戰に依つて減殺された最惠國條款を如何にして大戰前の狀況に回復さすべきかといふことが、戦後に於て國際聯盟を中心として行はれた努力であつた。その努力の最も主なるものは前に述べた如く一九二七年のジュネーブに於け

る國際經濟會議である。然るに一九二九年に世界恐慌が始り、この世界恐慌に依つて歐洲大戰後約十年の間折角の努力に努力を重ねた國際的協調は再び破綻を來し、最惠國條款は全くその効力を無視せられるやうになつた。これが今日の現状である。この現状の間に立ちて建國後間もなく締結せられた一七七八年の米佛條約以來有條件主義のチャンピオンであつた亞米利加は、一九二三年以來無條件主義に轉向し來たのである。即ち從來無條件主義の主唱者であつた英吉利、佛蘭西、獨逸を初め日本も亦制限的解釋を取らざるを得ざるに至りたるに反して、亞米利加が無條件主義の主唱者になつたわけである。以上が最惠國條款の沿革の概略である。更に繰返して言へば、ナポレオン戦争前が第一期、ナポレオン戦争から一八六〇年迄が第二期、一八六〇年から歐洲大戰前までが第三期、歐洲大戰から一九二九年迄が第四期、一九二九年の世界恐慌から今日までが第五期といふことになる。第一期に於ては最惠國條款は有條件無條件未だ明確でなかつたが、寧ろ無條件に近かつた。第二期は有條件時代であり、第三期は無條件時代、第四期は無條件に回復せんと努力せる時代、第五期は無條件主義回復失敗最惠國條款の効力の大いに減殺された時期である。

以上最惠國條款の沿革を考慮に入れて置くならば今日外交上、經濟上喧しく問題になつて居る支那その他に於ける機會均等待遇 Treatment of equal opportunity と最惠國條款との關係が自ら判明する。

最惠國條款 The most favoured nation clause は前述の如く一國と他の國との約束に依つて相手國に對し第三國に與へた待遇の中最も有利なる待遇に均霑せしむべきを約束するものである。即ち日本と英吉利と約束したと假定すれば、日本が第三國に與へる利益の中で最も有利なるものを英吉利に對し日本が extend するのである。

故に最惠國條款の保障があると英吉利は日本に於て第三國と全然均等の立場に置かれ、第三國が有して居る所の利益の中で最も有利なるものの適用を受ける。例へば日本が佛國との條約により葡萄酒の輸入税一〇〇リートル一〇〇圓のものを三三圓即ち三分の一に輕減したとし、更に伊太利との條約に依つて内樽入葡萄酒の税率を二八圓に輕減したとすると、英吉利品はその最も有利なる伊太利との協定税率の適用を受け二八圓の税を受けることになる。又佛蘭西も日本との條約に依つて最惠國待遇が保障されて居るから二八圓の伊太利の協定税率に均霑する。斯くして日本に於て伊太利、佛蘭西、英吉利この三國に均等待遇が保障される。故に最惠國待遇といふものは結果に於て外國の通商航海に關して均等待遇を保障することになる。かくて Treatment of equal opportunity と餘程似たものになる。然らば最惠國待遇と機會均等待遇とはどう違ふかと云ふに、最惠國待遇は條約國間の約束に依つて締約國の他方をして第三國と同一の待遇を受けしめるに在る。機會均等待遇の方は第三國間の條約に依り他の一定國家又は一定地域に於てその相互間の均等待遇を保障するものである。例へば日本と亞米利加之間の約束に於て支那なる一國家内又はコンゴ―河流域等の一定地域内に於て通商航海につき各國民の均等待遇を保障するのである。故に形式に於て兩者間に根本的に違ふのである。最惠國待遇は日本と支那との條約に依つて日本の通商航海は支那に於て均等待遇を受くべきことを保障する。即ち日本と支那との條約によつて支那が亞米利加之に與へた通商航海の特種利益は日本も之を享有するといふことになる。機會均等は日本と亞米利加之、或は英吉利、獨逸、佛蘭西、何れの國でも良いが、第三國間の約束に於て第三國外即ち締約國外の國家又は地域に於て均等待遇を保障するのである。隨つて機會均等に依る均等待遇は第三國間の約束である。最惠國待遇の約束は

締約國間の約束である。故に國際法上から見ると根本的に其形式が異なるのであるが、通商政策の上から見ると最惠國待遇も機會均等待遇も、その作用に於てその條約の適用を受くる區域内に於ける平等待遇の保障である。尙今日支那以外機會均等待遇の保障されてゐる地域はコンゴ―、モロッコ、シリヤ、パレスティン、中部アフリカであるが、これ等の地域に於ては各國の通商航海は均等なる待遇を受くべきことが第三國間の約束に依つて確保されて居るわけである。例へばモロッコへは日本から今日一、八〇〇萬圓の綿織物が輸出されて居るが其の保護國たる佛蘭西の製品と平等の待遇を享受してゐる。何故かと言ふと、モロッコは佛蘭西の保護國なるに拘らず、一九〇六年四月七日ジブラルターに近きアルジェシラスに於て獨逸の主唱の下に會議が開かれ、モロッコに於ては通商上差別待遇を行ふべからずといふ條約が成立したからである。

日本の品物は平等待遇さへ受ければ世界到る處に覇を唱へることが出来る。一九三一年末に日本圓の對外價值下落以後は日本の品物は苟も平等待遇の保障をされて居る場所に於ては何處の地に於ても覇權を握ることが出来たのである。之に對して佛蘭西、英吉利、獨逸、北米合衆國等は輸入許可制、輸入割當制、又は特惠制度等を用いて日本の品物に制限を加へ始めた。日本は英吉利との一九一一年の條約に於ては最惠國待遇の保障があるに拘らず、英吉利は一九三四年五月日本其他外國より輸入の綿布に對して割當制を採用したのである。即ち一九二九年を中心にして三〇年、三一年、二七年、二八年の五ヶ年の平均數量を出してその平均數量だけ各國別に輸入を許したのである。御承知の通り一九二九年は世界恐慌の起きた年であつて、而も戦後の貿易の一番増進した時である。一九二九年を中心にして三〇年、三一年、二七年、二八年と五ヶ年の平均を取れば公平なる輸入數量が決

るであらうといふ英國の見解である。之を稱して *quota system* と謂ふのである。斯くの如く一見公平なる標準に依つて各國の輸入數量を決めることは無條件待遇の違反にあらずといふ解釋を英吉利、佛蘭西等が採るに至つたのである。然るに日本としては斯かる割當標準は甚だ不利である。何故ならば日本は一九三一年の末に圓が崩壊し、三二年、三三年、三四年と段々輸出が増進して來たのである。この英吉利のクォータ・システムに依り、一九三四年以後日本綿布の輸出數量は上記五ヶ年平均の數量を超過し得ざることとなつたのである。換言すれば日本にとりては一九三〇年の圓下落前即ち最も不利なる年次を標準に採られることとなつたのである。日本は幾ら品物の生産費を安くしても、この不利なる五ヶ年の平均數量以上に英領各地及び英本國に輸出することが出来なくなつたのである。日本は斯くの如き措置を英吉利が採用することは最惠國條款の違反なりと主張して大分争つたが、結局その主張は英國の容れる所とならなかつたのである。然るにモロッコに於ては機會均等が保障されて居る爲に斯の如き差別待遇を行ふことは出来ぬから今日に至る迄尙多量の品物が輸出されるのである。又機會均等待遇の事實上保障されて居るシヤムとか、イラク、ベルシヤ、シリヤ、パレスタイン、コンゴ自由國、阿弗利加中部地方には日本の品物は依然として多量に輸出されつゝあるのも之が爲である。右様機會均等主義が世界各地方に於て維持されることを求むるは、歐洲大戰後に於ける日本の通商政策の根幹であつた。又この機會均等主義が支那に於ても行はれることが日本の對支外交の要點であつた。この日本の通商政策の根幹である機會均等の原則を、日本が滿洲事變及支那事變後、滿洲及び支那に於て實行しないと云ふて英米より攻撃されて居る。英米より一九二二年華府九ヶ國條約の規定に日本は違反するものであると最も強硬なる抗議を受けて居る。甚だ不思議な事である。機會均等のチャンピオンである日本が今日その機會均等の原則を支那及び滿洲に於て實行せずといふ理由の下に抗議を受けて居るわけである。之は何故であるか。

前記の如く機會均等の原則なるものは、第三國間の約束によつて或一定の國家又は一定の地域に於て完全なる平等待遇の行はるべきことを保障するものである。然らば何故これ等の一定國家又は地域即ち支那、モロッコ、コンゴ流域等の地域に於て最惠國待遇が行はれず機會均等の原則が實行されるやうになつたかといふことを研究するを要する。斯くすると機會均等原則と最惠國待遇の差異、延いては日本の支那に對する立場が明確となると思ふ。さて一八六〇年に歐羅巴に於て自由主義が確立せられ、歐羅巴文明諸國間に於ては一般に無條件最惠國待遇を包含する所の通商條約が締結された。斯くて歐羅巴文明諸國間に於ては完全なる平等待遇が保障されるやうになつた。この歐羅巴文明諸國間に於ける完全なる平等待遇は對等の觀念に基く通商條約の結果である。然らば歐羅巴諸國外の地域に對しては如何なる政策が執られたか。北米及び南米に於ては北米合衆國の勢力下にあるため、歐洲諸國は有條件最惠國待遇で満足せざるを得なかつた。残る地域即ち阿弗利加、亞細亞の諸國は未だ半開國の状態であり又國力が不十分であつたから西歐諸國はこれ等の諸國との間に武力を背景として通商條約を結んだが、その通商條約中には偏務的に即ち亞細亞、阿弗利加諸國側に於てのみ低率なる關稅と均等待遇の保障を約束せしめたのである。これが所謂治外法權條約の始りである。一八六一年に和蘭は土耳其との間に治外法權の附與に關し均等待遇を保障する條約を結んで、佛蘭西、伊太利等が得たキャピチュレーションの利益に均霑した。これが土耳其と歐羅巴諸國との間のキャピチュレーションに關する偏務的均等待遇の始りである。又歐米諸

國は當時土耳其の屬領であつた所のエジプト及モロッコ、ベルシヤ、シヤム、支那、朝鮮、日本等、總べて阿弗利加、亞細亞の獨立國との間に偏務的に均等待遇を保障する所の通商航海條約を結んだのである。而してこの偏務的通商條約の中には治外法權即ち領事裁判權の附與及偏務的協定稅率を附屬して居たのである。日本の例について言ふならば、日本は安政五年の條約に依つて歐米諸國との間に偏務的治外法權及び稅率協定を許す外一切の事項に付き差別待遇を列國間に爲さざる約束をしたのである。この安政五年（一八五八年）の條約は同年支那が英佛と天津に於て結んだ條約を模範としたものである。支那は今日と雖も右一八五八年の天津條約に依り治外法權を附與し、又列國間に何等の差別待遇を行ふことを得ざる義務を有して居るのである。歐洲大戰前ベルシヤ、シヤム、エジプト等に於てもその通りであつたが、歐洲大戰後日本と同様治外法權の撤廢をなし今日は列國に對し最惠國待遇の保障を約束して居る丈けである。

前記の如く最惠國待遇と機會均等待遇の根本的差異は、最惠國待遇は文明國間の約束に基くものであり、機會均等待遇は半開國に於て均等待遇が行はるべきことを文明國間に於て約束することである。即ち支那といふ半開國の地域に於て、又コンゴ自由國の如く未だ主權國たる白耳義の警察權が十分行はれざる場所に於て利害關係國たる文明國が相互に均等待遇を受くべきことを約束することである。それを具體化したものが、モロッコに付いては一九〇六年のアルジュラス・アクト、コンゴ自由國に付いては一八八五年二月二十六日の伯林一般議定書及び一八九〇年のブラツセル議定書である。而して日本は伯林議定書とブラツセル議定書に、大正八年九月一日調印のコンゴ盆地改正條約に依つて參加することとなつたのである。支那に付いてはこの頃問題となつて

居る一九二二年華盛頓九ヶ國條約に依つて均等待遇が保障されて居る。その他聯盟規約第二十二條第五項に依り中部阿弗利加に於ける委任統治地域、パレスタイン、シリヤ等に於ては均等待遇が國際聯盟諸國間の通商に關し保障されて居る。日本は聯盟規約から脱退したことに依つてシリヤ、中部阿弗利加及びパレスタインに於ける日本の受くる均等待遇は稍々效力を弱めらるゝこととなつたが、日本はヴェルサイユ條約の規定に依つて米國と等しく依然均等待遇の權利ありと主張して居る。

支那に於ける機會均等は、一八九九年のジョン・ヘイの宣言に起元を發して、一九二二年の九ヶ國條約に依つてその詳細なる規定を見るに至つたのであるが、その淵源たるや文明國が半開國に對し均等主義を確保するが爲の第三國間の約束から出て居る。随つて機會均等待遇の範圍は最惠國待遇の範圍との間に格段の相違があるのである。蓋し機會均等は元來第三國間に於ける半開國に對する約束であるからこれ等半開國の主權を甚だしく制限することとなる。之に反し最惠國待遇の沿革に依つて明かなる如くに最惠國待遇は文明國間に於て對等關係の基礎の下に於て平等待遇を確保するものである。而して文明國間の通商に關する均等待遇の保障は時代によつて差異があるのである。今日最惠國待遇が保障されて居ても、其の均等待遇の範圍は甚だしく局限されたものである。例へば右最惠國待遇に依る均等主義に於ては、文明國家間に認められたる一般慣例により國防、公安、獨占等の場合は除外されて居るのである。日本が外國との條約に於て最惠國待遇を保障して居ても、日本は鹽、煙草の專賣をすることを妨げない。又東京市の市街鐵道又は瓦斯の經營を例へば英吉利人に請負はしめることも妨げない。日本の港灣、鐵道等公共事業に對しては最惠國待遇の規定に拘らず之を何國人に獨占權を許與するも條約上

違反とはならないのである。それと同様に内亂とか、戦争の場合とか、又國防上必要ある場合には差別的に特別外國人に特惠を附與するも最惠國待遇の違反とはならないのである。現に日本は煙草を專賣して居るから或一國のみから煙草葉を買ふも差支ない。又英吉利が歐洲大戰中に於て自國の同盟國にのみ鐵の輸出を許可したと、又タングステンの如き貴重なる物も同盟國にのみ輸出をして中立國に對する輸出を禁止したことも自由であつた。

要之最惠國待遇の場合に於ては國防又は公安と獨占の場合については均等待遇の保障が及ばない。それは通商條約の規定にも明確に書いてあることがある。然るに機會均等の場合に於ては之が許されない。例へば支那は日本のみに對して鐵道を敷設せしめることは許されない。又外國人一般に對する入札に依らずして水道事業或は市街鐵道等を或る一定の國に讓ることは許されない。甚だしきに至つては借款に就てさへも、列國は借款團なるものを作つて共同でなければ支那の借款は引受くべからずといふことになつてゐる。のみならず專賣事業は一切之を行ふことを禁止されてゐる。即ち支那は煙草の專賣をやることも、砂糖の專賣をやることも機會均等主義の違反なりとされて居るのである。一八五八年の清佛條約第十四條に於ては明に支那は獨占を行ふことを得ざること規定してゐる。斯の如く機會均等は半開國をして或一國に對して依存せしむることなきやう平等の待遇を確保するものである。故に機會均等はその行はれる國家の主權を侵害することが大である。簡單に言ふならば、機會均等の行はれるが如き國は未だ國力弱く、半開國の程度であるから、自由にその國をして領土主權を行はしめることが出来ないのである。列國間に機會均等の保障がないと、その結果或一國にのみ鐵道敷設權を與へ、又借款

により獨占權を與へて、他の列國の通商航海上の利益を障碍するの虞が甚だしいからである。その國が未だ完全なる獨立國に至らざる間は列國の約束に依つてその半開國をして列國に對して完全なる平等待遇を爲さしむる様にするのである。列國は其相互間の協定に依つて一國がその國家より獨占的利益を享受すべからざることを約束するのである。即ち機會均等主義なるものは半開國と文明國との間に生ずる特異の國際現象である。それ故、エジプトでも、土耳其でも、イラクでも、シヤムでも、イランでも、日本同様半開國の程度から對等國の程度になると機會均等主義の適用を免れて最惠國待遇の義務を負ふことになるのである。論者は機會均等主義を半植民地的制度と稱して居るが、半植民地的ではなく寧ろ半開國の制度である。故に日本が支那をして事變後完全なる獨立國と爲し、完全なる文明國となし、所謂東亞に於ける新秩序建設に成功するならば、支那に於ける機會均等主義は當然文明國に於て行はれるやうな最惠國待遇に變るべきものである。會て土耳其の領土であつたイラク、或はエジプトに於ては均等待遇の原則より免れたとき之に代へ相互條件の下に最惠國待遇を列國に附與すべきを宣言したことがある。要するに支那の機會均等待遇なるものは支那が完全なる文明國になると同時に兩立すべからざるものである。この意味に於て華盛頓九ヶ國條約は改訂せらるべきものである。

以上を要約するに最惠國條款は文明國間の約束に依る均等待遇である。併しその解釋は時代に依つて變更する。之に反し機會均等待遇は一定の半開國に對し文明國がその地域に於ける無用なる競争を防止する爲に均等待遇の實行を約するものである。隨つて機會均等待遇の原則はその半開國が文明國となると同時に消滅し、之に代つて文明國間の義務である最惠國待遇に變更すべきものである。隨つて支那に於ける機會均等の原則は九ヶ國條

約の規定如何に拘らず、他の阿弗利加、亞細亞諸國に於て機會均等の原則が消滅した如く東亞に於て新秩序の建設せられ、支那が完全なる獨立國となると同時に消滅するものである。機會均等の原則が消滅すれば支那は特に日本のみに對して鐵道、鑛山、水道、市街鐵道等の開設を依頼することも出来るし、又煙草、酒、砂糖等を專賣と爲して國家の收入を確保し、之に代へ惡税たる過重の關税を輕減することも出来る。又支那は各國との間の互惠協定に依り通商を増進することも可能である。

第五章 關稅制度概要

第一節 序 說

歐洲大戰前に於ては商業政策の要點は關稅政策の問題であつたが、今日に於ては各國とも關稅による以外の方法、殊に輸入制限によつて一國の産業及貿易の助長を計つて居る場合が多いから、關稅問題は歐洲大戰前の如く重要視せられてゐない。併し今日依然として關稅は最も合理的なる商業政策實行の手段である。近時經濟統制、貿易統制が喧しく論じられ、恰も世界の貿易政策は統制に終始するが如く考へられる。併し日本と最も重要な貿易關係を有してゐる國々即ちイギリス、アメリカ、ベルギー、オランダ、ノルウェー、スエーデン、カナダ、濠洲、南阿聯邦、印度等の諸國は貿易統制を行つてゐず、依然として主として關稅によつて各種の貿易政策を實行して居た。貿易に對して完全なる統制を行つて居たのはソヴィエツト聯邦、ドイツ、及イタリーである。尤も中南米諸國、イラク、希臘、及他のバルカン諸邦のやうに正貨準備に缺乏を來した國々は爲替管理によつて全面的に貿易を統制して居たのである。故に今日貿易政策を實行する方法は關稅、輸出入制限及び爲替管理の三つであるが、第一の關稅なるものが依然最も重要な部分を占めて居る。一國及び世界の貿易が徐々に平常に還ると同時に輸入制限及び爲替管理による貿易統制はその影を潜め専ら關稅によるべきものである。故に關稅制度の問題は今日と雖も十分にこれを検討する必要がある。

第二節 國定關稅制度

第一款 國定關稅制度の意義

國定關稅制度 (Statutory tariff system) とは、當該國の法律を以て關稅率を定め外國との協定によりこれが變更を許さざるものである。故にこれを關稅非協定主義ともいはれる。これに反し關稅協定制度 (Conventional tariff system) とは外國との條約によつて關稅率を定むるのである。安政條約下の日本及最近までのシヤム、支那、土耳其等には關稅協定主義が行はれて居た。即ち條約によつて輸出入品全部の稅率が束縛され、その條約を變更するに非ざれば、一切關稅率を變更することが出来なかつたのである。

國定關稅主義を採用しながら、更に協定主義を併用するものを國定協定制度といふ。即ち豫め國定關稅率を設けて置いて、それを基礎にして外國との條約談判によつて之を引下げるものが國定協定制度である。日本でも明治三十二年七月十七日から國定協定主義が行はれるやうになつた。全面的の協定稅率が廢棄されて國定主義が採用することになるのを稱して Tariff Autonomy (關稅自主) を回復したといふ。斯く國法によつて出來た關稅率を Autonomous Tariff (自主關稅) 或は National Tariff (國定關稅) とす。

日本、支那、シヤム、トルコ等東洋の諸國は一八五〇年代に西歐諸國との間に偏務的關稅協定を結んだ。その後如何にしてこの束縛より脱して Tariff Autonomy を得るかといふことが、之等諸國の國民的要望となつた。

日本は一番早く陸奧條約改正に依つて一八九九年 (明治三十二年) 七月一七日から Tariff Autonomy を得、支那は一九二九年 (昭和四年) 一月一日より自主關稅を實施するに至つた。かく支那が實施するに至つた National Tariff は支那が自由に定めたものであるから、自然に排日的關稅 (Anti-Japanese Tariff) となつた。之を緩和する目的の爲め日支間に互惠關稅協定が締結せられ昭和五年五月より實施せられたが、昭和八年五月にて滿期となり、其の後は一層支那の國定關稅は日本に採り不利、差別的のものとなつた。其の結果日本の支那に對する輸出貿易額は殆ど三分の一に減少した。一九三一年 (昭和六年) 一二月に圓相場が崩落した一原因も之に由る。日本は一時此の圓貨下落の勢ひに乗じて、イギリス、印度、オランダ等の自由貿易主義國へ日本品を進出せしめたが、これらの諸國も一九三〇年に行はれた日印條約廢棄項を機會として、日本品に對し差別的關稅又は不利なる輸入割當を行ふやうになつた。日本は支那に於て販路を失ひ、又既にアメリカの高關稅に苦しめられて居るところへ、かくイギリス等の自由主義國より輸入制限を受くることとなつたから再び貿易の惡化を來し、この行詰りが根本原因となつて昭和十二年七月の日支事變が爆發したとも言ひ得る。

(註) 餘談になるが、自由貿易主義の泰斗であるスタチストといふイギリスの經濟雜誌のベイシユ主筆が、去る昭和十四年貿易組合中央會の招待によつて來朝し、種々日本の朝野の有力者と談合を重ねた。その結果頑固なる自由貿易主義者も、日本の滿洲及び支那に對する經濟的膨脹の必要をば是認したと見える。同年六月十一日の東京日日新聞にスタチストの論文要領の電報が載つてゐるが、之はベイシユ主筆が歸英後起草したものと見える。その論文によると、支那事變の原因及事變を通じての日本の目的とするところは支那をして日本商品のマーケットたらしめようといふことである。即ち日本は世界各國と共に支那を開發して毎年百萬人も増加する日本人口の生活維持を確保せんとしてゐるのである。而して日本は支那に於て獨

占權を得んとしてゐるのではないと主張してゐる。英國に於て天津居留地事件により日英關係が緊張せる際この種議論があつたことは特筆すべきことである。

又ベイシユ主筆は日本滯在中經濟聯盟及び貿易組合中央會共同主催によつて工業俱樂部で講演をしたが、其の要領は大體次の如くであつた。

現在世界各國に於て保護貿易主義、貿易統制、ブロック經濟、アウタルキート等により國家經濟の繁榮を考へてゐる人々があるが、この考へは誤つてゐる。イギリスのチェンバレンは特惠關稅制度による大英帝國の貿易増進を計つた。併し假令特惠關稅制度による英國の總貿易額の五割以上を英帝國の側に輸出することは不可能であることが判つた。然らばイギリスは帝國特惠關稅制度よりも、帝國外の諸國に對する貿易の増進の方が大切であるといふことをチェンバレン自身も認識せざるを得ざるに至つた。アメリカに於ては國務卿コルデル・ハルが保護主義の國定關稅制度の不利を覺つて、所謂ハル互惠協定關稅制度を採用して來た。かくの如き世界情勢に於ては日本も支那、滿洲のみに依存せず、依然として日本從來の主張の如く自由貿易主義に依るべきである、云々。

右ベイシユ主筆の議論に對しては、日本側に相當の反對論があつた。即ち世界は歐洲大戰前までは自由通商主義によつて繁榮したが、歐洲戰爭によつて轉落し、自由貿易主義の本尊たる英國すら國際カルテル、又は特惠關稅制度を採用して、ブロック經濟に進行してゐたのである。かゝる情勢の下に於ては各國間の貿易増進は期待し得ない。日本は一九三一年の關下落により國內物價の水準を大體列國と同一程度に引下げ得たが、再び諸外國の閉鎖主義の爲め困却することとなつた。その原因はワシントン會議の結果支那が關稅自主權を得て關稅率を高度に引上げたことが最も主要なるものである。従つてワシントン會議は非常な失策であつた。失策は支那ばかりではない。イギリスが特惠關稅を通じて英帝國ブロック經濟を促進せんとしたのも失敗であるし、又アメリカが歐洲大戰により最大債權國となりたるにも拘らず、依然として高關稅を以て外國品の輸入を制限したことも失策である。結局、支那もイギリスもアメリカも誤れる國定關稅制度を採つた爲である。その間

にあつて日本商品は政治上の關係でアメリカに強く當ることも出來ずイギリスよりは排斥され、支那に於ては日本品輸入上一層の壓迫殊にボイコットを蒙り、遂には今次の事變を惹起するに至つたのである、云々と反駁したのである。

國定關稅制度には三種類の區別がある。(一) 收入關稅主義、(二) 保護關稅主義、(三) 複關稅主義である。而して複關稅主義に對して第一及び第二を單一關稅主義と云ふ。即ち第一は收入主義の單一關稅制度、第二は保護主義の單一關稅制度である。而して前者即ち收入關稅主義は、更に二つに分れて自由貿易主義たる低關稅國即ちイギリス、和蘭、印度等と、高關稅主義國たる中南米諸國との區別がある。何れも收入主義であるけれども、イギリスの如き工業國は、低關稅主義となり、南米の如き農業國に於ては高關稅主義となつた。然らば何故英國の如き工業國が低關稅主義となり、中南米諸國の如き農業國が高關稅主義となつたかは、左の如き理由による。即ちイギリスに於て收入の爲に關稅を賦課する場合に、例へば綿織物、毛織物等に高關稅を賦課するとせば關稅收入を増加しない。何となれば、自國內に於て綿織物、毛織物の生産があるから、關稅は國內生産物を保護することとなり結果として夫等商品の輸入は益々減少し、終には絶無となり、従つて關稅收入も漸次減少終には零となるからである。然るに中南米諸國に於ては農業國たる關係上綿織物、毛織物等の國內生産が無いが、又は少きが故收入の目的を以て、之等に高關稅を課する場合には大いに關稅收入を増加し得るのである。それでイギリスに於ては何を收入關稅の目的物としたかといふと、國內に於て生産のない品物、即ち茶、砂糖、煙草、コーヒーである。而して煙草、砂糖に高關稅を課すると國內に於て悪い生産條件の下にても煙草、砂糖の生産を保護することになるため、國內に於て砂糖、煙草の生産をなからしむるために、是等に對し關稅同額の生産稅(excise

duty)を課し、以て關稅收入を確保したのである。

併し收入關稅も保護關稅も關稅たることに於て變りないから、イギリスの如く生産稅 (excise duty) を設けない場合には、往々收入關稅が轉じて保護關稅になる。ブラジルに於て當初綿織物に收入關稅を課したところ、その收入關稅の保護の下に、小規模乍ら紡績工業が始り、その紡績工業の爲に、遂には高率の保護關稅を課せざるを得なくなつたのである。かくて收入關稅の性質を嚴守する爲には、その國內に於て當該物品の生産を禁止するか、又はこれに相當する所の生産稅を課す以外方法がないのである。

關稅自主權に基き國定關稅の設定が適度になされる場合に於ては國內の生産を増進する。日本が明治四十四年の小村條約改正以後、砂糖、毛織物、人絹等に對して保護を行ふべきことを決心し、是等物品の保護關稅に對しては非協定方針を採用した。其の結果日本に於て砂糖、毛織物及び人絹業が發達した。國定關稅主義は一國の産業を保護する爲には、右の如く非常に役立つものである。歐洲大戰後イギリスが收入主義の傍ら國定關稅主義を採用し、米國が一九三四年互惠關稅法成立以前國定非協定主義を採用し、又フランスが複關稅主義を採用したのもすべて、國內産業保護のためには國定關稅主義が最も有效なるが爲である。

要するに、自由貿易主義の爲にも收入主義の爲にも又保護主義の爲にも國定關稅主義が良いことになり、關稅制度中國定關稅制度が最も優れたものゝ如く、一般に考へられるに至つた。日本に於ても明治三十二年迄は、安政條約によつて稅權の束縛を受けてゐたが、稅權の恢復を見た後は外國との協定は出來得るだけ排除する方針を採り今日に至つてゐるのである。支那、トルコ等總ての半開國も當初何れも稅權の束縛を受けてゐたが關稅自主

權を獲得すると、外國との關稅協定を不可として之を避けんとするに至つた。又日本、支那、シヤム、トルコ等の諸國が關稅自主權を得た當時は、輸出品は主に米、茶、生絲、或は他の原料品であつた爲、關稅自主權によつて如何なる高關稅を外國品に課しても、外國が報復的に之等商品に對し重關稅を課する心配が少い。例へば滿洲國の生産物は大豆である。依て滿洲國がイギリス、アメリカの商品を如何に排斥しても、彼等は大豆に對して重稅を課することは自國の不利益となる。然るに滿洲國の産業が逐次發達して綿織物、毛織物、鐵、機械類、化學製品等を輸出するやうになると、滿洲國が高關稅を採用すれば外國に於ても、報復的に是等滿洲國製產品に重稅を課せられるに至るであらう。かくの如く一國の主要輸出品目、食料品乃至は原料品に止らず、外國にても生産される工業品になると、當該國の輸出貿易増進の爲には、自國に於て先づ外國よりの輸入品に對する關稅を引下げねばならぬ。即ち互惠的基礎に於て、協定を必要とするに至る。かくて輸出貿易の盛んな製造工業國になると國定主義では不都合となる。當該國の關稅政策は國定主義から國定協定主義に變らざるを得ないこととなる。アメリカは從來國定關稅一本槍であつたのが、歐洲大戰後、外國に對して製品の輸出を獎勵する必要があるとともに互惠關稅主義、即ち關稅協定主義を採用することゝなつたのである。之に反しイギリスは戦前は自由貿易主義を採用してゐたが、販路擴張の爲に日本、シヤム、支那等、諸外國に對して關稅協定を迫つた。ドイツも亦一八七一年帝國統一成りたる當初は保護主義であつたが、一九〇〇年以後になるとドイツ商品の販路擴張の必要上盛んに諸外國と關稅協定を行つた。ドイツは即ち國定關稅を骨子として、外國との交渉により自國の關稅を引下げると共に之を對價としてドイツ生産品に對する外國關稅の輕減を計つたのである。

明治四十四年の小村條約改正に於てはイギリス、フランス、ドイツ、イタリアの四ヶ國との間に關稅協定が行はれた。この明治四十四年の關稅協定は相互對等の基礎の上に外國より日本への輸入品及日本より外國への輸出商品に對し關稅の相互協定を設けた。日本が今後條約改正をなすすれば、互惠主義に基づく關稅協定の範圍を一層増加せねばならぬ。而してその交渉をなす場合には關稅收入に重きを置く大藏省、國內産業保護の立場に立つ商工省、又は一般外交案件の處理に繁忙を極めてゐる外務省に之を一任するを得ざるが故に、茲に眞に貿易業者の利害を代表せる貿易省設置が當然必要となるのである。

これを要するに國定主義は當該國に於ける産業保護及び關稅收入増加の目的の爲には、當を得たものなれども、輸出貿易獎勵には適せず、隨つて國內産業の發達に伴ひ輸出増進の必要生ずる場合には當該國の關稅政策は國定主義より國定協定主義に變すべきことが關稅政策上の原則である。

次に關稅制度と最惠國條款との關係を見るに、アメリカに於て國定關稅主義を採つてゐた時には有條件主義を採用した。然るに國定關稅制度の下に保護されて、國內産業が發達し、輸入より輸出に重きを置くやうになると、最惠國條款の解釋を改め、一九二三年以降無條件主義を採るに至つた。即ち農業國より工業國となり、輸出増進の必要を感じるに至ると、外國に於て自國品の優遇を受けるために最惠國條款は無條件主義採用を有利とするのである。

第二款 歐洲大戰前に於ける英國關稅制度

前述の如く英國は一八六〇年に自由貿易主義を採用して以來、收入目的の國定關稅主義を採用して來た。從て關稅は收入上必要な少數の物品即ち茶、砂糖、煙草等に限られ、而もその結果、國內に同種産業の起ることを防止せんが爲所謂生産稅 (excise duty) を設けた。此の如くイギリスの歐洲大戰前に於ける通商政策は自國は自由貿易主義に基づき、外國品の輸入に對しては、少數の物品以外は全部無稅とすると共に、列國に對しても亦イギリス商品に對しては無稅又は關稅を低減すべしと主張した。日本との安政條約、支那との天津條約等に於ては英國商品はイギリス商品に對し從價五分の低稅率を偏務的に協定せしめたのである。日本は明治三十二年陸奧條約改正の時迄この從價五分の協定稅率によつて束縛されてゐた。尤も英國は當時國定關稅主義を採り外國品の殆ど全部を無稅としてゐたのであるから、日本等に對するが如く低率なる偏務的協定稅率に同意せしめ得る場合は良かったが、然らざる國々に對しては、交渉の手段としての關稅即ち交渉關稅を有せざる爲交渉上不利な立場に置かれた。之が爲歐洲大戰前に於て、イギリスは對等國との間では日本及ギリシヤとのみ相互的關稅協定をし得たのみである。他の諸國とは關稅協定成立せず、他國と第三國間の協定稅率に無條件最惠國待遇に依り均霑するの外策がなかつた。かくて歐洲大戰前に於けるイギリスは他國との條約に於て無條件最惠國待遇に重點を置いたのである。即ち無條件最惠國待遇の完全なる形式たる Anglo-Italian Clause の確保がイギリスの根本方針であつた。かくイギリスは多くの國との間に無條件最惠國條款を結んで第三國間の協定稅率に均霑してゐた。所でこのイギリスの關稅制度の缺點としては、一旦條約の相手國が條約を廢棄し、最惠國待遇の保障が無くなると、相手國商品は英國に於て依然無稅でも、相手國が英國商品に對し如何なる高率なる關稅を掛けるか計り知れない危險があつ

た。又英國は複關稅法を採るフランス及保護主義の國定關稅主義を採るアメリカと條約を締結し得ず、僅かにフランスは國法により英國品に最低稅率を課したのである。南米諸國の多くも同様國法により、英國に最惠國待遇を與へたに過ぎぬ。かゝる事情の下に、歐洲大戰前、イギリスの貿易は年々減少し、その貿易上の地位をドイツに奪はれつゝあつた。このイギリスの自由貿易主義の缺點を如何にして改善するかといふことに對して起つたのが所謂特惠關稅制度、及び關稅改革運動であつた。かくて英國は歐洲大戰を迎へたのである。

第三款 歐洲大戰前に於ける米國關稅制度

米國も前述の如く國定關稅主義、單一關稅主義、非協定關稅主義を採用してゐた。米國關稅制度と英國關稅制度との根本的差異は、英國は自由貿易主義であるに反して、米國は保護貿易主義である點である。又アメリカの保護主義とドイツの保護主義と異なる點は、米國が國定關稅による保護主義であるに對し、ドイツは國定協定關稅による保護主義である。更にアメリカが有條件最惠國主義であるに對し、ドイツは無條件最惠國主義である。而して歐洲大戰前に於ける米國の互惠關稅主義はドイツの關稅協定主義又は歐洲大戰後に於ける米國の所謂コルデル・ハルの互惠主義とも全然觀念を異にして居る。即ちアメリカの大戰前の互惠主義は有條件最惠國條款を基礎とする所謂 *reciprocity agreements* である。従つて米國が他國と稅率協定をしても、その協定稅率は第三國を均霑せしめないのである。

茲に於てアメリカ大統領の有する條約締結權と關稅協定との關係を述べる必要がある。商業政策に於て最惠國

待遇に關しアメリカ主義が生まれた所以はアメリカの憲法上の義務に基づいたものである。最惠國條款を國際法上から説明すると解り憎いが、アメリカの憲法上から説明すると簡單になる。アメリカに於ては大統領が條約締結權を有する。右條約締結權の行使は上院の三分の二以上の同意を得ることを要する。従つて、アメリカに於ては條約を締結することが非常に困難である。大統領ウイルソンが事實上國際聯盟の産婆役であつたにも拘らず、米國が聯盟に参加しなかつたのも、ヴェルサイユ條約が米國上院で否決され、大統領が同條約の批准をなし得なかつたためである。又、アメリカには上院と下院とあり、兩院が、 kongress を構成する。法律が成立するためには、法律案が上下兩院を通過して大統領の署名を得ることを要する。かくて法律（*Federal Law*）が成立する。而して條約と法律とは同效力を有することになつてゐるが故に、條約により法律を改廢することが可能である。然るに大統領が條約を締結する爲には上院の協賛を要するのみである。併し、米國憲法上、事關稅に關する限り、上下兩院の同意を得るに非ざれば、大統領は之を變更することを得ずとなつてゐるため、大統領が他國と關稅協定を爲さんとする場合には大なる困難に逢着する。

かくて大統領が、關稅條約により關稅の變更をせんとする場合、從來次の二方法に依つてゐる。即ち、一九三四年の互惠關稅法の如き法律を國內的に先づ成立せしめ、その法律により、大統領が關稅變更の權限を得るか、或は條約と同一内容の法律を上下兩院を通過せしめるかの方法である。前述の如く、米國は典型的保護主義を採用してゐた。又事實下院の同意を得なければ關稅協定をなすことが出来ぬから、條約上の關稅協定は狭い範圍に限られてゐた。依つて歐洲大戰前の米國關稅制度は、高度の保護主義であり、國定關稅主義であり、關稅協定に

關しては互惠主義、換言すれば、有條件最惠國待遇の主義を採つてゐたのである。次にアメリカの歐洲大戰前に於ける互惠關稅の有名なる例を一、二説明する。

アメリカとカナダとの間に互惠條約が一八五五年に締結されて一八六六年迄存続してをる。この時代は自由通商主義が盛んであつたから、英國に於ける自由主義に對應して米國に於ても、自由主義のウォーカー關稅法が成立し、農産物、石炭、牛皮等は無稅であつた。又右アメリカ、カナダ間の互惠條約に於ても、相互の重要生産品が殆んど總て無稅とされてゐた。處が一八六一年南北戦争が始り、六五年迄続いた。而して莫大なる戰費調達のため、戰時中既に關稅が高度に引上げられた。而して戦争は保護工業の根據地たる北部諸州の勝利に歸したため、戰後も關稅の整理引下げはなされることなく、爾來米國は極端なる保護主義を採用するに至つた。又戦争中英國が南軍を援助したため戰後米國は英國に不満を持ち、右加奈陀との互惠條約も廢棄せられた。一八七〇年再び米加互惠條約締結の機運が濃厚になり、條約が調印せられたが、上院に依つて批准を拒絶せられた。カナダは經濟組織から言へば殆どアメリカの一部であつて、この間の關稅障壁を撤廢することは兩國にとつて有利である。唯アメリカの農業者はカナダの安い農産物がアメリカの市場に氾濫することを恐れて反對した。かくて、米國と加奈陀間の互惠條約は政治上の理由に依つて中絶しても、直ぐに又復活する傾向がある。

右述したところはカナダとの關係であるが、アメリカはカナダ以外にハワイ、キューバ、フィリッピンと互惠條約を締結した。

アメリカは政治的理由に依りハワイに接近する必要があつたので、一八七五年一月三日互惠條約が締結され、翌年實施せられ、一九〇〇年米國に依るハワイ併合迄存続された。普通特惠主義の互惠條約が締結されると當事國間の關係が緊密になる。ハワイとの關係も同様で、互惠條約締結後に於て、ハワイよりの輸出額の九割二分輸入額の七割八分を米國が占めるに至つた。

次に米國が結んだ互惠條約の相手國はキューバである。キューバは一八九八年米西平和條約に於て、米國の干渉によりスペインより獨立した。かくてキューバはアメリカの一種の保護國となると同時に、經濟關係を密接にする爲、一九〇二年十二月十一日に廣汎なる互惠協定が締結された。即ちキューバより輸入する處の砂糖に對してはアメリカは關稅を約三分の一輕減し一定量の砂糖の買入を保證した。又一般物品に對してキューバより輸入するものは關稅を二割輕減し、その報償としてアメリカよりキューバに輸出する一般物品に對しては二割五分乃至四割の關稅輕減を協定した。この條約は今日尙存續して居りこの互惠條約はアメリカが一九二三年最惠國待遇に關する無條件主義採用以前は、有條件主義により、第三國をして、その協定稅率に均霑せしめなかつた。又無條件主義になつて後もキューバとの互惠稅率は最惠國條款の適用外としてゐる。

アメリカは又フィリッピンと互惠條約を有してゐる。フィリッピンは、アメリカの領土であるが自治權を有してをり、而も同國の關稅制度は米國の如く極端なる保護主義を採用してゐない。従つてアメリカとフィリッピンの間には互惠條約あり、フィリッピンが米國に輸出する砂糖、椰子は一定數量を限り無稅の特典を與へられ、アメリカよりフィリッピンに輸出する物品は原則として無稅とされてゐる。然るに一九三四年三月廿四日米國大統領署名、五月一日フィリッピン立法府承認のタイディングス・マクダフィー法により、アメリカは徐々にフィリ

ツピンに獨立權を付與することになつた。ケソンが現に大統領であるが、フィリッピンが獨立國になるとこれ迄と異りアメリカに輸出する砂糖は無税待遇を失ひこれに代へて特定軽減税率を受けることになる。アメリカが何故フィリッピンを獨立せしめたかといふと、米西戦争の際にフィリッピンを獨立せしめるといふ宣言があつたにもよるが最も重要な理由は砂糖業者の運動である。フィリッピンがアメリカの領土の一部であると原則としてフィリッピンの砂糖が無税で輸入される。フィリッピンの如く労働賃銀安く、天然の状況の良い處で生産される砂糖が無税で輸入されては、アメリカの砂糖業者は對抗出来ない。随つてフィリッピンの砂糖を排斥する爲にもフィリッピンを獨立せしめなければならぬ事情にあつたのである。

以上がカナダ、キューバ、ハワイ、フィリッピンの四ヶ國と締結したアメリカの特別互惠條約である。然るにアメリカは歐洲大戦前に於て、如何なる國とも締結し得べき一般的互惠條約に關する基準的規定を一八九〇年成立のマッキンレー關稅法中に定めて居た。之は前述した如く、米國が互惠協定を結ぶ爲には國內法たる關稅法中に其規定を設けて居なければならぬからである。之がマッキンレー關稅法の第三條互惠條約に關する規定である。元來マッキンレー關稅法は共和黨の關稅法であるから、保護主義の高率なる關稅障壁を設けた。併し同法は斯く關稅保護主義を採用すると同時に第三條に於て「砂糖、糖蜜、糖汁、珈琲、茶、牛肉、毛皮等の七種の商品を無税品とし、而してこの無税輸入の利益を受けんと欲する相手國は當該國が米國より輸入する生産物、例へば農産品、豚肉、魚類、石炭、木材等に對して關稅軽減を行ふか、又は無税輸入の利益を與ふべし」と規定した。而して商品の撰擇が右の如くであつた故、珈琲の生産國のブラジル、砂糖の生産地である、キューバ（當

時スペイン領）、ポルトガル、ドイツ、オーストラリア、英領印度、サルヴアドル、ニカラガ、ホンジュラス、グアテマラ等の諸國との間に互惠協定が成立した。日本も亦輸出品たる茶に無税の待遇を受けることになつたが、これは陸奥條約の下にアメリカの生産物に對して關稅協定をしてゐた爲である。

右述したところのマッキンレー關稅法に基づく互惠條約は所謂有條件主義であつて、アメリカと直接に條約を締結しなければ相手國は砂糖、その他商品の無税待遇を受けることを得ない。この互惠條約の利益は互に生産物の税率を引下げるのであるから相手國との間に貿易を促進する利益がある。これに反して、その不利益は條約を締結しない國に對し關稅差別待遇を與へることとなるから往々關稅上の紛議を生ずる。又輸入手続きを煩雜にする。かくて、一八九四年ウィルソン關稅法採用され、煩瑣なるマッキンレー關稅法が廢止され、一般輸入品に對する關稅率は國法を以て引下げられた。而して同法は民主黨の關稅法で收入主義であつたので、從來無税であつた砂糖に對しては却て關稅を掛けた。アメリカに於ては、關稅政策に付き、共和黨と民主黨とは相争ひ、共和黨大統領の時には、保護主義の關稅法、民主黨大統領の時は收入主義關稅法が成立するが大體の例である。收入主義の時には、酒、烟草、砂糖の如き商品の關稅を引上げ、専ら關稅收入を増加せんとする。之に反して、保護主義の場合には一率に關稅引上げを行ふが、これを矯正するために、互惠協定に關する規定が採用されるのである。

共和黨大統領の下に於て成立せる保護主義の一八九七年ディングレー關稅法の第三條及第四條に互惠主義の規定がある。第三條の規定と第四條の規定とは格段の相違がある。第三條は條件が簡單であつたので、同條の規定に依つてフランス、ドイツ、ポルトガル、イタリー、スペイン、ブルガリア、イギリス、オランダ八ヶ國との間

に互恵條約が締結された。これに反して第四條の規定は廣汎なものであつたが條件が複雑してゐたために、同條による互恵條約は一つも成立しなかつた。第三條は無稅商品を列記すると共に、附加税を定め、夫等無稅商品を米國に輸出する外國が、米國の輸出する小麥その他商品に最低稅率を與へざる場合當該外國の商品に附加税を課する旨を規定した。右第三條の適用に關係して、米國とスキス間一八五〇年十一月廿五日の通商條約中の最惠國條款に關して困難なる問題が起つた。同條款は無條件とも、有條件とも規定してゐなかつたため、スキスは無條件主義の解釋、米國は有條件主義の解釋を固持して相争つたが、結局スキスのアメリカ商品に對する關稅が高率に非ざる理由により、ディングレー關稅法第三條の輕減稅率の利益に無條件均霑するに至つた。

ディングレー關稅法第四條に於ては第三條と異り、廣汎なる互恵協定を規定した。但し條件として關稅法成立後二年内に條約を締結すること、條約の有効期間は五年とすること、關稅輕減は二割引とすること、並に右互恵條約は上院の同意を受くることが要求された。當時の大統領マツキンレーは國務省に於て、公使の經驗のあるジョン・カツソンを主として互恵委員會を設けて、フランス、英領印度、アルゼンチン、ニカラグア、デンマーク、ドミニカ、エクアドルの七ヶ國との間に互恵協定を締結した。併してこれら協定は當時保護主義が濃厚なりしたため、何れも上院の同意を得るに至らず、かくてディングレー關稅法第四條に依る互恵協定は實現を見ずに終つた。又若し實現して居たならば必ずや列國との間に最惠國條款に關する争ひが起つたものと思考される。

次に一九〇九年に、丁度大戰の少し前にペイン・オールドリッチ關稅法が成立した。同法は共和黨大統領の下に立法されたもので、この法律に依つてディングレー關稅法第三條、第四條の規定を全廢して、右に代るに大統領

は有稅品全部に對して二割五分の割増關稅を賦課する權限を得た。之は一種の複關稅である。併しこの複關稅法はフランス等の複關稅法と異り報復稅に類するものであつた。

一九一三年に民主黨、アンダーウッド・サイモンズ關稅法が成立した。これは收入主義の下に、複關稅法又は互恵主義總てを排して、その代りに Tariff Board を設けた。アメリカの生産品と外國生産の輸入品との價格を比較してアメリカ生産品に必要とするだけの保護を與へるにあつた。即ち關稅率を引上げ又は引下げざる爲の權限をトリフ・ボードに與へ、茲に初めて伸縮關稅法なる觀念を生じた。日本でも當時伸縮關稅法を設くることを民間團體が要望したことがある。昭和九年四月七日の通商擁護法で關稅を引上げ、引下げるところの權限を政府に與へ、政府は關稅審査委員會の議を経て、その權限を行ふことを規定せるは稍伸縮關稅制度に似たものである。

第四款 中南米諸國に於ける關稅制度

中南米諸國は收入、非協定、單一關稅主義を採つてゐる。即ち中南米諸國には、未だ工業發達せず保護制度を採るの必要がないからである。併しブラジルあたりは綿織物が生産されるやうになつて動もすれば保護主義、協定主義に轉換しつゝある。要するに、一八六〇年代に英國が自由主義を採用した理由は自國工業が發達し、他の諸國は未だ農業國であつたからであるが、農業國が次ぎ次ぎに工業國に迄成長すると保護主義が盛んになる。工業國が保護主義により更に發達すると自國の生産物の海外市場を確保する爲に協定主義に變ずる。日本は日支事變前迄自由主義と協定主義の中間にあつた。歐洲大戰後日本の政策は關稅協定主義、最惠國條款の無條件主義を

採用すべきであつたが、今回の日支事變に依り、百八十度の轉廻をして純然たる貿易統制に入つた譯である。輸出が減少し、而も軍需品の輸入を制限し得ない爲止むを得ず之を採用したのである。

第三節 關稅協定制度

關稅國定主義にはイギリスの如く、自由貿易主義のもの、歐洲大戰前のアメリカの如く保護貿易主義のもの、又フランスの如く複關稅主義のものがある。アメリカの如き關稅保護主義でなくとも、南中米の如く收入目的の高關稅主義の場合がある。之に反し關稅協定主義とは、關稅は總べて外國との協定に依りて定むべきことを根本とする主義である。前述したる如く十六、七世紀の法の觀念は屬人主義であつたから、例へば日本の船舶がバンコツクなり、マニラに行つた場合、日本人、日本の船舶及びその船舶に積載する日本人の貨物は日本の主權に服従するものであつた。今日の如く到達國に於て勝手に國定稅率を課し得ると云ふが如き觀念は存在しなかつた。これが所謂偏務的關稅協定の始りである。日本の安政條約に於ける從價五分の運上（協定稅率）がその例たることは前述した。

此の偏務的關稅協定と云ふものは、歐米諸國と未開諸國との間の一般的慣例となつたが、一五三五年（天文四年）にフランスのフランソワ第一世が、トルコのソリマン第二世との間に締結した協定が其の嚆矢である。前に申した通りヨーロッパのキリスト教と回教徒は、十字軍の戰爭で明らかなる如く敵國、敵人の關係にある。従つて、フランスの船舶がトルコのコンスタンチノーブルに來た場合、マホメットの法律即ちコーランを是に適用し得ず、隨つてフランス船舶又は人民はトルコの港、領土に於てもフランスの主權に服せしめ、フランスの法律により裁判せしむることとした。是が治外法權の初めである。然るにヨーロッパに於ては十八世紀になると國家の主權が段々發達し、經濟原論の上に於ても初めて國民經濟なる觀念が成立するに至つた。從來のネーションたる觀念は、十八世紀の後半に於て、ステートなる觀念に轉化し、後者のステート中には、異民族をも包含するに至つた。茲に於て主權の觀念は屬人主義より屬地主義に移り、其の國家の領土に來たる所の外國の船舶、國民は其の國籍の如何を問はず、其の到達國の主權に服従すべきこととなつた。所謂治外法權はヨーロッパ諸國の間には成立し得ざることとなつた。關稅も關稅協定によらず、國家が單獨に課し得ることになり、茲に關稅自主權（タリフ・オートノミー）が確立され國定稅率が原則となるに至つた。其の例外として、國家間の合意に依る稅率の協定が行はれた。即ち國定稅率が原則で、協定稅率が例外となつた。今日の文明諸國が國定主義を採用するに非ざれば、國定協定主義を採用して居る所以である。かくて十八世紀以前の如き協定主義は存在せざるに至つた。唯是に似たるものとして千九百二十四年十二月二日の英獨通商條約、又は千九百三十四年七月十七日の日印通商條約の規定である。同條約第四條には兩締約國の一方が、其の相手國以外の諸國に對して多大の關稅引下げを爲したる時は、締約國の他方は右關稅率變更の自國貿易に及ぼす重大惡影響の緩和を目的として交渉を爲し得ることを規定して居る。即ち日印兩國は關稅協定を全面的にはなさぬが、相手國による關稅率變更が、自國通商に重大なる影響を及ぼす場合は交渉を爲し得ることとして居る。是は前記英獨條約の規定を採用して居るのであるが實效は案外少かつた。第一次日印協定の際日本綿布の關稅の五十パーセントに對し英國品には二十五パーセ

ントの特恵を與へてゐた。最近の英印協定に於て右稅率を更に十五パーセントに引下げた。即ち日本品に對する稅率と英國品に對する特恵稅率との開きが、二十五パーセントから三十五パーセントになつた。依つて日本政府は一九三四年の日印條約の第四條の規定による交渉をしたが、何等の效力がなかつた。更に最近米佛間に締結されたハル互惠條約に於ては、フランスはアメリカの品物に對して最低稅率全部の附與を約する外、或最低稅率の據置を約し、是に對してフランスからアメリカに輸出する所の葡萄酒、或は薰香類の如き商品に對してアメリカの關稅を引下げた。此等の例も十八世紀以前の關稅協定主義とは異つた性質のものである。

第四節 國定協定關稅主義

國家が所謂關稅主權の作用に依り、先づ國定稅率を定めて關稅定率法を公布し右關稅定率法上の稅率を基礎として、重要貿易國との間に互惠的協定稅率を設定するものである。而して右協定稅率の利益は無條件最惠國條款に依つて條約國全部に均霑せしめるが一般の例である。最も典型的のものは、千九百二年前後に於て、ドイツがオーストリア・ハンガリー、スキス、ロシア等の諸國と締結した協定である。ドイツは千九百二年十二月二十五日に新關稅定率法を公布したが、其の實施に先だち諸外國との間に關稅協定を遂げ、右各種の協定に依り變更された新關稅定率法を實施したのである。當時ドイツのみならずオーストリア・ハンガリー、スキス以下の諸國も亦ドイツと同様に關稅定率法を先づ公布し諸關係國と稅率協定を遂げた後一齊に千九百五年一月一日より實施したのである。即ち千九百二年に國定稅率が作られたのだが、其の後三年間關稅協定に關する條約交渉が行はれ、右

條約が議會の同意を得たる後關稅定率法が實施せられたのである。従つてドイツの關稅定率法を見ると殆ど凡ゆる項目に亘り稅率が二つある。即ち國定稅率と、外國との協定に依り成立した稅率とである。恰も複關稅制度の如き觀を呈してゐる。日本では協定稅率の適用される稅目が極めて僅少だが、獨逸等に行はるゝ國定協定關稅制度の場合はその名の如く、協定稅率の適用範圍が甚だ廣いのである。右諸條約の實施は關稅定率法の實施と同時に、千九百十七年十二月三十一日迄其の效力を存續することになつた。ドイツは千九百二年新關稅法を公布する以前にも千八百九十一年十二月前後に同様條約改正を行ひ、此等諸條約に依つて國定協定關稅制度を採用した。而して此等諸條約は前記千九百五年迄存續したのである。斯の如く歐洲大戰前に於ては一旦條約を結ぶと總べて約十ヶ年間位は條約及び關稅を安定せしめたのである。其の結果、歐洲大戰前に於ては、歐大陸諸國殊に中歐諸國に於てはドイツを中心としてオーストリア・ハンガリー、ベルギー、イタリア、スイス、ルーマニア、ロシア、ブルガリア、ギリシヤ、スエーデン、ノルエー等の諸國間に廣汎なる關稅協定が結ばれ所謂 *Mittell-European Treaty System* なるものを形成し、之が爲比較的長期間に亘り歐洲諸國間の通商を安定せしめ比類なき繁榮を現出した。

是と同様に日本に於ては明治四十三年四月十四日に法律第五十四號として改正關稅定率法を公布し、是を基礎として小村條約改正を十數ヶ國との間に行ひ、明治四十四年七月十七日又は八月四日(フランス及オーストリア・ハンガリー)より之を實施することにした。

國定協定關稅制度は如何なる利害があるかと言へば、利益は條約有效期間中稅率の變更を禁ずるから關係國間

の通商關係は安定するのである。其の不利益は是が爲に關係國は其の間關係國內産業に對し關稅保護を十分に行ふことが出來ぬこととなるのみならず、無償に協定率の利益を國定稅制國より奪はるゝ恐れがある。即ちドイツがオーストリア、ロシアと協定稅率を結んで、ロシア、オーストリアより輸入する所の小麥粉の稅を輕減するとアメリカ、カナダ等の國定稅制國は何等の代償を拂はずしてロシア、オーストリアの小麥粉と同様の利益を受ける譯である。同様ドイツがスキスとの協定に依つて、スキスより輸入する時計に對して關稅を低くしたとすると、自由國たるイギリスは何等の代償を拂はずしてスキスの時計と同様の關稅輕減をドイツより受けることとなる。従つてイギリス、アメリカ等の如き國定關稅制度國はドイツに於て最惠國待遇の利益を受けられなかつた場合が多かつた。之に反しフランスは複關稅法制度を設けて、ドイツに對し協定稅率を享受することを條件として最低稅率を與へた。

然らば如何にして協定稅制の不利益を除去するかと云ふと、第一の方法は特定物品に對して協定を拒否することである。ドイツに於ては小麥、ライ麥、其の他の農産物に對しては千九百二年の關稅法に於て豫め最高最低兩稅率を設け最低稅率以下に協定することを禁止した。即ち特定物品に關する限り非協定方針を執つた。日本に於ても明治四十三年關稅定率法改正の際に稅目を豫め次の三分類に分けた

- 一、絶對的に協定を不可とするもの、例へば酒類、酒精、鐵、砂糖及一般農産物。
- 二、出來得るだけ協定を避けるもの
- 三、其の他のもの

而して條約改正の際には成るべく第三の分類に屬するものに付き關稅協定をなさんとしたが、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアとの協定の結果第二の分類に屬するものは勿論第一に屬するものの中でも、鐵の一部分其の他に對して協定を餘儀なくされた。尤も鐵の中で協定したのは電鍍板以外は其の當時日本にて生産不可能の爲、關稅保護の必要のなかつた鋳力板（罐詰の原料）、ブラック・シート（鋳力の材料になる薄板）であつた。其の他酒類中、葡萄酒及びヴェルモットに關しても佛伊と協定を餘儀なくされた。併し日本の最も協定を不可とした砂糖に關しては、非協定の方針を貫徹し得たから、今日の臺灣糖業の隆盛を招來したのである。之が爲其の後砂糖は從價十割或は十二割と云ふやうな重き保護を受けることになつた。臺灣の砂糖業の盛んになつたのは此の小村條約改正のお蔭である。

協定制度の不利益を緩和する第二の方法は關稅目の細分（Specialization）を行うことである。即ち課稅商品の性質を特定し稅目を細分し、又同じ商品でも特に協定相手國の産品にのみ協定稅率を適用し得る協定品目に解釋を付するのである。例へば日本とイタリアとの協定を見るに、六角裸麥から作つた麥稈真田だけが伊太利に於て協定稅率を受けて居る。支那から輸入の眞田は協定稅率に均霑しないことになつて居る。又イタリア向け日本輸出品たる扇子を、スペイン製扇子と區別するため、竹骨（スペイン製の木骨に對し）の扇子のみに對して低稅率を協定した。然るに小村條約締結當時より三十年を経過した今日に於ては、高賃銀と機械力の應用可能の點から、日本より輸出の扇子の大部分も木骨となつた。ところが、數年前イタリア、スペイン間が無條約となり木骨扇子の稅が高くなつたため、日本の商人は周章狼狽したことがある。斯様に餘り稅目の細分にも弊害を生じて

來ることがある。尤もドイツが千九百二年前後に歐洲諸國と條約を結んだ際、イギリス、アメリカ、フランス等國定稅制國をして、出來るだけ協定稅率に均霑せしめざるやうに稅目の細分をやつた。是が爲にイギリスは自由貿易主義を放棄して、英帝國特惠關稅の方向に進まざるを得なくなつた。

次に第三の方法としては諸協定條約の期限と效力發生を同時にすることである。諸協定條約の期限を區々にして置くと、一國との條約を失効しても、その國は最惠國條款により無條件に他の諸條約の利益に均霑するに反し、自國は相手國に對し何等條約上の利益が得られなくなる。例で云へばドイツがスイスと條約を結んで居る際に、ドイツがスイスとの條約だけで破棄されると、スイスはドイツに對して何等の利益を與へずに、ドイツに於て協定稅率の利益を全部受けることが出来る。かゝる弊害を防止する爲に前述の如くドイツはオーストリア・ハンガリー、スイス、ロシア、日本等一切の國との條約は總べて同一の期限に廢棄し得べきこととした。

第四の方法としては最惠國條款適用の範圍を制限することである。協定關稅制度の特色は無條件最惠國條款の件ふことであるが、この場合國定關稅制度を採用する國に對しては不當の利益を與へることになるから、是等の國に對しては最惠國待遇を限定し、特定物品だけに最惠國待遇を與へる方法を採用する。例へば日本とスペインとの條約では最惠國待遇の範圍は、約十數品の品物に限られた。或は更に進んでスペイン、ポルトガル間の關係は最惠國條款の除外例として居る。同様スエーデン、ノルウェー、デンマーク等のバルチック諸國間の關係は一般に最惠國條款の除外例として居る。日本に於ても理想として列國との條約中に、滿洲國及支那に與へた利益は最惠國條款の除外例にすると云ふ方針を執りつゝある。併し此方針は未だ十分に貫徹されて居ない。

第五節 複關稅制度

複關稅制度は國定關稅制度の一つの態様であつて、最高稅率と最低稅率との二より成る。最高稅率は一名之を一般稅率と言ひ、原則として無條約國よりの輸入品に適用される。是に反して條約國の生産品に對して、其の條約の規定に基づいて一部又は全部の最低稅率を付與するのである。換言すれば最低稅率は條約國稅率である。併し條約國と雖も、其の自國に與ふる關稅待遇の如何に依り、一部又は全部の最低稅率を受け他の物品は一般稅率を受くるのである。無條約國の場合に於ては最高稅率が適用されるのが原則である。併し條約のない場合に於ても、國法を以て最低稅率の全部又は一部を與へることが出来る。例へばフランスは千八百九十二年以來複關稅法を採用して居るが、イギリスが自由貿易國であると云ふ理由に依つて、フランスの國法に依り英國生産品には最低稅率の全部を付與し來たつた。又支那品は佛支條約に依り最惠國待遇を佛國に於て受けぬがフランスは支那産の生絲及極東産の絹織物に對してのみ最低稅率を課して居る。日本は陸奥條約改正前は支那と同様であつたが、陸奥條約に依つて初めてフランスに於て最低稅率全部の適用を受くることとなつた。

最高稅率と最低稅率の中間に中間稅率なるものを設ける場合がある。其の中間稅率は條約に依つて特定國の特定商品に之を付與するものである。例へば戰後フランスが米國よりの輸入品の大部分の商品に對しては最低稅率を與へたが、殘部の少數の物品に對しては中間稅率を與へ、更に少數の物品に對しては最高稅率を與へた。フランスとアメリカとは第一次歐洲大戰後（大戰前も同様）無條約關係にあつたが、右無條約關係のまゝに放棄する

と、アメリカの生産品はフランスに於て全部最高税率を受けることとなるので、外交交渉の結果條約を締結し、米國はフランスに對し最惠國待遇を與へると共に、フランスに於ては最低税率の大部分を受け、佛國産業上支障あるものに對しては中間税率又は最高税率にて満足することとした。而しハル五惠條約成立後初めてフランスはアメリカに對して最低税率の全部を與へることになった。

チエツコ、ポーランド等の國は、大戰後に於て爲替下落が非常に甚だしかつたから、フランスは是等の諸國に對しては、政治上の同盟國に拘らず、中間税率を與ふることを原則として、少數物品に對して最低税率を與へた。更に歐洲大戰前、フランスはイタリーの絹織物に對して百キログラム六百フランの中間税率を付與した。當時フランスの一般絹織物に對する最高税率は九百フラン、最低税率は四百五十フランであつた。イタリーは最惠國待遇を要求したが、フランスは是に應ぜず、一兩年間關稅戰爭を行つた後、イタリーの絹織物に對しては中間税率の六百フランを與へることに依つて關稅戰爭が終了した。日本は極東産絹織物なる特別税目に依り、絹紬、富士絹に對しては最低税率四百フラン、他の一般の絹織物に對しては九百フラン（最高税率は何れも千五百フラン）の適用を受けた。此の關係が今日まで繼續して居る。絹紬、富士絹のやうな加工程度の少いもの即ちフランス絹織物業の材料となるものに對しては、イタリー及びスイス産よりも安い關稅を課するが、一般の日本産絹織物は九百フランと云ふが如く、スキス、イタリーよりも重稅を課するのである。

抑々複關稅法が千八百九十二年フランスに於て採用された原因は、前述した如く、千八百七十年のフランクフルト平和條約第十一條に依り、對手國生産品に對し相互に最惠國待遇が規定された爲めである。ドイツは千八百

七十八年の關稅法に依り保護を目的とする單一關稅制度を採つた。従つてフランクフルトの平和條約第十一條に依りフランスは何等の利益を得ないに拘らず、ドイツは此の條約に依つて、フランスが多數の國に與へた協定税率に均霑することになった。斯くフランスは偏務的に不利益を受くこととなつたから、之を匡正せんが爲に、複關稅法を採用したのである。此の複關稅法制度は協定税率制度と國定税率制度の不利益を免れることが出来るから、其の後スペイン、ギリシヤ、セルビア等に於ても複關稅法を採用し、最近はイタリーも複關稅法を採用するやうになつた。ドイツは千九百二年の新關稅法に於て、國定協定稅制を採用したが、裸麥、大麥、燕麥、小麥此の四種類に對しては複關稅法を採用した。豫め條約を以て協定し得べき最低の限度を定め裸麥、燕麥に對しては百キロに付五マーク、大麥、小麥に對しては四マーク半と云ふことに定つた。歐洲大戰後になると前述の如くイタリーの外、濠洲、カナダ、南阿聯邦に於ても複關稅法を採用した。是が爲現在のカナダ、濠洲、南阿に於ては三重關稅制度である。即ち最高、最低、特惠關稅の三重關稅制度となつてゐる。是に反して歐洲大戰前複關稅法を採用したロシア、ノルウェー、ブラジルは現在之を廢止してゐるが、是等諸國の複關稅制は報復關稅に類するものであつた。又千九百十三年の米國に於けるアンダーウッド・シモンズ關稅法は複關稅法とは言ふが之も事實報復關稅であつた。

然らば、複關稅法には如何なる利益があるか。前述した如く、最低税率以下は税率を下げない故、國定關稅制の利益を保有することが出来る。其の代り不利益は最低税率以下に如何なる場合でも引下げ得ないが故、條約談判に困難を來たし、是が爲に關稅戰爭を惹起する場合が多い。現にフランスに於て複關稅法採用以後、スキス、

イタリー、スペイン等と關稅戰爭をなし、關稅戰爭の結果已むを得ず此の最低稅率を引下げた場合がある。斯様に最低稅率以下に協定出來ないことになると、條約交渉上不便であるから、大戰後のフランスの複關稅法(現行)並にギリシヤ、セルヴィヤ等の複關稅制度に於ては最低稅率以下の協定稅率を認めた。かくて複關稅制は、國定協定制度に近いものとなつた。日本に於ても、明治四十四年の小村條約改正の際に於て複關稅法採用が外務省側の方面の意見であつたが、大藏省方面の反對により之を採用しなかつた。其の反對の理由は關稅制度の伸縮性を妨げると云ふ點にあつた。かくて、明治四十四年の關稅は國定協定制度に依つた譯である。又最低稅率を定め夫れ以下に稅率を引下げぬこととするときは條約締結權に制限を加へるものであるから憲法違反であると云ふやうな議論もあつた。今日は當時と情勢が異なるが、自分は依然日本は複關稅法を採用すべきであると考へて居る。

前述の如く複關稅法の利益は、最高と最低と定めて、原則としては條約に依つて最低稅率以下に引下げることがないから、一國産業が受くべき保護の限度が示されて居る。一國産業は如何なる場合に於てもその最低稅率以下にその保護を減縮せられる心配がないことになる。然るに國定協定制度の場合であると、條約に依り關稅がどの程度まで引下げらるゝか不明である。無制限に引下げられる危険がある。即ち國內産業保護の上に於て複關稅法は利益である。然るにその不利益は條約交渉の限度が示してあるから、その限度以下に稅率を引下げることが禁止されて居る。これが爲に各國との交渉上行詰りを生じて關稅戰爭になるやうな場合がある。現に佛蘭西は數次の關稅戰爭を経て、最低稅率を或る程度迄引下げた。唯この引下げた場合に於て國定協定稅率制度と違ふ點は、國定協定稅率の場合に於ては條約に依つて引下げたものをその儘條約として出せば國法上關稅が自動的に引

下ることになる。之に反して複關稅法の場合に於ては法律で最低稅率が決つて居るのであるから、その最低稅率以下に引下げられる場合に於ては、先づ法律を以て條約で定めた協定稅率を法律案として議會に出す、即ち最低稅率の改正案、議會に出すこととなる。それ故この場合に於ても最低稅率は條約上束縛されてゐないのであつて、條約上は最低稅率を賦與すべしといふ事だけなのである。尤も若し最低稅率を引上げる場合に於ては相手國は條約締結の際の約束に反するとして條約の廢棄を申込むことになる。隨て一般に條約は短期の豫告で廢棄出來ることになつて居る。即ち佛蘭西と各國との條約は總て六ヶ月の豫告を以て關稅事項を廢棄することが出來ることになつて居る。日佛條約もその一例である。換言すれば複關稅法に依ると最低稅率賦與を約束するのであつて、最低稅率を引上げた場合に於ては條約談判の基礎となつた最低稅率が動搖することになるのであるから條約廢棄の自由を有することになつて居る。従て通商條約上から言ふと複關稅法は條約の安定を缺くものである、幾ら決めて置いても役に立たないのである。其の利益は前に述べた通り內國産業上十分の保護を與へることの外に、若し無條約なる場合に於ては相手國は最高稅率を受け貿易上非常な不利な地位となるから、これが爲に相手國は複關稅國との間に無條約關係に陥ることを成るべく回避せんとする點である。即ち複關稅法は無條約關係を防止し得る利益がある。

日本は明治四十四年の條約改正に依つて國定協定稅制を採用したけれども、その後英吉利との協定稅率を廢止し、更に獨逸の協定稅率は戰爭に依つて消滅した爲に、残るのは僅に佛蘭西及び伊太利との協定稅率のみである。而もその協定稅率の範圍は贅澤品等に限定されて極く僅少である。これが爲に各國は日本との間に條約を締

結しても、しなくても、大なる利害關係がないことになる。例へば日米間が無條約になつても、その米國に對する影響は、自動車、罐詰等の關稅が引上がる程度であつて米國は大した不利を受けない。それ故日本の現状の如く協定稅率の數が少い場合に於ては、複關稅制を採用し、四百を超える日本關稅定率法の有稅品目全部に最高と最低稅率を設けることが有利である。かくすれば、亞米利加側に於て無條約關係にすると、最高稅率を適用せらるゝことになるから、之れを忌避せんが爲めに容易に日本に對し條約廢棄を申込み得ないこととなるのである。それで無條約關係を防止する爲め自分は永い間複關稅制を採用すべしといふ議論を主張して來たのである。殊に昭和七年日本、印度間の通商交渉の際、又その後佛領印度支那及濠洲との條約交渉の際に於ても是等の諸國は日本との間の無條約關係になることを少しも恐れないから條約交渉は甚だしく不便であつた。かゝる場合若し日本の方で全般的複關稅法を採用して居た場合には、印度でも、印度支那でも、濠洲でも、亞米利加でも、英吉利でも日本に對して易々と條約廢棄を申込みことは出來ない。この證據に基づいて、自分は日本は宜しく複關稅法を採用すべしといふ議論を長く唱へて居た。昭和十二年一月馬場藏相は吾々の意見を採用して特定の百數十品目に對して複關稅法を設けることに決しその法案を議會に提出した。吾々はその複關稅制度の百數十税目に限定され、全般的ならざるを以て不充分なりと考へたが無きに優るものとした。然るにこの馬場藏相案も間もなく廣田内閣が互壞した爲に遂に成立を見ずして終つたのは甚だ遺憾である。

第六節 特惠關稅制度

特惠關稅制度は或る獨立の關稅制度を有する國が、自國と特別の政治經濟上の關係を有する他の關稅制度を有する國の生産物に對して一般關稅率よりも低い特惠的稅率を適用する制度である。例へば英本國は英帝國內に包含されて居る所に加奈陀、濠洲、ニュー・ジールランド、南阿聯邦及び印度、乃至は英吉利の直轄植民地より輸入せられる生産物に對して、他の一般外國のそれよりも低き關稅率を課する如きは最も著しき例である。その他北米合衆國は比律賓及びキューバに對して特惠關稅を付與して居る。又歐洲大戰前ブラジルが北米合衆國よりの生産物に對して特惠關稅を付與したことがある。その他アルゼンチンがウルグアイ又はパラグアイと相互の間に特惠關稅を設定したこともある。西班牙、葡萄牙相互間、バルチック諸邦間、瑞典、諾威、丁抹の三國間に特惠關稅を設定したこともある。それから今日のソヴェート聯邦と舊露西亞帝國の一部を成したる諸國、即ち芬蘭、エストニア、ラトヴィヤ、リトワニヤ間には今日でも特惠稅率を設定し得るの自由を有し或程度まで實行して居る。同様に舊埃地利・洪牙利の構成國相互間、例へば、埃地利、チエツコ、セルビヤ、洪牙利、ルーマニヤ間、即ち所謂ダニュープ河流域諸國間に特惠關稅を設定せんと云ふ運動があつた。土耳其と舊土耳其帝國の一部を成したる諸國、即ちシリヤ、イラク、パレスタイン、トランス・ジオルダニヤ、埃及等との間に特惠稅率を設定する權利を土耳其は講和條約に伴ふ通商條約中に於て留保して居る。それから舊露西亞帝國と亞細亞陸境諸國、即ちペルシヤ、土耳其、支那(滿洲を含む)、アフガニスタンとの間に於ては陸境特別關稅を設定して居た。ソヴェート聯邦は通商條約中に於て舊露西亞帝國同様の權利を主張して居る。之が陸境特惠關稅制度といふものである。これは滿洲と朝鮮等の間に於ても行はれたことがある。

(註) 關税は陸から輸入される場合に於ても、海から輸入される場合に於ても同一の關税を課するを以て原則とするのである。併し特殊の經濟的地理的理由のある場合に於ては、陸境輸入物に對して特殊の例外を設けても差支へないことが今日の國際法になつて居る。即ち海港制度に關する一九二三年十一月十五日成立の國際條約第七條には此の意味の規定がある。この規定に依つても日本と滿洲國間及び滿洲國と支那との陸境には特別の税率を設定することが出来よう。即ち條約上から見ても日本と支那との間又滿洲國と日本との間に一般的に特惠關税を設定することが困難であるとしても、少くも日本と滿洲國との陸境又滿洲國と支那との陸境に於て特惠關税を設定することは國際法上異存なき所であると考へられる。併し今日の時勢になると寧ろ一步進んで日本と滿洲との間に關税同盟を結び、滿洲と支那との間に於て特惠關税を設定し、更に日本と支那との間に於て國防上必要な範圍内に於て特別關税の設定といふ所まで進まなければならぬと思ふ。併し世の論者は此處まで國際法上の研究が届いて居らぬから直に日滿支經濟ブロックを主張して居るが、其の實體が判明せぬ故に亞米利加、英吉利その他の國から根本的の反對を受けて居るのである。

餘談であるが今日ソヴェートは獨ソ不可侵條約の結果として前述した舊露西亞帝國の一部を成して居た方面に對して軍事上經濟上特別の權利を主張しつゝある。今これ等國民の特性を説明するとその政治外交關係が判明するであらう。これ等の小國が何故バルチック沿岸に出来たかと言ふと、これは獨逸の方から見ても亦英佛から見ても人種宗教を基礎とし露西亞と波蘭との間、或は露西亞と獨逸との間尙適切に言へば露西亞と西歐文明諸國との間に障壁を造らんが爲である。波蘭までは所謂スラヴ人種で純然たる西歐文明國と言ふことは出来ない。西歐文明擁護の先鋒即ち西歐文明諸國中一番東に位するものはジャーマン民族である。そのジャーマン民族が徐々に北東に伸び、所謂中世紀時代の自由都市といふやうなものをバルチック沿岸に造つたのである。ラトヴィヤの首府のリガでも、エストニアの首府のレバルでも總べて獨逸の文化そのものである。獨逸文化の特色は宗教上から言ふとプロテスタントである。併しこれ等の地域へは斯くの如く中世以後獨逸の文化が南西より浸潤して來た以前、即ち紀元後一世紀から五世紀の間に羅馬帝國の文化が北上して來たのである。其の西方よりせる

ものが西羅馬帝國の文化を代表するカトリックであり、其の東方より北上せるものがユスチニヤン皇帝により代表されるビザンチムスの正教文化である。かくて、これ等の地域は東方にビザンチムスの文化を受けた大露西亞、白露西亞及ウクライナ、更に南へ下つてルーマニア、ブルガリヤ、セルビヤ、希臘と正教國が續くこととなり、西の方にはポーランドより南、奧地利、洪牙利、伊太利とカトリック教國が伸びたわけである。そのカトリックに對する改革がルーテルの改革運動となつて現はれ、新教徒なるものが獨逸を中心にして生れ、その影響が和蘭、丁抹、瑞典、諸威、フィンランド及びバルト諸國に及んだのである。斯の如く歐羅巴は宗教上三つのゾーンに別れたのである。又民族的には東の方から先づスラヴ民族が來り、次に洪牙利民族が來り、次に芬蘭民族、更に回教徒の亞刺比亞民族及土耳其民族がやつて來て、茲に歐羅巴は宗教と民族との交錯により各種の國家が出来たのである。それで其の交錯點に當るバルチック諸邦中でもエストニア國は芬蘭國と共に東方より來た蠻族であつたが瑞典の文化を受けた新教徒であり、又ラトヴィヤは民族的には同様東方民族ではあるが洪牙利と同様にジャーマン文化の影響を最も受けたプロテスタントであり、リトヴィヤはカトリックの影響を受け又民族的にも波蘭と最も近接して居るわけである。隨て政治的に言へば佛蘭西はカトリックを中心とする波蘭を盛立て、獨逸民族とスラヴ民族の間に障壁を設けようとし、獨逸又はソ聯から言へばその間に小さなカトリック教國の小障壁を作ること宜しいけれども、大波蘭國を作る必要はないわけである。故に波蘭國は現在中央がカトリックの波蘭民族、西方にプロテスタントのジャーマン民族、而して東方にオーストリアの白露人とウクライナ人とに占められて居るから基礎が薄弱である。従つて白露とウクライナ人の方面のオーストリア教徒の地域は露西亞が之を併合せんことを欲し、西方の新教徒のジャーマン民族の地域は獨逸が回復せんとするのである。中に残つたカトリック教徒の波蘭がバッファーステイトとして永久に残るかどうかといふ事が最近の問題である。斯の如く歐羅巴の關係といふものは宗教人種を基礎にして澤山の國家が出来て居るのであるが、これが或一民族の強弱に依り、時代に依り、色々國境が變るわけである。而してその新しい國境が出来た場合に經濟上の不便を免れ、又政治上の目的から特惠關税制を生ずるに至るのである。

次に注意すべきことは特惠關稅が無條件最惠國待遇の除外例たるか否やと云ふことである。國際法上から見、又商業政策の上から見て無條件最惠國待遇は特惠稅率に適用されないと云ふ論が強いのである。故に日本と英吉利との條約に於て最惠國待遇が保障されて居ても日本は英吉利が印度、加奈陀に與へた特惠に均霑することは出来ぬし、又印度が英吉利生産物に與へた特惠稅率に均霑出来ないと云ふのである。同様に亞米利加はハル互惠協定に依り無條件最惠國待遇を採用したけれども、亞米利加がキューバ、又は比律賓に與へた特惠稅率には何れの國にも均霑を許さないのである。併し右非均霑論は英米の主義であり吾人は是を承認することが出来ない。この非均霑論は最惠國條款發達の歴史上から見ると餘程疑問がある。最惠國條款の對象は前述した如く、ネーション即ち一つの民族又は國家である。最惠國約款の始めて考へ出された中世の時代には民族と云ふ觀念と國家の夫れと一體を成して居た。未だステートといふ觀念は中世時代には發達してゐなかつた。ネーションと云へば印度もネーションであれば加奈陀もネーションである。英本國も一ネーションである。従つて最惠國待遇の觀念から云へば印度といふネーションが英本國とか加奈陀とかいふ他の一つのネーションに與へた特惠は最惠國待遇により當然締約國たる日本に均霑せしめざるを得ない。かく考へ來れば特惠關稅の觀念は無條件最惠國待遇の觀念と全く背反するとして差支へない。現に英帝國特惠關稅制は十九世紀の後半殊に歐洲大戰後發達したのであつて、それ以前には英吉利本國は勿論加奈陀も濠洲も特惠稅率なるものを設定せず、印度、加奈陀等は英本國品等に對しても日本品等と同様の關稅を課して居たのである。然るに十九世紀の後半に至り獨逸の通商勃興と同時に英吉利が防衛上自己の政治的グループ中に包含せらるゝ英帝國內各國間に特惠關係を設定することゝなつたのであ

る。而してその特惠關係は一九三二年のオツタワ會議に依つて完成したものである。

(註) 朝鮮、臺灣に於けるが如く日本と一つの關稅地域を爲した場合に特惠關稅制の場合と同視すべきでない。朝鮮、臺灣は日本から見れば政治上の一つの別のネーションであるが、關稅上から見ると一つの關稅地域を爲して居る。英本國と印度、加奈陀等との間、又米本國と比律賓及玖瑪との場合に於けるが如く、各國が特異の關稅制度を有して居るものではない。即ち日本の關稅定率そのものが朝鮮臺灣に適用されて居るわけである。關稅地域なる觀念と國家なる觀念とは必ずしも一致しない。英帝國は各構成國が特殊の關稅制度を有して居り、英本國、加奈陀、印度は各々別の關稅定率法を有してゐる。故に關稅制度上から言へば英帝國は多くの國に分れて居るわけである。かやうに一つの關稅制度を有するものは一つのネーションとして無條件最惠國待遇の範圍に入るべきものである。

それが故オツタワ經濟會議後英本國は諸外國と結んだ條約中に於て無條件最惠國待遇を規定する場合には特別の解釋的條文を附記して居る。條文中に最惠國待遇の利益は英帝國の構成部分に與へた特惠には適用すべきものにあらずと定めてゐる。かゝる規定がないとするならば例へば英本國は印度から輸入する紅茶に對し日本の紅茶に比して安い關稅を課することは出来ぬ筈である。日印通商條約改訂の際にも英吉利は斯の如き條項の挿入を日本に求めた。日本は之れが對償として、日本が滿洲國に對して與ふる利益を最惠國條款適用の例外とする規定の挿入を希望したのである。印度側に於ては日本に輸出する銑鐵以外の物品については日本が滿洲國に特惠を與へても異存無き旨回答して來たが、結局議纏らず、特惠關稅と最惠國待遇との關係に關する規定は此の日印通商條約の中から削除されたまゝで調印を終つたのである。今日實際問題として英領印度は英國の生産物たる綿織物その他の數品に對して特惠關稅を與へて居るが、日本は滿洲國の生産物に對しては未だ何等の特惠を與へてゐぬ。

然らば特惠關稅は如何なる場合に之を實行して差支なきやと言ふに、一般の國際法上の解釋としては相互間に國防上經濟上不可分の關係を必要とする場合に限るものと見られて居る。例へば英吉利と英帝國內、又キューバと亞米利加、亞米利加と比律賓間の如くである。日本と滿洲國との間も右に類すべき關係にあることは明らかである。前述した如く日本と滿洲國との關係は更に一步を進めて關稅同盟を結ぶべきものであつて特惠關稅の實行は既に時期後れたものと思考する。尤も政府に於ては未だ經濟上外交上の議論が進まぬ爲か日本は滿洲國に對して特惠關稅を付與することすら議が進んで居ない。従つて滿洲の鐵でも小麥でも材木でも日本に於ては外國の生産物と同様の待遇を受けて居るわけである。滿洲國に對しては多大の國費を使つて滿洲を開發するに拘らず滿洲國に於て出來上つた小麥、材木、バルブ、鐵といふものが日本に來る場合に於て亞米利加、英吉利のものと同様の待遇を受けるといふやうな馬鹿なことが今も猶行はれて居るのである。これは貿易省でも出來れば逸早く解決すべき問題であらうと思ふ。

次に特惠關稅の利害について述べる。その利益としては大經濟單位としての利益である。國民經濟は恰も樽に入れた水の如くその樽が大きければ大きいだけ、その間に經濟活動の自由が行はれるわけである。若し世界各國家間に自由に商品の輸出入が行はれ、更に經濟活動なり、人民の往來なりが恰も國境なきが如く自由であるならば、これ程結構なことはないが、かゝる事は言ふべくして行はれないから、せめて自己の國防上經濟上不可分の關係ある地域のみ特惠的の利益を設定すべしと云ふのが特惠關稅制度である。即ち特惠關稅に依つて大經濟單位の利益を享受することが出来る。日本と滿洲國との間に特惠關稅を設定するならば滿洲と日本とが所謂經濟ブ

ロックになつて、滿洲の石炭でも、鐵でも、木材でも、安く日本に輸入することが出来る。併しながら關稅同盟となると日本、滿洲國間の勞銀、生活程度、租稅負擔の差異の結果自然生産費の安い滿洲の原始産業等が日本の同種産業に對して打撃を與へ、又滿洲側から云つても日本の優良なる製造工業に依つてヤング・インダストリーを保護することが出来ない恐れがある。此の關稅同盟の缺陷を除き、而も或程度の大經濟單位の利益を得せしむるものが特惠關稅であり、隨つてこの特惠關稅は兩國間の産業の發達程度の異なる爲に關稅同盟が不便を生ずる場合にそれを調整する處置として行はれるものである。

然らばその害は何であるかと言ふと、何と言つても或特惠關係を二國又は三國間に作るのであるから列國の之に對する反對は甚だしい。英帝國の特惠關稅の成立は今日の世界不景氣の一原因となり、世界のエコノミック・ナシヨナリズムの形勢を助長することゝなつた。又これが爲に日本は滿洲及び支那に對し武力的經濟進出を餘儀なくせしめられ、獨逸の波蘭、チェッコその他の方面に對する武力的經濟進出を不可避的ならしめられた。従つて國際通商の觀念から云へば特惠關稅は面白からざるものである。又今日に於ける特惠關稅は一八六〇年以來世界の通商増進に貢獻した最惠國待遇の效力を失はしむるものである。

英帝國特惠關稅制度は前述の如く歐洲大戰前獨逸又は北米合衆國の産業發達の爲に英國産業が多大の脅威を受け、之を防護する爲に出來たものである。英吉利政府は先づ産業防護法を施行したが、それのみでは英吉利商品の輸出を確保することが出來ず、これが爲に自己の勢力範圍内である英帝國內の各方面に向つて特惠關稅の施行を求むるに至つた。之が爲今日英吉利の輸出貿易は半分は英帝國、他の半分は諸外國といふやうな状態になつた

のである。蓋し英吉利は一八六〇年以後無條件最惠待遇を採用し、獨逸なり佛蘭西なりが他の諸外國に與へた所の稅率に對し無償に均霑することにしたのである。即ち無條件最惠待遇といふ事は英吉利の自由貿易主義を擁護する一つの方便であつたのである。然るに獨逸は關稅率に對して所謂稅率細分化を行つた爲に無條件最惠國待遇に依つては英吉利は大なる利益を得られぬやうになつた。更に亦佛蘭西は複關稅法を採用したので英吉利の受ける利益は最低稅率に過ぎなくなつた。亞米利加は國定稅率主義を採つて英吉利に何等の利益を得させない。かくて十九世紀の後半期に於ては段々英吉利の輸出貿易は減少し他の新興國の勃興に追従することが出来なくなつた。茲に於てオースティン・チェンバレンが特惠關稅制を主張し、一九〇二年の英帝國會議に於て初めて自治領相互間及び自治領が偏務的に英本國の生産物に對して特惠を付與することになつたのである。英吉利本國に於ては特惠關稅は自由貿易の傳統に背くといふのでチェンバレンの力を以てしても中々實行に至らなかつた。殊にその實行を妨げた者は之が爲穀物關稅の實施を恐れた英吉利の勞働者であつた。そこで先づ特惠關稅を利用したのは加奈陀と濠洲であり、續いて南阿である。本國に對し偏務的に特惠を與へた理由は英本國は加奈陀、濠洲の國防のため莫大なる海軍費を費つて居るが故、その報償として偏務的に自治領から特惠的利益を受けると云ふ觀念である。南阿聯邦は現在に於ては和蘭人が大多數を占めて居る故英本國に對する特惠關稅の程度は僅かであり、又動もすればこれより脱退せんとして居る。斯くの如く英國の特惠關稅といふものは政治的關係がその背後にあつたので出来上つたのである。

その後一九〇六年には英本國に於て總選舉がありチェンバレン一派の保守黨が失敗し、勞働黨が勝利を得たの

で、結局歐洲大戰前に於ては特惠關稅は英本國に於て利用せられずに終つたのである。然るに歐洲大戰が始り、國防上一體を成して居る英帝國は經濟上及び食糧品の供給に於ても密接なる一つのブロックを作らなければならぬといふ觀念を生ずると同時に、勞働黨も戰後の不景氣の來襲と共に英吉利の産業を保護する爲に特惠關稅制の必要を認むるに至り、その結果初めて一九一九年に英本國に於ても特惠關稅が制定せられたのである。更に一九三二年八月二十日オッタワ會議に於て右制度を擴大し今日に及んで居るのである。

(註) 一九三五年の十一月五日亞米利加、加奈陀間、更に最近英米間に互惠協定が締結された。この英米の互惠關稅と英吉利の特惠關稅とは相剋關係にある。加奈陀と英吉利との特惠關稅から云へば、加奈陀は東西に亘る大きな領土であつて、放任して置けば加奈陀の生産物は英本國へ行かずに亞米利加へ流入する。加奈陀の小麥、材木は英本國へ行かずに南へ行く。又綿織物、鐵、機械の如きは英本國から輸入せずに亞米利加から輸入するに至り、米國と加奈陀は遂には經濟上一體を成すのが自然である。そこで政治上の關係から加奈陀に於ては鐵道の如きも東西の鐵道を獎勵し南北の鐵道は成るべく之を壓迫した。かくすると自然英米間及び亞米利加、加奈陀間には紛争を生じ亞米利加と加奈陀との間は久しきに亘る無條約狀態になつた。之が爲亞米利加の品物は加奈陀に於ては中間稅率の利益に浴しなかつた。加奈陀は前述したる如く一般稅率、特惠稅率、中間稅率の三本立てである。然るに戰後英米が次第に接近し、恰も英米は同盟國のやうな關係になり、これが爲に日英同盟も英吉利は亞米利加の反對に遭つて廢棄するといふやうな事態を生じた。依つて一九三四年ハル互惠關稅法が成立すると逸早く亞米利加と加奈陀との間に互惠關稅協定の交渉が行はれ、一九三五年に廣汎なる互惠協定が兩國間に成立した。かくなると英本國は恰も取殘された形となつたがため英米間にも互惠關稅協定を結び、亞米利加、英吉利、加奈陀三國間に於て各自生産品の販路を調節することゝなつた。亞米利加も加奈陀も農産國でその販路たる英本國に於て相互に競争して居たのを英米互惠協定に依つて按排した。これ等は互惠協定であるから無條件最惠國待遇に依つて第三國の均霑し得べき筋合

のものであるけれども、前述の如く、關稅上の税目細分化により、第三國の利するところは非常に少く、事實に於ては英米加奈陀間の特惠關稅制定と同じやうなことをなつた。右英米加奈陀間に生じた一種の經濟ブロックは更に政治ブロック化せんとするに至つてゐる。

尤も英吉利に於ても輸出額の半分は依然特惠關稅國以外に振向けられてゐるのであるから、特惠國のみを特に保護するわけに行かぬといふ議論が次第に強くなりつゝある。即ち亞米利加に於ても英吉利に於ても通商自由主義の傾向が相當増進しつゝあつたところが、今次の歐洲大戰に依り復ブロック的制限傾向を生じつゝあることは已むを得ぬと考へられる。

斯くの如く無條件最惠國待遇、特惠關稅、更に關稅同盟といふものは時代の趨向に依つて色々の形を以て現れて來る。それを學問的に言ふならば色々議論も出るであらうが、實際の經濟政策としては世界の大勢よりこれ等を論ずる外方法がない。特惠關稅論者から云へば、英吉利が一九一九年特惠關稅を採用した以後に於てその貿易の増進率は特惠關稅國向けが一般諸國向より多い。その點から言ふと特惠關稅は有利のやうに思はれるが、或程度まで行くと、特惠諸國向け貿易の増進は停止するに至る。英國としては全世界的に貿易の増進を計ることを考へなければならぬと云ふのが反對論である。

(註) 日滿支經濟ブロックに付ても、日滿支特惠關稅を設定することが利益であるといふ議論が成立つと同時に、日滿支經濟ブロックの利益も亦限定されたものであつて、その限度以上は第三國への貿易を増進しなければならぬ。實際問題としても支那事變を處理する爲には外國から武器彈藥なり、生活必需品なりを輸入しなければならず、それが爲には外貨を必要とする。その外貨を得る爲にはどうしても第三國に品物を輸出しなければならぬ。外貨獲得のためには日滿支への輸出、所謂關稅同盟

ブロックへの輸出では役に立たぬ。即ち日本は今日滿支に物を輸出するよりか滿支より多く輸入することを考へなければならぬ。つまり日滿支に關する限りは或程度迄輸出を制限して輸出入關係を圓滑にしなければならぬことになつた。即ち滿支と日本との貿易が輸出と輸入と互に調節されて共に増進するならば非常に結構であるが、滿支は建設の途中であるから必ず輸入超過にならざるを得ない。輸入超過國である以上滿支に對し何處かの國が輸出超過でなければならぬ。この場合輸出超過といふことは物資か外資の形で決済されねばならぬ。従つて滿支開發に付き日本よりは勿論亞米利加なり、英吉利なりから資本を輸入することをも考へなければならぬ。かくなると滿支に對する經濟ブロックの觀念を判然としなければならぬ。これが今日日本に課せられて居る外交上の大問題である。かゝる事を決めて掛らぬことには日米新條約の締結も出來ぬし、亞米利加や英吉利との間の國交の調整も出來ない。

第七節 關稅同盟

關稅同盟とは二箇又は二箇以上の政治的獨立を有する國家が同一關稅制度内に包含せらるゝを言ふ。二個以上の政治的獨立を有する國家により形成せらるゝことが要點であるから朝鮮併合後十ヶ年の大正九年に至り、併合前に於ける關稅協定制度を廢止して朝鮮に日本の關稅定率法をそのまま適用したのであるがこれは關稅同盟ではない。殖民地たる朝鮮が日本と同一の關稅地域に包含せられるに至つたに過ぎない。政治的には同一の國家に於ても、地域別に異なる關稅制度を有する場合が多い。英帝國はその著例である。又北米合衆國とフィリッピンとは別の關稅制度を有して居る。斯くの如き別々の關稅制度を有する同一の獨立國家内の二個以上の地域が一關稅地域に併合される場合は關稅同盟ではない。關稅同盟と言へば、例へば日本と滿洲國とか或は日本と支那とか、

二個以上の政治的獨立を有する國家が同一の關稅制度内に包含せられるものでなければならぬ。一八一九年以來プロシヤを中心として北獨逸諸聯邦間に關稅同盟が締結された。所謂北獨逸關稅同盟は歴史上有名である。

關稅同盟が成立すると同盟國內には總べて同一の關稅定率法を實施することになる。同盟國間に於ては原則として關稅障壁を撤廢せられ關稅同盟が一つのエコノミック・ユニットとなる。一八三四年に獨逸關稅同盟には十八の聯邦があつて、その人口が三百萬と稱せられたが、爾後次第に擴張せられ、一八五〇年には、奧地利を除き、獨逸の全部の聯邦が北獨逸關稅同盟に加入した。一八七〇年の普佛戰爭に於て、プロシヤがナポレオン三世を破つた結果一八七一年に獨逸帝國が誕生し、この獨逸帝國が關稅同盟を包含することになつた。獨逸帝國になると關稅同盟は自動的に消滅する。何故ならば諸聯邦が統合せられて一帝國となり各聯邦はもはや對外的に政治的獨立を有しないからである。關稅同盟時代に於て獨逸は比較的税率なる關稅を一般的に適用し、製造品が一分、原料品が五分又は無稅であつた。之に反して砂糖とか珈琲等の所謂コロニアル・プロデュース（コロニアル・プロデュースとは殖民地にて生産したる物産の意ではなく、熱帯地方に生ずる砂糖、珈琲、胡椒等を總稱する）に對して消費關稅を課した。蓋し一八六〇年前後は所謂自由貿易主義の華やかなりし時代であるから獨逸關稅同盟に於ても比較的税率なる關稅を課してゐた。然るにこの比較的税率の關稅を課して居つた農業國時代の獨逸に於てフレデリック・リストが現はれ、一八四一年に彼の有名なる「國民主義經濟學」なるの書を著し、獨逸帝國の統一を叫んだ。即ちフレデリック・リストの經濟學理は經濟學の一派であると同時に獨逸民族の政治的統一を目的としたものである。而して彼の議論は一八七一年遂に勝利を得、茲に獨逸帝國の成立を見たのである。

(註) 獨逸民族はもとゴールといふ野蠻な民族であつたものが、段々ローマの文化を受継ぎ、後になつてローマ法王の特別の庇護に依り、獨逸民族を中心としてシヤアレマン大帝の下にローマン・エンバイヤが成立した。そのローマン・エンバイヤの主義を受継ぎ、獨逸民族を統一し、帝國を樹立せん事をフレデリック・リストが主張した。その主張が、勝を占めて一八七一年には獨逸帝國が成立した。シヤアレマン大帝のローマン・エンバイヤが第一帝國であり、一八七一年ビスマルク宰相當時統一された獨逸帝國が第二獨逸帝國で、現在のヒトラー下の獨逸が第三帝國と言はれる所以である。

一八七一年の獨逸帝國成立後獨逸に於てはフレデリック・リストの所謂幼稚產業保護論（ヤング・インダストリー・セオリー）が採用せられ、その基礎の上に新關稅法が出来た。初めは國定稅制であつたが、一八九〇年の佛蘭西の複關稅法採用以後は關稅國定主義に轉化して來た。又民族は違ふけれども、通商上重要な關係にあり且つその主權者が獨逸人である所のルクサンブルグとの間に關稅同盟を結んだ。かくルクサンブルグは獨逸の關稅同盟國であつたから例へば明治四十四年に締結された日獨通商條約は當然ルクサンブルグに適用された。

(註) ルクサンブルグは今次歐洲大戰のキー・ポイントたるザールブルグに隣接し、ザールブルグとルクサンブルグとアルサス・ローレン、この三つが一帶を成して鐵工業の中心をなして居る。即ちローレンには鐵鑛石が豊富であり、ザールには石炭がある。又ルクサンブルグは近接地域に於て石炭及び鐵が豊富に産出せられる。一九一九年のヴェルサイユ媾和條約に依つてルクサンブルグは獨逸帝國から離れてベルギーと關稅同盟を結ぶことになつた。爾後ルクサンブルグはベルギーの關稅同盟國であり、日本とベルギー間の通商航海條約はルクサンブルグにその儘適用されて居る。又一八七一年に獨逸帝國に割讓せられてゐた鐵鑛石の豊富なるアルサス・ローレンは一九一九年ヴェルサイユ媾和條約に依つて佛蘭西に復活した。アルサス・ローレンの鐵鑛石はザールの石炭を以てするにあらざれば之を精鍊することが困難である。かゝる故にザールブルグは暫くの間佛蘭西の行政地域に入れて居たわけである。即ち媾和條約實施後十五箇年間ザールは佛蘭西の關稅地域の中に入

つて居つた。併しザールの人民の多くは獨逸人であるから、ヒトラーが勢力を得ると同時に國際聯盟監視の下に人民投票を行ひ獨逸に復歸した。従つて現在ザールブルグは獨逸に屬し、ザールブルグと佛蘭西の北方との間に例のマチノ・ラインが敷かれてゐる。ルクサンブルグはベルギーの關稅同盟國であるから今次歐洲大戰前迄中立國として存在して居た。製鐵を以て甚だ有名である。民族的に言ふとアルサス・ローレンは佛蘭西人、ザールは獨逸人、ルクサンブルグはベルギー人で佛蘭西語を話してゐる。

シヤアレマン時代の第一獨逸帝國中に包含せられて居た墺地利は長い間獨逸聯邦の外にあつてプロシヤと對抗した。北獨逸關稅同盟の指導者であつたホーヘンツォレルン家のプロシヤに對して、墺地利のハプスブルグ家の皇帝は文化の程度に於ても、墺地利を中心とする南方が北方よりも發達してゐたから、容易に北方獨逸と一緒にならず、墺地利は一八五〇年以來獨逸關稅同盟から分離し、更に一八六六年に普墺戰爭の結果獨逸聯邦より分離した。一八六七年には墺地利と隣接する洪牙利と一緒になつて、墺地利洪牙利帝國としてハプスブルグ家の下に兩國内に同一の關稅制度を布くことになつた。これも關稅同盟ではない。何故ならば、洪牙利は外交上の獨立國でなかつたからである。併し對内的には立派な聯邦であつて、墺地利洪牙利帝國內に於て歐洲大戰前洪牙利は墺地利と同等の地位にあつた。即ちフランツ・ヨーゼフ皇帝は墺地利國の皇帝であり又洪牙利のキングであつた。洪牙利人は元來亞細亞から移動した蒙古人の末裔であり、非常に進取的の國民である。而して墺地利の西方、瑞西との間にリヒテンスタイン公國があり、墺地利洪牙利と關稅同盟を結んで居た。同公國は獨立國であるからである。リヒテンスタインは歐洲大戰後は瑞西聯邦と關稅同盟を結んだ。その後墺地利の勢力は段々弱化した爲獨逸との間に關稅同盟を締結せんとする氣運が段々熾烈になつた。墺地利は戰前は獨逸帝國に匹敵する所の大國であつたが、大戰後墺洪帝國は墺地利、チエツコ・スロバキヤ、洪牙利に分裂し、又その領土の大部分を南方は伊太利とユーゴスラビヤに、東方はルーマニヤに、又北方は例のガリシヤを波蘭に割取せられた。かくて、墺地利の經濟回復の趣旨から獨逸と墺地利との間に關稅同盟を結ばんとする要求が強くなつた。そこで一九三一年三月二十一日獨逸、墺地利間に關稅同盟條約が調印された。然るに關稅同盟は、過去に於ける獨逸聯邦間の例でも明らかなる如くに、聽て政治的に一國を成す懸念があるから、獨逸關稅同盟に對しては佛蘭西、チエツコ、伊太利、ユーゴ・スラビヤ、ルーマニヤなどの近隣諸國が強硬に反對し結局國際聯盟附屬國際司法裁判所の裁斷に由りて成立せざることとなつた。其の代りに英吉利、佛蘭西等の諸國は墺地利に對して財政を救濟する爲に借款を行ひ、墺地利の通貨クローネは略々安定することになつた。かゝる情勢の中にヒトラーの時世となり、一九三八年三月に獨逸は武力を以て墺地利を合併し、又翌年の三月にはチエツコを併合し、所謂第三帝國が略完全に實現を見るに至つた。併しシヤアレマン當時の獨逸帝國は波蘭その他の東方民族は其の勢力下にあつたから第三帝國の理想としては波蘭なりスロバキヤなりその他の東方諸國を自己の配下に置かんとする野心を持つのは當然である。

今日日本と滿洲國との間に關稅同盟を結ぶべきや否やといふ問題が研究されてゐる。關稅同盟の利益は同一のエコノミック・ユニット（經濟單位）を大ならしむるものであるから、大經濟單位が小經濟單位に比較して大なる利益がある如く、一般的に言へば國民經濟上有利なるものである事は疑ひない。その弊害は若し經濟發達の程

度の異なる兩地域を關稅同盟に入れると種々の點に於て兩者の間に經濟關係の相剋を生じて來る。關稅同盟を結ぶと自然同一の關稅率を課し、又兩者の間に存して居つた關稅障壁を撤廢することになるからである。かうなると高度に産業の發達した國の或物品の關稅率は、他の關稅同盟國に對する産業保護上十分なことになる。例へば日本に於ては綿織物は高度の發達をして居るから之に對して如何に低率の關稅率を課しても影響を及ぼさないが、同一の低率關稅をまだ發達の不十分なる滿洲國に適用するときには綿織物を發達せしむることが出来ない。高度の發達を遂げた日本の工業品は關稅障壁の撤廢を機會として程度の低い滿洲國の産業に對して打撃を與へるといふ結果になる。これに反し滿洲國のやうな勞銀の低い土地の農産物が關稅障壁撤廢の結果日本のやうな勞銀の高く又租稅負擔の相當に高い農業者に對しては壓迫を加へることになる。隨つて滿洲國と日本と關稅同盟を爲す場合に於ては滿洲の農産物が日本に來るのを調整する爲に適當の措置を講じなければならぬ。恰も朝鮮及び臺灣の農産物が内地に移入される場合嚴重なる統制を必要とされるのと同一の現象である。即ち關稅同盟の結果關稅障壁を撤廢してもその間に統制をすれば差支へないのであるが、それにしても農業國に對する適當の關稅、工業國に對する適當な關稅があるべきに拘らず、農業國に對して工業國の關稅を、工業國に對しては農業國の關稅を強ひる結果になる。従つて學理上に於ては關稅同盟は大體産業發達の程度が同一の諸國間にのみ利益であると考へられて居る。併し歷史上より見れば、政治上の關係が之に加はり、右の如き學理は十分に行はれぬ場合が多い。

關稅同盟を結ぶと自然關稅收入は交通上便宜な個所へ集ることになるから、その關稅收入を兩者の間に適當の率を以て分配しなければならぬ。適當の率といふのは、關稅同盟成立以前に於ける關稅收入額の割合を以て分配

することを公平とするのであるが、その他人口の數とか或は他の一般租稅の額とかいふものを參酌する必要がある。滿洲國の如く關稅を以て主たる財政收入となす國は關稅同盟の結果、財政上の困難を來すこととなる。何故かと言ふと關稅同盟のない場合に於ては第三國よりの商品は大連方面等から輸入されて滿洲國の關稅收入になるが、關稅同盟が行はれると交通の便宜上歐米よりの貨物は多く日本諸港に於て關稅手續を行つて、その儘滿洲に移出せられることとなる。(同一關稅地域内或は關稅同盟國間の貨物の移動を移出入と言ひ、關稅地域の異なる場合の移動を輸出入と云ふ。例へば日本内地から臺灣に送る場合に於ては移出と言ひ、臺灣から内地に來る場合を移入と言ふ。之に反し臺灣から英吉利へ行くを輸出と言ひ、英吉利から臺灣に來るのを輸入と云ふ。)日本が臺灣領有の結果、臺灣と日本との間の移出入額は大いに殖えたけれども、臺灣と諸外國との輸出入額はさして増進しない。従つて日本の關稅收入の一部を臺灣總督府に交付せねばならぬこととなつた。日本が朝鮮に日本の關稅を適用した時にも、同様の事情が起つた。若し滿洲國と日本との間に關稅同盟が成立したとすれば、それと同様な現象を生ずることと思考せらる。筆者の持論としては早晚日本は滿洲國と關稅同盟を結ぶべきものである。日滿支經濟ブロック論者の主張するが如く支那全部を滿洲國同様直ちに日本の經濟單位に包含する事は餘程困難であらう。勞銀低廉にして生活程度の低い支那と、日本が一つの經濟單位を形成することは相當の困難を伴ふものと考へられる。併し滿洲國は國防上の關係もあり一日も早く日本と同一のエコノミック・ユニットの中に入れねばならぬ。今日日滿支經濟ブロックが云々さるゝが、それが政治上の言としてならば容易である。が經濟上より如何なる事を意味するものであるか。九國條約、機會均等、門戶開放主義との關係をどう處理するかに關して多

く議論のあるところである。

第八節 自由港及自由區制度

自由港制度は中世に於て榮えたハンザ同盟の成員たるハンブルグ、ブレーメン、リュベック等の所謂自由都市フリー・シティに始つたものであるが、これ等の自由都市が獨逸帝國に編入された後も、其の地域の一部に從來通りの制度を保たしむるやうになつた。その部分を自由區フリー・ゾーンといふ。今日自由港として存在して居るのは英吉利領のマルタ、ジブラルタル、アデン、香港、海峽植民地等の直轄植民地及び我が關東州である。ダンチツヒ、ハンブルグ、ブレーメン等は名儀上は自由港と言はるゝが、實はこれ等は自由港ではなくして自由區である。ハンブルグ港の一部分に嚴重なる障壁を廻らし、その區域内だけが自由區をなしてゐる。即ちハンブルグそのものは自由港ではない。自由港でも自由區でも特徴としてはその地域に輸入し又其の地域から輸出せられる一切の貨物は總べて關稅を課せられない。又何等の輸出入制限を受けないのが原則である。唯財政上の目的の爲に煙草、酒その他少數の物品に對して自由港内に於て消費稅を課して居る場合がある。香港などはこれ等の外に家屋稅、土地稅、所得稅を課し、關稅は取らないに拘らず財政收入が充分である。海峽植民地に於ても關稅は取らないが、港稅、噸稅は取り、この收入に依つて立派な港を造つて居る。尙アドリア海に於ては、もと壤地利領の伊太利領トリエスト、又もと洪牙利領で伊太利とユーゴスラビヤに分割されてゐるフィウメ及びスーサツクにも自由區が存在して居る。日本に於ては長崎港の一部に自由區を設けようといふ議論も一時あつたが、結局日本に於ては自由區なるも

のは設けられず、自由區の制度に似た假置場といふものが神戸及び横濱に設けられ、自由區に近い作用をなして居る。

自由區なり自由港なりの設置目的は仲繼貿易を獎勵する爲である。關稅を課すると輸出貨品の原料品にも輸入稅を課することとなり、輸出貨品の製造工業が充分に起らない。例へば香港のやうに國際交通の要衝に當つて居る場所を自由港とすると、第三國より種々の原料を自由に輸入して又製品の輸出を自由にすることが出來、恰も自由貿易主義を採用したと同じやうな結果を實行することが出来るものである。即ち自由貿易主義を採用して居れば自由港の制度も自由區の制度も必要である。關稅法を實施する場合に於て、特定地域に於て恰も自由貿易を採用したと同じやうな事態を生ぜしめんとする目的が、自由港及び自由區制度を設くる理由である。然らば自由港と自由區とはどう違ふかと言ふと、自由港の場合に於ては、その本國と關稅上全く分離して居るが、自由區の場合には分離して居ない。大連は自由港であるから、その母國たる日本との間にも、その背後にある滿洲國の間に嚴然たる關稅障壁を設けてある。従つて、日本から關東州に移出する場合に於ては實質上それは移出ではなく、輸出である。外國に輸出すると全く同様である。又關東州から日本に移入する場合、それは外國からの輸入と全く同様である。即ち自由港は恰も外國の領土と同一の取扱を受けることになる。丁度關稅同盟の場合の逆であつて、關稅同盟は主權は別々の國家に屬するのであるが、關稅行政上では一箇國となる。自由港の場合に於ては政治上の主權の歸するところは一つであるが、關稅制度に於ては外國と同様に取扱ふのである。自由區制度は之に反して依然として、その母國と關稅上も、行政上も一體をなして居る。母國に於ける租稅その他

は原則として自由區に行はれる。只母國の租税等を自由區内に適用するを要せざる爲に自由區に於ては人民の居住を許さない。従つて事實各種の租税は自由區に於て課せられることはない。自由區と自由港の根本の違ひは労働者及び工場主の居住を許すか許さないかの點でも判かる。又第二の差違は自由港に於ては如何なる製造工業を起すことも自由であるが、自由區の場合に於ては特に政府の許可を得た製造業のみ行ふことが出来る。従つてハンプルグの自由區に於ては造船業であるとか、セメント工業であるとか、ガラス工業であるとか、小範圍の製造工業のみが許されて居る。若し之を廣範圍に許したり又労働者等の居住を許したりすると自由區は自由港制に變るのである。

序でに關東州の生産物は日本に於て如何なる待遇を受けるかを説明する。關東州の生産物は之を政治的に見るならば日本の領土の一部に於て生産せられたものであるから、日本に移入する場合に於て税を賦課すべき性質のものではない。併し關稅行政の點から云へば、關東州の生産物は外國品と看做すべきものである。従つて、日本に於てはその中間をとり、幾多議論の末大正十四年關東州特惠關稅と稱するものを設けられた。關東州の生産物にして外國の原料品を使用しないもの、例へば大豆、麻等は、日本に於て無税とする。外國の原料を使用し關東州に於て製造したものは之に低税を課することとした。尤も日本より關東州に輸入される場合に於ては自由港であるから關東州に留まる限り無税である。然るにその日本の産物が滿洲なり支那に轉輸される場合に於ては關東州に於て輸出税を掛けないが、滿洲國又は支那は關東州よりの輸入貨物を他の外國品と同様の課税をする。併し事實に於ては、日本なり第三國から關東州に輸入された貨物が時期を見て支那のジャンクなどに乗せて支那の不

開港場に密輸入され支那の關稅を免れるやうな場合があつて種々の物議を生じた。従つて關東州の現在の自由港制度を如何に改善すべきかは種々議論の餘地がある。關東州が純然たる自由港である以上日本及び滿洲國の關稅地域外になる。關東州の生産物を日本に輸入する場合に於ても支那又は滿洲國に輸入する場合に於ても外國品と同様の關稅を課せられる。従つて、滿洲の奥地から大豆その他の原料品を關東州に輸入して之を豆粕、豆油又は石鹼にして之を日本又は諸外國へ出す場合に於てはさしたる不利益はないが、是等關東州製産物を再び滿洲國へ輸入する場合は特に不利益を生ずる。即ち滿洲國から關東州に輸出する場合に於て滿洲國の輸出税を課せられ、更に製品たる豆粕、豆油、硬化油を滿洲國に輸入する場合に於て外國品として輸入税を受ける。之に反して關東州が滿洲國の領土の一部分になると、滿洲國から關東州に輸出する場合も、又出來上つた石鹼なり硬化油を滿洲國に輸入する場合に於ても税が課せられぬ。即ち關東州の側から云へば、滿洲國の關稅地域に併合される方が利益になる關係がある。關東州は政治的には日本領土の一部であるが、經濟的には滿洲國と不可離の關係にあるからである。之を如何に調節するか今後に残された問題である。尤もその關係を調節する爲に現在日本と關東州との間に於ては關東州特惠關稅があり、滿洲國と關東州の間には大連關稅協定があつて、綿密なる規定の下に之を處理して居る。この大連關稅協定は日露戦争後關東州租借權を日本が露西亞より受繼いだ結果、明治四十年日本と支那との間に締結されたものである。又本協定は獨逸が膠州灣に於て行つて居つた所の自由港制度に修正を加へたものである。關東州は日本の領土であるが、その人民は支那の國民である。而して關東州は日本の領土であるからこの地に支那の關稅を設ける事は禁止すべきである。併し乍ら關東州と滿洲との陸境に關稅を設けるこ

とは手續上不便であるから、此の滿洲國と關東州との國境に設置すべき税關を大連港に設けたのである。従つて大連に於ける税關は支那の税關であり、今日は滿洲國の税關である。

第九節 假置場及保税倉庫

假置場は日本特有の制度であつて自由區に近いものである。假置場に於ては、自由區と等しく一般人民の居住を禁止し、唯物品を包装し又簡單なる特殊の加工を施す爲に小規模なる工場の設置を許して居る。恰も保税倉庫を擴張した如きものである。保税倉庫とは倉庫を特定し、輸入貨物が右倉庫内にある間は、之を輸入したるものと看做さず、外國にあるものと看做すが故に、輸入業者は之を適當の時期まで、藏入れし、その物品の需要者を發見するを俟つて、關税を納め物品を引取り得るの便がある。従つて保税倉庫の場合に於ても、簡單なる加工は許すけれども、右加工の程度は荷造りの改装を以て原則とする。かく保税倉庫を利用する時は、貨物の需要を俟つて後に、初めて關税を納付し輸入することが出来るのみならず、直接保税倉庫より原輸出國に積戻しを爲し、又第三國に轉^{トランスポート}輸し得る等の利益がある。例へば亞米利加より横濱に輸入をし、横濱の保税倉庫に藏入をし、該貨物を場合に依り、或は亞米利加に積戻しをし、或は支那に再輸出をすることが出来る。斯の如く保税倉庫にある間は之を輸入と認めないから、保税倉庫に對しては嚴重なる監督を必要とする。保税倉庫は政府の所有を以て原則とするけれども、特殊の私設倉庫を指定して保税倉庫となす場合もある。例へば横濱税關構内にある保税倉庫は全部政府のものであるが、鶴見その他にある三井の倉庫などは保税倉庫の許可を受けたものである。

である。

又一國の港から他の開港場に對して貨物の陸上運送をする場合に到着地に於て關税の納付をするを便利とするから、關税未納の貨物に對して一國間の通過を許す爲に關税通路なるものがある。關税通路さへ通つて行けば、税を納付せずに一港から他の港へ移送することが出来る。之をボンデッド・ルートと云ふ。此の場合に於ては、その貨物に對して政府は檢印をなし、その貨物が途中で荷下し出来ないやうにする。關税通路の便益は亦所謂通過貨物の場合にも利用せられる。例へば横濱に陸揚げをした貨物を敦賀から再輸出をするとか、又神戸に陸揚げた貨物を浦鹽へ出すため、敦賀に送る場合にも利用せられる。歐羅巴に於ては貨物を一國の領土より他國の領土を通過して第三國の領土に送るが如き場合が常に生ずる。例へば巴里からギリシヤに品物を送る場合には澤山の國家を通^{パスポート}過する。かかる貨物に對して國境に於て一々之を荷下しをして檢査を受くる煩を免れしむる爲に、一九二一年四月二十日バルセロナに於て自由通過條約が締結された。

保税倉庫は關税納付を延期するのであつて、日本の税關統計に於ては保税倉庫から引取つて國內に於て消費される場合に初めて輸入されたものと看做す。假輸入(テンポラリー・アドミツション)とは、右保税倉庫等に輸入せられたるものを言ひ、眞實國內に消費の爲引取られたものを純輸入と言ふ。純輸入の事を特別輸入とも言ふ。之に反して假置場、保税倉庫に假輸入せらるるものをも包含せば之を總^{ジェネラルインポート}輸入と言ふ。輸出に就いても日本に生産せられた貨物を輸出する場合に於ては純輸出又は特別輸出と稱せられ、外國から貨物殊に原料を輸入し、加工の上再び輸出する場合を再輸出と稱し、兩者を併合したものを總輸出と云ふ。貿易統計に於ける總輸

出、純輸入（特別輸入）等の用語は右意味に用ひらるゝものである。英吉利の如き國は加工貿易が非常に盛であるから總輸出入額は多いが、純輸出入貿易は比較的少い。各國の貿易統計を比較する場合に相互に於ける純輸入を基礎とするが最も正確である。日本では普通輸出入と言へば純輸出入を示し、別に再輸出入の統計がある。英吉利の統計では輸出入と云へば總輸出入のことである。

前述したところの自由港、自由區、假置場、保税倉庫、關稅通路等設置の利益は、主としてその國に於て加工貿易を發達せしむるにある。保税倉庫の發達した國程加工貿易が盛である。支那事變後日本に於て、保税倉庫の主義を活用して、所謂リンク制を實施するに至つた。リンク制は一種の保税倉庫の變態と看做すべきものである。外國より輸入した原料を以て製造した物品を輸出した場合に於て、自由に原料の輸入を圖らしめる目的を有するのである。即ちリンク制に依り輸入を許された原料を以て國內消費に充つることは出来ない。隨つてリンク制の運用に對しては非常に綿密なる規定があり、往々當業者は其の不便を訴へて居る。一例を言ふならば、外國から日本に棉花を輸入し、その棉花を國內の消費に供する事は今日禁止されて居る。之に反し外國より棉花を輸入し、その製品たる綿織物を圓プロック外の第三國に輸出する事は、有らゆる方法に依り獎勵して居る。右圓プロック外第三國とは、支那、滿洲國を除外した他の外國のことである。支那及滿洲國は所謂圓プロックに屬するが故に支那及滿洲に綿織物を輸出しても外貨を取得し得ない。其の原料たる棉花を米國印度等より輸入する場合に於ては外貨を必要とするのに、之が製品を滿洲國支那に輸出をしては日本の國際收支をそれだけ悪化する。依つて原則として綿織物は日本國內に於ける消費を禁止すると共に、滿洲國及支那に對してもその輸出を禁止し

て居る。今日圓プロックに對する貿易を如何にするやば非常に複雑な又重大問題である。

その設立が問題となつて居る貿易省も、かゝる非常時局に際會し、日本の貿易政策を根本的に變改適應せしむる必要がある爲である。日本の通商政策は昭和四年の恐慌までは通商自由の原則で良かったのであるが、その後列國が種々關稅の引上その他の方法に依つて、日本の商品を排斥するに至つた後は、其の貿易政策は互惠主義に轉換すべきであつた。然るに政府に於てはその轉換を準備する機關がない。この新情勢に對應すべき貿易政策を樹立する爲、又その貿易政策を實行する爲に貿易省の設置が緊要なのである。昭和十四年十一月阿部内閣に於て貿易省の設置を決定したが、終に流産に終りしは遺憾である。

第十節 戻稅及獎勵金制度

戻稅制度とは消費税又は生産稅を課せられ居る内國産の貨物を輸出する場合に、右消費税又は生産稅を拂戻すことである。例へば日本に於て消費税を課せられて居る酒を輸出する場合には造石稅の拂戻しを受ける。又菓子を輸出する場合は、その中に含有されて居る砂糖に對する消費税の拂戻しを受ける。日本に於ては生産稅なるものがないから之を拂戻す例はないが、英吉利に於ては生産稅を掛けられてゐる商品があるから之を輸出する場合にはその稅額を拂戻すのが慣例である。併し斯の如く消費税等を拂戻す場合の外一般に外國産の原料品にして關稅を納付したるものを用ひて製造された貨物を輸出する場合にも戻稅と云はれて居る。例へば外國産の鐵葉板を使用して罐詰用の罐を造り、其の罐を用ひ果物、魚類等の罐詰製品を輸出する場合がある。又外國より薄鐵板

(ブラック・シート)を輸入して珓瑯鐵器を製作し之を輸出する場合がある、斯る場合に於てはこの鐵又は珓瑯鐵器の中に含有する鐵板に對し關稅を計算して拂戻しをする。同様外國から粗糖を輸入して之を日本に於て精製し、其の精糖を輸出する場合、又は外國より小麥を輸入し製粉の上小麥粉を輸出する場合もある。是等戻稅規則は大藏省が定め、關稅定率法の附則として詳細なる規定が掲載せられてある。輸出貿易殊に加工貿易を獎勵する爲に戻稅制度を完備することは最も必要である。それで何れの國に於ても戻稅に關する規定を定率法中に詳細規定して居る。亞米利加合衆國に於ては、納付濟の關稅額の十分の一は行政費として引去り、その残りの十分の九を拂戻すが一般の例でもある。戻稅制度は一旦支拂つた内國稅又は關稅を拂戻すのであるから獎勵金とは全然その性質を異にする。隨つて戻稅の場合に於ては外國に於て比價的ダンピング關稅を受ける心配はないのである。

獎勵金制度は之に反し或る特定の内國生産業を保護せんが爲にその輸出に對して國庫より一定の標準に依り獎勵金を下附するものである。而してこの一定標準は農産物にありては耕作地の反別であるとか、播種量であるとか、或は生産額を以て定めて居る。例へば今日亞米利加合衆國に於ては棉花の輸出に對して耕作反別を標準として斯の如き獎勵金を付與して居る。亞米利加合衆國は他の諸國に比較して生産費が高い所であつて、例へば棉花の生産價格の如きも高過ぎる。これが爲日本その他の國に於て、從來亞米利加合衆國から輸入してゐた棉花を例へばブラジルから輸入するといふが如き傾向を生ずるに至つた。ブラジルに於ては、在留日本農民も參加し、亞米利加合衆國から棉の種を輸入して亞米利加産と同様のものを生産するやうになつた。之に對抗する爲、亞米利加農務省は一定の標準に依つて亞米利加合衆國生産の棉花に對して輸出獎勵金を付與するやうになつた。併し今

日でも米國には千二百萬俵を超える多量の棉花が滞貨になつて居る。この棉花を如何にして海外に輸出するかは亞米利加政府の悩みである。これが爲日米通商條約の廢棄後日本向け棉花の輸出が日本側より制限を受くるが如きことなきに關し大に憂慮してゐる。米國の外埃及も棉花の輸出に對して獎勵金を與へてゐた。日本に於ても曾て茶、生絲などの輸出に對して獎勵金を與へた例があるが米國より之に對し比價的ダンピング關稅を賦課せらるゝ虞れが出来た爲取止めにした。凡そ獎勵金を原料品に對して付與する場合は、相手國に於て之に對しダンピング關稅を掛けることは稀であるが、製造品の輸出に獎勵金を與へると相手國より比價關稅を賦課せらるゝことが多い。即ち輸出國に於て獎勵金を付與して居る額に相當するだけ輸入國に於て特に關稅を引上げるのである。日本に於ても關稅定率法第五條にかゝる規定がある。それで一般商業政策上獎勵金は原料品に對する外は之を課すべからざるものと考へられて居る。従つて製造品に對しては一般に輸出獎勵金を付與せず、之に代へその製造に必要な機械類の輸入税を免除したり、或は製造會社に對して配當を補給したり、或は營業税の免除等を爲す等の方法により生産を獎勵するのが慣例である。例へば日本に於て製鐵會社或は染料會社等に對して種々獎勵の方法を設けた例は多いが製造品の輸出其者に對し獎勵金を與へた例はない。

輸出獎勵金について著名なる例は、歐洲諸國に於けるビート・シュガーに對するものである。各國競争して自國産の甜菜糖に對し輸出獎勵金を與へたる結果、益々競争を激化、各國共不利なる影響を受けることとなつたから、一九〇三年ブラツセルに於て國際會議を開催し、佛蘭西、獨逸、白耳義、露西亞、瑞西、伊太利等一切の參加國は爾後一切ビート・シュガーに對し獎勵金を付與せざることを決議し、同時に獎勵金を受くる砂糖に對しては縮

約國一律に比價關稅を賦課する事を約定した。その後右協定に英吉利等の甘蔗糖產出國も參加し、砂糖に關する國際協定が生まれることとなつた。右國際協定に依つて今日は砂糖の生産制限を行つて居る。この砂糖の減産協定に日本は參加してゐない。日本は臺灣糖に對して明治四十四年の小村條約改正當時從價五割、六割の關稅保護をなした。ブラツセルの國際協定に於ては關稅は從價一割を超過することを禁じてゐるため、日本は之に參加し得ないのである。それ故、若し日本産砂糖を是等協定國に輸出する場合にはこの比價關稅の賦課を受ける筈である。支那はブラツセル協定に參加してゐないから、日本の製糖業者は糖業聯合會を作つて一方砂糖の國內生産に關し統制を行ふと同時に、他方一定量以外の砂糖は支那及び滿洲市場に對してダンピングをして居た。而してこのダンピングにより生ずる損害は糖業聯合會に於て之を負擔する組織である。當初日本は蘭印より粗糖を輸入し、之を精製し、その精糖を支那に再輸出してゐた。日支事變後日本は貿易統制を行ふた結果右蘭印よりの粗糖の輸入を制限するに至り、自然蘭印との間に於て困難なる通商交渉を生ずるに至つた。

國際法上獎勵金の付與せられて居る貨物は、之に對して比價關稅を課しても無條件最惠國待遇の規定に違反せざるものと認められて居る。併しこの點疑問の餘地がある。英吉利は無條件最惠國條款の解釋上、如何なる場合に於ても關稅に對して差別待遇を設くるを得ずといふ解釋を取つて居た。日本の關稅定率法第五條に於て、「外國ニ於テ輸出獎勵金ヲ受クル物品ニ對シテハ別表ニ定メタル關稅ノ外勅令ヲ以テ獎勵金ト同額ノ關稅ヲ課スコトヲ得」と規定し比價關稅を合法化して居る。併し無條件最惠國條款との關係上未だこの第五條の規定を適用した例はない。果して獎勵金を受けて居るや否やは之を證明することが困難であるからである。同條に於ては又ダンピ

ング貨物に對する割増關稅賦課の規定もあるが、この規定も亦今日に至るまで適用された事例がない。即ちダンピングの定義如何が先づ通商政策上非常に困難なる問題となる。併し亞米利加、加奈陀に於ては一番簡單な解釋の方法を採り、日本に於ける市場相場と亞米利加に於ける輸入値段と比較して、亞米利加に於ける輸入値段より關稅其の他の諸掛りを引去りたるものが日本に於ける卸賣相場より低き場合に於てはダンピング關稅を課し得ることとして居る。獨逸の如きは國內で相場を高くして製造業者から約十數億馬克の生産稅を徵收し、その十數億馬克を以て之を海外に對する輸出獎勵金に充て、居る。隨つて獨逸品は一般に獨逸國內に於ける相場よりも海外に於ける相場の方が低くなつて居る。而して海外に於ける相場はその相手國に於て競争する貨物ありやなしやに依つて差等を設けて居るのである。例へば獨逸から電氣機械を輸入する國が日本の如く、これと競争する電氣機械を生産する場合に於ては、獨逸は日本に於ける自國品の價格を、日本の電氣機械と競争し得る程度にまで引下げて居る。之に反して支那の如く電氣機械の製造業者が競争がない場合に於ては、英吉利、亞米利加等の競争國より輸入される電氣機械の程度まで相場を引上げて居る。獨逸は此の如く相手國に依つて相場に差別を設ける政策を執つて居る。亞米利加は右獨逸が全般的貿易統制に依り獎勵金を與へて居る點を捉へ、ダンピングを行つて居るといふ解釋を取り、獨逸より亞米利加に對する輸入品の全體に對して一九三九年三月十八日より二割五分のダンピング關稅を課して居る。

日本に於ても日支事變の初期に於ては國內物價の方が輸出物價よりも高かつた。それ故綿織物の例で最も明かであつた如く、輸出用のものが國內に流れる心配があつた。又靴、自轉車、毛織物等も、同様國內價格の方が高

く、海外輸出用のものが、国内消費に充てられる傾向が甚だしかつた。之を防ぐ爲に前述の如くリンク制とか、貿易振興會社の設立とかが必要となるに至つた。所が歐洲大戰の再發に依つて形勢が一變し、國際物價の方が日本の國內物價よりも高くなり、國內物價も國際物價に追従して騰貴の形勢を示して來た。日本の低物價政策は歐洲大戰後國際物價標準上昇の爲に維持出来なくなつた。之を制止する爲に昭和十四年九月十八日の市價を基準として、九月十八日以後一切之を引上げべからざる趣旨の大膽なる勅令を發布せられた。但し九月十八日以後に於ても海外輸出の場合に於てはこの限りにあらずとしてある。そのため、例へば生絲の如き亞米利加に於ける歐洲大戰開始に依る景氣の回復、並に圓價の弗に對する下落の爲に、一時百斤七百圓であつたものが昭和十四年末には二千圓位になつた。然るに國內の生絲はさ程高くないから、國內に於ける相場と國外に於ける相場とを比較すると、輸出値段の方が國內値段よりも非常に高くなるといふ現象を示すに至つた。即ち以前とは逆の現象を呈するに至つた。かくて國內値段が輸出値段より低きことゝなつたが故、輸出獎勵金を與へて居ると見られることはなくなつた。併し斯様な場合に於ても亞米利加側に於て、日本の物價を九月十八日の標準に依つて停止することは、日本全體の生産費を不自然に低めることになるから、日本の生産品は全面的に獎勵を受けて居ると解釋する懸念がある。即ち亞米利加は昭和十五年一月二十六日日米通商航海條約失效以後に於て日本よりの輸入品の全體に對して、獨逸品に對する如く割増關稅を課するの虞があつた。亞米利加國務長官、コルデル・ハルは、貿易統制を行ふ國の生産物に對しては最惠國條款の適用により、ハル互惠協定稅率に均霑せしむることは不可なりと主張して居る。その議論から言ふと、日本が採用し居る貿易統制は亞米利加をしてダンピング關稅を課

し得る口實を與へしむるの虞がないと言へない。併し實際はそれ程悲觀的に考へる必要はなかつた。

斯の如く亞米利加は内國產品の生産保護の爲に種々綿密なる規定を關稅法中に設けて居る。前述の如き單なる關稅の割戻の場合と雖も時に之を獎勵金と看做すことがある。それ故日本に於ては曾て臺灣の紅茶に對し製造獎勵金を與へんと計畫があつたが米國の主義により右計畫を廢止した。又外國より輸入する亞麻布を以て製造するテーブル・クロースの輸出に對して米國を氣兼ねし關稅割戻を爲す代りに右原料たる亞麻布其のものゝ輸入稅を無稅にしたこともある。

(註) 日本關稅定率法の稅番二九九の四の漂白した亞麻布に對しては特に無稅になつて居る。亞麻布は製品であるから日本の關稅定率法に於ては從價二割五分を課するのが原則であるに拘らず、この漂白したる亞麻布に對しては特に無稅にして居る。その理由は如何と云ふに、日本は英吉利から漂白したる亞麻布を輸入して日本で刺繡をしてテーブル・クロースとして亞米利加に輸出をした。この時政府は英吉利より輸入する麻織物に對してテーブル・クロースとして亞米利加に再輸出をする際戻稅をした。これは少しも不都合な處置でなかつたのであるが、亞米利加はこの關稅割戻に對して之を獎勵金と看做してテーブル・クロースに對し比價稅を課した。それ故日本は態々關稅定率法の改正を行ひ、右稅番の二九九の四、即ち英吉利から輸入するテーブル・クロース用亞麻布のみを無稅にしたのである。何故に亞米利加が比價稅をかけたかと云ふと、日本に於けるテーブル・クロースの値段は、英吉利から二割五分の關稅を拂つて亞麻布を輸入し、之に刺繡の手間賃を加へたものであるべきである。然るに米國向けテーブル・クロースは拂戻された關稅額だけ安いこととなる。國內値段より輸出値段が安いからその安い額だけ獎勵金を受けてゐるものと斷定したのである。

斯様に亞米利加は戻稅と雖も之を獎勵金と看做す場合が多い。そのくせ亞米利加自身は戻稅制度を非常に活用

して居る。亞米利加は國內の消費税を拂戻す場合に於ては之を獎勵金と看做さないが、輸入品に對して拂戻す場合に於ては之を獎勵金と看做す。それ故に亞米利加は日本とのみならず各國との間に色々と關稅紛議を生じた。亞米利加の大藏省は特に日本に稅務官吏を派遣して、名古屋或は横濱に駐在せしめ米國向日本特定物品、例へば陶磁器の國內値段と亞米利加に於ける輸入値段と比較して、日本の卸賣値段が同製品の輸出價格、又は米國市場に於ける卸賣價格より關稅、運賃、保險料、手数料等を差引いたものよりも高い場合に於ては、その差額を獎勵金と看做して比價關稅を課する規定になつて居る。例へば現在日本の國內に於て綿織物は非常に高い。所で日本の綿織物の輸出値段はリンク制の爲に非常に安い。斯ういふやうな場合に於て輸出綿織物に對してダンピング關稅を課するは不都合である。輸出値段は亞米利加の原料品を輸入してそれに加工賃を加へたものであり、之に反し國內消費のための綿織物の製造は禁止されて居るから、日本に於ける綿織物の値段といふものはないのである。然らば日本に於てエキスポルト・プライスのないもの、又はエキスポルト・プライスの不明の場合は、どうするかといふと、亞米利加に於ける卸賣値段から關稅、保險料、運賃、手数料を引去つたものを以て日本に於けるエキスポルト・プライスとすると定めて居る。斯くされては稅關の評価値段は甚だ高くなる。只綿織物は從量稅であるから右評價値段の適用を受ない。之に反し陶磁器は米國に於て從價稅を受けて居る。例へば或陶磁器にダンピング關稅を課すべきか否やといふことは、亞米利加市場に於ける陶磁器の卸賣値段を調べて、その卸賣値段から關稅、運賃、手数料、保險料を引去つて、その引去つたものが日本市場に於ける卸賣値段より低ければダンピング關稅は課すべきものとして居る。大體に於てエキスポルト・プライスは國內に於けるマーケット・プ

ライスより低いのが原則であるから、亞米利加の評価方法を嚴格に實行すれば、殆ど全部の商品はダンピング關稅を受けなければならぬことになる。

斯くの如く亞米利加は國內産業を保護する爲に、屢々困難なる交渉を列國との間に惹起して居る。又前に述べた如く、亞米利加は獨逸、ソヴィエト、伊太利、最近は日本の如き國家が産業又は貿易に統制を行ふことは間接に輸出獎勵金を與へるものと看做して、既に一九三九年三月十八日より獨逸よりの全部の輸入製品に對して從價二割五分の附加稅を課すに至つた。ソヴィエトと伊太利とに對しても種々困難なる交渉を重ねた上、結局暫行的に最惠國待遇を付與することとなつた。米國と獨逸との通商關係は米國側より一九三四年十月十三日附を以て一箇年の豫告を以て通商條約の廢棄を申込んだ。獨逸は之に對抗する爲に、亞米利加が關稅引上げを行ふ程度まで亞米利加向けの商品に對して獎勵金を付與することゝした。即ち獨逸は一九三五年六月十八日に輸出振興基金制度なるものを設けて前に述べた方法により亞米利加市場向輸出品に對して適當程度の獎勵金を與ふることをした。そこで亞米利加は同年七月十一日以降獨逸よりの生産品十種に對してダンピング關稅を實施したが更に一九三九年三月十八日よりダンピング關稅を全部の獨逸輸入品に擴張したのである。

日米關係はどうであるかと言ふと、米國は昭和十四年七月二十六日を以て條約廢棄の通告をして來たから昭和十五年一月二十七日から無條約關係に入つたわけである。それ以前に新通商條約が出来るか、又は伊太利、露西亞の場合の如く、暫行的に最惠國待遇の交換を行ふことを希望したが、米國政府は之に同意しなかつた。結局右一月二十七日以後日本の物品は亞米利加に於て、亞米利加貨物も日本に於て無條約貨物として取扱はるること

となつたが、兩國とも特別の行政命令を發布し無條約後も差別待遇を行はざることとした。尤も今後日米外交關係が今日以上に悪化する場合には米國は獨逸との場合の如く日本よりの輸入品全部に對して附加税を課するは勿論日本に對し軍需品その他の輸出を全部禁止制限するが如き事態に至るべしと思考し得る。

獨逸等に於ては歐洲大戰前戻税と獎勵金とを混用し、その制度は獎勵金制度なるや、戻税制度なるや明確を缺く場合があつた。例へば獨逸に於ては海外より小麥を輸入して製粉するものある場合に於て、その製粉を海外へ再輸出するときは、その製粉の原料たる小麥の無税輸入券を與へた。而して右小麥の無税輸入券は他人に轉賣することも自由であつた。斯くすると製粉業者は獨逸國內生産の小麥を原料とした製粉を海外輸出し、小麥の無税輸入券を得、右輸入券により輸入した小麥を以て國內消費用として製粉しても差支ないこととなつた。更に外國産小麥を以てする製粉を再輸出する際には、小麥の關稅全部を拂戻したから、其の結果副産物として出來た麸丈無税輸入の利益を得ることになつた。斯くて獎勵金制度を戻税に加味した制度が出來た。嚴格に言へば海外から小麥を輸入して、その小麥を保稅設備の下に製粉した後その製粉を海外に輸出する場合に於て關稅の割戻を受くべきであるが、又其の結果副産物たる麸が出來る場合にはその麸に關する小麥の分量だけは引去つて關稅を割戻さなければならぬのである。前に保稅倉庫の場合に説明した如く、外國から假置場に輸入し、その假置場に於て製粉を爲し、右小麥粉がその儘海外に出る場合に對して輸入税を拂戻すべき筋であつて、その假置場から麸を副産物として國內に輸入した場合にはその麸に對する關稅だけは原料小麥に對する關稅割戻額から割引くべきである。又その小麥たるや海外生産の小麥たることを要し國內生産の小麥たる場合には戻税の利益を受くべきでない。

い。然るに獨逸は小麥粉を輸出した者に對して之に相當する量の外國産小麥の無税輸入券を與へ、且つその無税輸入券の轉賣を許して居たから、自然内國産小麥を輸出しても關稅割戻を受けるといふやうなことになつたのである。かゝる場合にも亞米利加は之を獎勵金制度と看做して麸の部分丈に對しダンピング關稅を課したことがある。

第六章 通商自由の原則

第一節 通商自由の意義

日本に於ては明治四十四年、小村條約改正が行はれた。その小村條約改正の根本趣意は通商自由主義であつた。通商自由主義は一八六〇年以降英吉利始め一般歐洲諸國に於て採用されたものであつて、英吉利はその後久しく自由貿易主義のチャンピオンとなつた。和蘭、白耳義、瑞西及丁抹、瑞典、諾威の所謂スカンデナヴィヤ諸國も續いて英吉利と同様の自由貿易政策を採用したのである。これ等の國々は歐洲大戰後に於ても通商自由のチャンピオンであつた。是等自由貿易諸國の中で英吉利は夙早く産業が十分發達してゐたから之を採用し、和蘭、白耳義その他の諸國はその國の地位が大國の間に介在して、中繼貿易を以て、その生命としたから之を採用するに至つた。之に反し歐洲大戰前獨逸は關稅保護主義を採用して居たけれども、發達せる獨逸産業に基づく製造品を世界各國に販賣する必要上關稅制度以外の點に於ては英國等の自由貿易主義諸國以上に通商自由主義のチャンピオンであつた。即ち獨逸はその國民の外國に於ける入國權、居住權、企業權の自由を主張する點に於ては列國中の急先鋒であつた。日本はこの間に立ち、明治四十四年の條約改正に於て英獨の夫れを參酌し通商自由主義を採用した。即ち出来るだけ關稅率を低くし外國より輸入する原料品の價格を引下げ、以て輸出工業を獎勵すると共に、在海外日本國民、船舶及生産品の進出を獎勵する爲に、獨逸等の新興國が主張した入國、旅行、居住、企業

の自由及び低關稅の維持を主張し、更に無條件最惠國條款の一般的適用を主張した。獨逸の採用せる如く其の國民の海外發展を便にする爲通商條約中に綿密なる規定を設けることは新式條約と謂はれるのであるが、日本は右新式條約案を明治四十四年の小村條約改正の際採用し、更に其の後大正十一年に於ける内田外相時代の戦後條約改正方針に依つて之を積極的に實行することになつた。

前述したところを繰返すが、小村時代に於ては新式條約の形式に依り、通商自由主義を根柢として各國との條約を改正した。併しその條約改正の趣旨は日本をして對等條約締結の目的を貫徹することにあつた。然るに大正十一年後の戦後條約改正に於ては、更に進んで戦後に膨脹せる日本國民及び其の經濟力を海外に進出せしめんが爲に、眞實の意味に於ける門戶開放、機會均等の主義を支那は勿論世界各國及其領土殖民地に齊しく實行せしめんとするに在つたのである。即ち大戰後に於ては英吉利は既に自由主義の陣營から顛落し、獨佛等は戦後の創痕が未だ癒えざる爲に保護貿易主義より一步を進めて制限主義に轉換せざるを得ない眞中に立つて、この極東日本が世界最大の通商自由主義のチャンピオンとなつたのである。この事は日本が歐洲大戰後あらゆる國際會議に於て、又あらゆる各國との通商條約締結に於て如何に通商自由主義を主張するに強硬であつたかを今後説明することに依つて判るであらう。換言すれば日本が明治四十四年及び大正十一年の條約改正に於て採用した通商航海條約の方針は新式通商條約の締結即ち通商自由主義の貫徹であるが、之に反し一八六〇年以後自由主義を採用した英國は歐洲大戰後漸次保守防衛主義に顛落し、米國は一九二三年の無條件最惠國條款の採用、一九三四年ハル互惠關稅法の公布により稍々通商自由主義に轉向し來つたのである。

明治四十四年に締結された日米通商航海條約は舊式條約に近いものである。之に反して明治四十四年の日英通商航海條約には新式條約である。茲に説明する所の通商自由主義を最十分に表現して居るものは大正十三年十月締結の日墨改正通商條約及び大正十三年六月十七日ブラツセルに於て調印された日本白耳義國通商條約である。これは筆者の恩師故安達大使と白耳義の自由主義のチャンピオンであつたイーマンス外務大臣との間に調印されたものであつた。通商自由主義による通商航海條約の理想的なるものである。同様大正十三年二月十九日調印された日本とシヤムとの通商條約も亦、通商自由主義の典型である。これはシヤム側に於て對等條約であれば如何に自由主義的のものでも同意せんとした關係から日本の希望通り通商自由の觀念を充分に具體化せしむることを得たのである。之を要するに明治四十四年の日英通商航海條約、並に大正十三年に調印した日墨、日暹、日白の三通商條約を見れば通商自由主義なるものは如何なるものであるか理解し得るのである。以下通商自由主義の模範と稱された日白通商航海條約、小村條約改正の模範となつた日英通商航海條約及舊式條約である日米通商航海條約の三つを取上げて通商自由主義の要點を説明することとする。

通商自由主義の要點は

- 一 外國人に對する入國、旅行、居住の自由並に產業權及職業權に關する内國民待遇
- 二 外國產貨物に對する低關稅の設定及び内國稅に關する内國產貨物待遇
- 三 内外船舶に對する均等待遇
- 四 動植物の安全及公安の必要に因る場合を除くの外輸出入禁止制限の撤廢

五 無條件最惠國待遇

六 條約の全領土地域に對する適用

七 外國會社の承認及び同種内國會社との均等待遇

であるが、日本に於ては大正十一年の戰後條約改正の際前記各項を根本政策として本邦の臣民、貨物及び船舶をして世界各國一切の領土に於て自由なる發展を爲さしむべく努めた。大正十年頃から十五年頃に亘り各國との間にこの方針に基き通商條約を締結した。又日本は國際聯盟その他の國際會議に對しこの方針を以て臨んだ。

第二節 入國の自由

前に述べた如く明治四十四年の日米條約は所謂舊式條約に屬するものである。隨つて叙上通商自由の原則は同條約中に規定せられ居る場合は甚だ僅かである。右日米條約は米國政府の希望により一八七一年に締結された米伊條約に則つたもので日本の希望に遠きものであつたが、移民制限に關する自由を米國に付與して居た舊陸奥條約第二條末項を削除したさに小村外相が難きを忍んで同意したものである。それで此の小村條約が米國よりの廢棄通告により、昭和十五年一月二十七日以後失效することになつても餘り遺憾とすべきものでない。併し日米間が無條約となる場合に於ては兩國通商上多大の障礙を受けるの虞あることは既に新聞雜誌に於て論議された通りである。

偕て前述した通商自由原則の第一は入國、旅行、居住の自由である。日米條約第一條は締約國の國民は他の一

方の領土内の各地に入國し滞在することに就いて當該國の法令に遵由する條件の下に完全なる自由を有する旨を規定してゐる。完全なる自由といふのは入國、滞在、旅行に付て何等の障礙を受けないといふことである。この日米條約第一條劈頭に入國、滞在の自由を規定したのは、亞米利加に於て日本の移民に對して入國に關し差別的に種々の制限を加へんとしたに對し、之を防止せんとするの目的を持つたものである。明治三十二年の日米條約にはその第二條末項に於て、日本の移民に對し米國の法令を以て種々の制限を加ふることを妨げざるものと規定されて居た。明治四十四年小村條約案なるものは日本の恩人として忘るべからざる外務省顧問亞米利加人デニソンの起草になるものであるが、デニソン氏は獨逸等が各國と締結し居る所謂新式條約を參酌すると共に日本の特殊事情に適合する様特に入國問題に重點を置いて規定した。即ち其の原案に於ては現日英條約に於けるが如く第一條の冒頭に入國滞在に關する事項はその國の法令規定の如何を問はず完全なる自由を有すると規定したのである。之は日本人が亞細亞人種であり又有色人種たるが故に北米合衆國、南米、濠洲、加奈陀、南洋、南阿聯邦等の各方面、殊にアングロ・サクソンの居住する地域に於ては、勞働を目的とする移民たると一般商工業に従事するものたるを問はず、其の入國の上に於て種々差別的の制限禁止に服従して居り、又支那人其他亞細亞人同様に排斥を受けんとする形勢にあつたが故に之に備へんとしたのである。明治三十二年の條約改正に依り日本は治外法權の撤廢を全うし、對内的には所謂白人たる歐米諸國と同一の權利を得たのであり、この意味に於て明治三十二年の陸奧條約改正は世界人類歴史上の劃期的事業であるが、海外に於ける日本人の待遇に關しては依然として他の亞細亞人同様入國上差別待遇を受け又受くるの心配があつたのである。然るにこのデニソン起草の入國

權を絶對的に規定せる第一條を亞米利加政府に提出したところ、亞米利加政府は自分の國では何れの國との通商條約でも單に通商の事ばかりを規定し、日本の提案の如く入國權殊に商人以外の入國權を規定する條約を締結したことはない。随つて日本提案第一條の如きは亞米利加としては同意する譯に行かぬと主張した。之に對し日本政府の方では、いや一九〇二年締結の西米通商航海條約には入國權に就いては最惠國待遇が書いてあるではないかと申したところ、亞米利加政府曰くそれは西米戰爭を收拾する目的を以て締結されたものであるから西班牙人に關する特別のものである。その他の國との條約にはさういふ規定は一切ない。尤も亞米利加としては日本に對し最大限度の通商自由の原則を包含する條約を調印することは異存はないから、亞米利加が當時有して居る所の條約の中で最も完全なる通商自由主義を包含する一八七一年締結の伊太利との條約に準據しようといふのであつた。斯く亞米利加より提案されたものが新日米條約の第一條である。即ち

ARTICLE I.

The subjects or citizens of each of the high contracting parties shall have liberty to enter, travel and reside in the territories of the other to carry on trade, wholesale and retail, to own or lease and occupy houses, manufactories, warehouses and shops, to employ agents of their choice, to lease land for residential and commercial purposes, and generally to do anything incident to or necessary for trade upon the same terms as native subjects or citizens, submitting themselves to the laws and regulations there established.

併しこの第一條がその後日米間に外交紛争の種となつた重要な規定である。先づ本條の冒頭に「兩締約國ノ臣民又ハ人民ハ當該國ノ定ムル法律ニ從ヒ（即ち米國ならば移民法日本ならば外國人入國取締法）入國ノ自由アルヘシ」とある。それで日本は日米條約は日本人に對し入國の自由を保證したものである、尤も末段の規定に依り亞米利加は移民法を一般外國人に對すると等しく日本人に對しても適用することは出来るが、差別的に日本人の入國を制限出来ない筈であるとした。然るに亞米利加は一九二四年の移民法に依り日本人に對し他の歸化能力無き亞細亞人と同様一切入國を禁止した。

(註) 當時の在米埴原大使は、斯の如き移民法を通過し亞米利加が條約違反を行ふ場合に於ては傳統的の日米間の親交を害し兩國國交上 Grave consequence を惹起するものとして強硬なる抗議を申込んだ。之に對して上院外交委員長の Lodge はこの埴原大使の Grave consequence と云ふ二字を捉へ、日本は亞米利加を脅迫して居る、Grave consequence といふ字は戰爭を意味するのが一般國際法上の慣例である。従つて埴原大使の抗議は亞米利加が日本の要求に應ぜざれば日本は亞米利加に對して宣戰を布告するといふ意味である。斯の如く日本から脅喝を受け、之に依つて亞米利加が讓歩するならば亞米利加の傳統的威嚴と名譽とを害するものであるから承諾出来ぬとの大演説をなした。そこでこれまで埴原大使と當時の國務長官 Hughes との間になしてゐた接衝が水泡に歸し、この埴原大使の抗議を機會として亞米利加上院は一瀉千里で排日移民法案を可決した。

亞米利加は右移民法に對する日本政府の抗議に對して答へて、この have liberty to enter と云ふことは to carry on trade に關聯して居るのである。従つて日米條約は其性質上労働を目的として入國する移民に對する自由を保障して居るものではない。商業を營むものの爲にのみ入國を許して居るのであると回答した。右米國

政府の見解を明かにする爲、右一九二四年移民法の末段に歸化能力なき國民と雖も to carry on trade の爲に入國し得ること、即ち本移民法は現行條約上の規定に何等の影響を與ふるものに非ずといふ但書を追加した。之により亞米利加は何等條約違反を爲すものにあらずと主張した。

(註) 此の一九二四年移民法末段の規定により入國せられ居るものを爾後俗に treaty trader と稱して居る。即ち日本人の亞米利加への入國は原則として禁止されて居るがこの treaty trader は日米條約に依つて入國を許されて居る。隨つて三井物産會社の社員でも、正金の社員でも、郵船の社員でも例外的に treaty trader として入國を許されて居る。併しこれは條約の定むる所に依るのであるから、日米條約が昭和十五年一月二十七日以後無効となる場合に於ては treaty trader としては入國は出来なくなるわけである。然らば一月二十七日以後は是迄この treaty trader として入國を許可されて居る者は日本に送還を命ぜらるゝのであるかと言ふ疑問が生じた。そこで亞米利加の法律家に研究せしめたところ、是等「條約商人」は改めて temporary admission の許可を得れば亞米利加に殘留することが出来るといふ解釋をなすこととなつた。實際問題としては無條約となると同時に送還すると云ふが如き嚴格なる處置は、伊太利又は獨逸との間が無條約關係になつた場合に於ても、米國政府が曾て執らざりし處置である。故に日米關係が今後一層惡化せざる限り斯の如き強硬なる處置を亞米利加政府は執らぬものと思ふ。併し商賣人としてはこの點が非常な心配の種となつて居る。

然らば何故明治四十四年小村條約改正の際斯の如き意味の不明確なる規定を日米條約に挿入したかと言ふことを更に説明する。亞米利加の原案第一條には當初 to enter といふ文字は無く一八七一年米伊條約同様 shall have liberty to travel and reside とあつた。その理由は各國に於て外國人の入國に關する事項は國際法上所謂 Domestic Jurisdiction (國內管轄權) と謂はれるもので、是は條約に依つて規定せらるべからざるものである、日本の原案の如く入國に關する規定を通商條約上に挿入することは亞米利加の憲法上支障があるといふことであつた。併し日本側としては若し入國權に關する規定が挿入され

ないならば日米條約を改正する理由は殆ど無くなると、この點を非常に強硬に主張し、結局米國側をして to enter なる二字挿入を承諾せしめた。尤も之に代へ亞米利加をして安心せしむる爲條約調印と同時に日本は亞米利加への移民を従來通り制限する旨を宣言した。従來通りの制限とは一九〇八年(明治四十一年)日米間に移民に關し秘密に交換せられた Gentlemen's Agreement (紳士協約)の規定を遵守することである。それに依ると日本は亞米利加への労働者の入國を自發的に制限し、米國行旅券は在米日本人の妻及未成年の子女以外には發給せざることとした。その制限を新條約の下に従來通り勵行するといふのである。それと共に日米間に公文を交換し、外國人の入國を如何に制限するかは Domestic Jurisdiction の問題であることを相互に承認した。尤も日本は右承認に依つて米國が日本人に對し差別待遇を實行することを承認したものに非ざることと明かにした。即ち當時の米國移民法中に於て在布哇日本人が米本土へ轉航することを禁止して居たが、右轉航禁止は新日米條約中の旅行居住の自由を保障せる規定と扞格するやの嫌ひありたるに對し、米國政府は在米内田大使の見解を問合はせ來りたるに因り、内田大使は右轉航禁止の規定が特に日本人と規定せず「制限的旅券を有する外國民」(即ち布哇行旅券を有するもの、如く)とありしを捉へ、右移民法の制限たるや日本人に對すると他國人に對するとを問はず平等に一般的に適用するものであるから何等差支へないと回答した。之は間接に差別的移民法は日米條約の規定に扞格する趣旨を明らかにしたのである。然るに亞米利加は斯かる日米條約締結當時の移民に關する交換公文其の他の經緯を無視し、一九二四年に差別的移民法を制定したのである。同法に於て各國民に對して入國許可のクォータを定めたも日本に對しては他の非歸化外國人と等しく一切入國を禁止し、只前述の如く *Open Market* に對してのみ入國を許可したのである。

併し米國の主張の如く國內管轄權の下に外國人一般の入國に關して種々の制限を加ふるは兎も角とするも其の間に差別的規定を設けることは日本の主張する通商自由の根本觀念に扞格するものである。換言すれば日本の主張は衛生公安上の理由に依るの外入國は自由にすべきものであり、右公安等の理由に依る場合に於ても少なくと

も最惠國待遇を附與せざるべからずとしてゐるのである。右入國に關する日本の方針は明治四十四年の條約改正以後各國との條約交渉の際常に強硬に主張せられ其の目的を達したのである。右日本の主張に同意せざる國との間には條約の締結を拒絶したのである。濠洲、南阿等との間に尙ほ條約の成立を見ざるはこれが爲である。是等の方面に於ては日本移民は他の亞細亞人同様絶対に入國を許可せざることとなつて居る。之に反しコロンビヤ及パラグアイとの間には亞細亞人排斥法が存在するが之を日本人に適用せしめざる保障を得たる後新條約の締結を見るに至つた。

(註) 南米諸國には一般的に亞細亞人排斥法又は有色人排斥法がある。是等の法律は日本人を目的としたるものにあらず、主として支那人を目的としたものであるけれども、斯かる法律を日本人に適用せしむることは日本の條約方針と異なるところである。依て是等諸國と條約締結の際は日本人は法律上亞細亞人に屬せず、又は日本人は有色人種にあらずといふが如き無理なる解釋を交換公文で約束し初めて條約締結を行つたのである。又ヴェネズエラに於ては憲法上有色人種排斥の規定があつたが故に日本との條約締結の必要上右憲法の規定を修正せしめたこともあつた。

斯くの如く日本は明治四十四年の小村條約改正以後世界の各方面に對し日本臣民の入國自由を主張し、又ヴェルサイユ平和會議には所謂人種平等待遇を確保すべき條項を聯盟規約中に挿入せらるべきことを提議したのである。併し右人種平等の主張を貫徹することは同じ亞細亞人である印度人、支那人等の文明が不充分なるが爲に甚だ困難であつた。のみならず、延いてそれが爲に日本人のみ歐米人と同等の待遇を受くることも段々不可能となつた。茲に於て日本は轉じて亞細亞に還り先づ亞細亞の建設運動を爲さざるを得ざるに至つたのである。世界歴

史の發展が證明し又世界の如何なる宗教も之を主張するところの人種差別の撤廢各民族平等の主張は日本の東亞新秩序建設の新題目として實行せざるを得ざるに至つたのである。之が日本人に與へられた天職と見て差支ないと思ふ。過去の條約改正史に於て日本人七千萬に對してさへ歐米人との平等權を獲得するに甚だ困難があつたのに、更に支那四億、印度三億等の人民に對し日本人同様歐米人と等しく平等權を獲得せしむることは日本に對する非常なる負擔と言はざるを得ない。併し此處に有色人種將又亞細亞人のチャンピオンとしての日本の使命が存するものと言はねばならぬ。

第三節 居住、旅行、修學研究、生業、職業及産業の自由

通商自由の第二は居住、旅行、修學研究、生業、職業及び産業(製造業を含む)に關する内國民待遇の確保である。尤も右の中或る者に付ては最惠國待遇も止むを得ない。外國人の居住權は國民待遇が一般原則である。外國人の居住は例外の場合を除く外自由であるべきである。要塞地帯に於ては外國人の居住を禁ずることもあるが一般原則としては國民待遇を原則とすべきである。要塞地帯等に對し制限を設くる場合に於ても最惠國待遇を確保すべきである。外國人の旅行、滞在の權に付いても同様である。辯護士、水先案内人の如き特許職業は日本に於ても外國人に禁止されて居る。又銃砲彈藥の製造、鑛山業、沿岸貿易等も外國人は禁止されて居る。併し完全なる通商自由の原則に於ては、是等の職業産業は外國人に對し一切内國民待遇を許さなければならぬ筈である。之に關聯し支那に於ては外國に對し門戶開放、機會均等が今日行はれて居ると云ふけれども、それは事實でない。

門戶開放主義は支那の開港場にのみ行はれ、支那の内地全體は外國人の旅行、居住、生業、職業、産業に對し一切閉鎖されて居る。そこで日本は通商自由の原則を支那に適用し、支那の内地を歐洲大戰前の一般文明諸國の様に外國人の住居、産業の爲めに開放せしめねばならぬ次第である。

要するに通商自由の原則の第二は敘上旅行、居住、修學研究、生業、職業、産業上外國人に對し原則として内國民待遇を確保せねばならぬ。是等の通商自由の原則が現在最も完全に保障されて居るのは聯盟の委任統治地域及特に之が爲に國際條約が調印されて居るコンゴ自由國、モロッコ等である。白耳義、和蘭、英吉利等自由貿易國に於ては是等の事項に關して歐洲大戰前迄は完全なる通商自由主義が行はれて居つた。之に反し米國に於ては一般白人及日本人に對しては旅行、居住に關し内國民待遇を保障して居るが、支那人等の亞細亞人に對しては旅行、居住に對しても種々の制限がある。例へば在米支那人等は移民局に居住を届出せ Register card を貰はねばならぬ。レジスター・カードには自己の寫眞を貼り付けて置かねばならぬ。それを所持して居ないと直ちに警察へ拘引される。日米間が無條約となると斯の如き制限を或は日本人に對しても適用するやうになるかも知らぬ。支那人は亞米利加等に於てあらゆる方法で排斥を受けて居る。若し支那が眞に文明國たらんことを希望するならば抗日の代りに日本と歩調を合せて亞米利加その他に於ける斯かる不平等なる差別待遇の撤廢を圖るべき筋合である。然るに不幸にして今日日本は支那との間に紛争を生じ、支那は却て亞米利加の加擔を求めて居ると云ふ狀況である。支那は亞米利加に於て種々なる差別待遇を受けて居るに拘らず、亞米利加の援助を多とするといふ状態にある。支那人排斥は亞米利加のみならず南米、濠洲、蘭領印度等に於ても皆その通りである。従つて明

治維新開國より最近に至るまでの日本外交政策の要諦は如何にして歐米諸國及其の領土に於て有色人種たる東洋人とは異なり白人と同様の待遇を受け得る様にするかといふのにあつたのである。

第四節 私權享有の自由

通商自由原則の第三は外國人は私權の享有に關し國民待遇を受くべしと云ふにある。日本民法第二條に依ると「外國人ハ法令又ハ條約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私權ヲ享有ス」とある。通商自由原則の第三としては、右日本民法第二條に示すが如く外國人たるが爲に私權の享有に關し内國民との間に差別待遇を受くべきに非ずと云ふことである。然るに亞米利加に於ては加州及び其の他太平洋沿岸諸州日本人の多數居住する地域に於ては日本人に對し差別的に土地所有權を禁止して居る。更に加州に於ては土地借地權を三箇年に限定して居る。亞米利加諸州に於ては歸化能力無き點を標準として日本人等に對して差別的に土地所有權を禁止して居るのである。之に反し日本に於ては多年の間外國人に對し土地所有權を全般的に禁止して居たが、明治四十四年小村條約改正の準備として之を外國人に對し開放することの方針に變更した。日本に於ては土地所有權を外國人に開放することは條約改正の際常に外國側より主張せらるゝところであつたが、常に國內の保守的分子より反對を受け其の目的を達せなかつた。即ち明治十八年の井上外相案、明治二十一年の大隈外相案は土地所有權を外國人に許すの點に於て國論の大反對を受け失敗した。それ故明治三十二年の陸奥條約改正に於ては外國人に對し日本に於て家屋の所有權は許すけれども土地の所有權は許さざり。前記日本民法第二條の規定に拘らず外國人は日本に於て土地の借地權

及び地上權は許されるけれども完全なる所有權は禁止されて居た。明治四十四年の小村條約改正の際には明治四十三年に外國人土地所有權法を公布し、相互條件の下に要塞地帯及臺灣、北海道以外の全日本領土に於て外國人に對し土地所有權を許容した。然るにこの外國人土地所有權法の實施期は勅令を以て定むることとしてあつたが司法省側の反對に依り豫定の如く之を實施するを得ず、小村條約改正完成後もその儘に放任されて居た。凡そ帝國議會を通過した法律にして實施にならなかつたものは恐らくはこの外國人土地所有權法のみであらう。併し斯の如く依然として外國人に對し日本に於て土地所有權を禁止することは日本が通商自由主義を外國に主張する上に於て不便を感ずること甚だしかつたから、大正十一年の戰後條約改正に於ては政府は是非共之を實施することに決心した。之が爲に大正十四年四月改正外國人土地所有權法が實施せられたのである。爾後日本に於て一般外國人は土地所有權を有するやうになつた。蓋し世界大戰後各國は漸次制限主義に傾きつゝあつた最中に日本は自由主義に一層轉向するに至つたわけである。大正十一年内田外相の戰後條約改正は斯かる形勢の下に行はれたのである。尤も今日と雖も外國人は日本に於ては鑛山權は禁止されて居り、又外國船舶は沿岸貿易を禁止されて居る。尙右戰後條約改正に於てはこの鑛山權及び沿岸貿易權をも外國人又は外國船舶に相互主義の下に許容し、その代り外國に於て日本人及び日本船舶に對し鑛山權又は沿岸貿易權を獲得せしめんと試みたが其の目的を達せなかつたのである。

上記日本の主張する通商自由の原則と土地に關する日本現行法制との關係を條約上如何に按排規定するやは、日白條約を見るならば能く解るのである。日白條約第一條第三項には當締約國民は「必要ナルコトアルヘキ家